

ちよ~どいいまち ちよ~つといいまち

和光市

くらしのガイド

WAKO CITY GUIDEBOOK & MAP

2023



市の花 サツキ



和光市イメージ
キャラクター
わこわっち

さつきちゃん



県営和光樹林公園の桜並木



ささら獅子舞



長照寺の大イチョウ



新倉ふるさと民家園



和光太鼓



白子囃子



和光市
株式会社ゼンリン

ちょうどいいまち ちょっといいまち



CONTENTS



和光市のプロフィール	2
住みたい街！和光市のあゆみ	4
住みたい街！和光市のイイねポイント	6
ツムグ・街・わこう／和光ブランド	9
四季の見どころ	10
おいしい和光の味を召し上げれ!!	12
ライフインデックス	15
いざというときに	16
困ったときは	24
市役所案内	26
住民票・戸籍	29
健康	35
子育て	37
教育	46
福祉	48
ごみ・リサイクル	57
税金	60
住宅・生活環境	62
生涯学習・スポーツ・文化	67
市政情報	76
市内医療機関一覧	78
和光市マップインデックス	85
和光市全図	86
和光市マップ1～4図	88

住みたい街!

和光市のプロフィール

Profile of Wako City



和光市役所庁舎

和光市役所庁舎は、その外観を活かし、多くのテレビドラマや映画の撮影が行われています。

和光市は、埼玉県の南東部にあり、西側に朝霞市、北側に荒川を挟んで戸田市と境を接しています。また、南側は東京都と隣接し、市域は都心から15~20km圏内に位置します。武蔵野の面影を残した豊かな自然に恵まれており、県営和光樹林公園の広大な緑、荒川の雄大な流れ、市内各所で湧き水や緑豊かな斜面林があり、都市生活に彩りを加え、市民の心をうるおしています。古くから交通の要衝であった和光市。江戸時代には、五街道に準ずる地位を与えられていた川越街道に白子宿がおかれ、宿場町として賑わいました。現在では、東武東上線や東京メトロ有楽町線・副都心線、東京外かく環状道路などの首都圏の鉄道・道路交通の幹線が市内を縦横に走り、交通至便の住宅都市として急速に開発が進んでいます。豊かな自然環境と便利な都市環境をあわせ持つまちとして、現在も大きく躍進を続けています。

02 市の位置・大きさ

面積 **11.04km²**
東西 **2.5km**
南北 **4.9km**



03 人口(令和4年8月現在)

総人口 **84,248人**
男 **43,351人** 女 **40,897人**
世帯数 **42,388世帯**

01 市名の由来

昭和45年の市制施行にともない、大和町から公募により名称を変更しました。

「和光」は、市の前身である大和町の「和」と栄光の「光」を組み合わせ、平和・栄光・前進を意味し、明るく住みよい街に発展するようとの願いがこめられています。

04 市章

「和」(輪)の中へ「光」を入れたもので、市民の和合、団結と、和光の自然と明るく豊かで住みよいことと、全体として雄飛発展する市の姿を象徴したものです。昭和45年に公募した際、全国各地から325点の作品が寄せられ、和光市紋章制定審査会の厳選により決定されました。



06 市の木 イチョウ・市の花 サツキ



市の木 イチョウ



市の花 サツキ

昭和55年10月に市制10周年を記念して、市の木、市の花を制定することになりました。そこで8月にアンケートを取り、総数498通の応募の中から特に多かったものを慎重に審議した結果、市の木には、和光音頭にも歌われている「イチョウ」が、また市の花には、当時盆栽などに人気が高かった「サツキ」が選ばれました。

これは自然愛護思想の普及に資するために、市の象徴として指定されたものです。その後緑化推進事業を進める中で、「イチョウ」、「サツキ」を中心に緑を増やしていきました。

08 市ゆかりの文化人



童謡詩人 清水かつら
「靴が鳴る」等の歌詞



児童文学作家 大石真
「チョコレート戦争」等の著者

05 市民憲章

私たちの和光市は、荒川と富士をのぞむ武蔵野台地に、先人が和をたいせつにしてきずいてきました。このまちをさらに豊かで住みよくなるために、この市民憲章を定め、これを守ります。

一 私たちは、緑をふやし、きれいなまちをつくります。
一 私たちは、じょうぶなからだで、明るい社会をきずきます。
一 私たちは、きまりを守り、市民のつとめをはたします。
一 私たちは、ふれあいをたいせつに、連帯の輪をひろげます。
一 私たちは、学ぶ心をもちつづけ、ゆたかな文化をそだてます。

07 市のキャラクター



わこうっち

種別: いちょうの妖精
性別: 男の子
性格: 元気で素直でちょっとドジ
住まい: 長照寺の大いちょう
誕生日: 10月31日(市制施行日)



さつきちゃん

種別: さつきの妖精
性別: 女の子
性格: しつかりもの
出身: 和光市
年齢: 不詳

住みたい街! 和光市の あゆみ

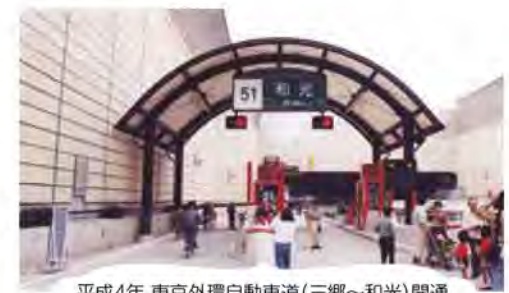
History of Wako City



昭和50年頃 和光市駅南側



昭和53年 第1回市民まつり



平成4年 東京外環自動車道(三郷~和光)開通



平成28年 下新倉小学校開校



平成11年 ロングビュー市姉妹都市提携調印式



平成18年 新倉ふるさと民家園開設

昭和45年 (1970)	10月	和光市市制施行
昭和46年 (1971)	4月	初めての市議会議員一般選挙
昭和47年 (1972)	2月 4月	下水道工事現場から古銭11万枚が出土 県立和光高等学校が開校
昭和48年 (1973)	1月 3月 5月 6月	保育クラブを設立 広報無線放送開始 和光新倉郵便局が開局 和光音頭が完成
昭和49年 (1974)	3月 6月 10月 11月	第三小学校脇に武道館を建設 坂下公民館開設 白子小学校で開校百年祭 新倉小学校で開校百年祭
昭和50年 (1975)	2月 4月	勤労青少年ホーム開設 広沢小学校開校
昭和51年 (1976)	4月 4月	北原小学校・第三中学校開校 老人福祉センター(現在の ^{新倉} 高齢者福祉センター)開設
昭和52年 (1977)	4月	県立和光養護学校・県立和光南養護学校 (現 特別支援学校)開校
昭和53年 (1978)	7月 11月	こども議会開催 第1回市民まつり開催
昭和55年 (1980)	11月 11月	市制施行10周年記念式典挙行 市の木「いちよう」市の花「さつき」市民憲章の策定
昭和56年 (1981)	4月 12月	荒川河川敷運動公園開設 保健センター開設

昭和58年 (1983)	4月 5月 8月	本町小学校開校 南公民館開設 図書館開設
昭和59年 (1984)	5月	総合児童センター開設
昭和60年 (1985)	4月 11月	下新倉児童センター開設 市制施行15周年を記念し市民歌を制定
昭和62年 (1987)	3月 4月 5月 8月	和光市駅北口を開設 県立和光国際高等学校開校 福祉施設「さつき苑」開設 地下鉄有楽町線開通
平成2年 (1990)	5月 10月	すわ緑風園開設 市制施行20周年記念式典挙行
平成3年 (1991)	8月	市民農園開設



昭和56年 保健センター開設



昭和58年 図書館開設



昭和62年 地下鉄有楽町線開通

平成4年 (1992)	11月 11月	勤労福祉センター開設 東京外環自動車道(三郷~和光)開通
平成5年 (1993)	1月 2月 5月 7月	市役所業務を新庁舎で開始 市内循環バス運行開始 地域間交流事業開始(長野県佐久市、栃木県烏山町 (現 那須烏山市)、新潟県津南町(現 十日町市)) 友好都市交流事業開始(アメリカ合衆国ワシントン州 ロングビュー市)
平成6年 (1994)	3月 5月 11月	東京外環自動車道(和光~大泉)開通 特別養護老人ホーム「福祉の里」開設 人口6万人突破
平成8年 (1996)	3月 8月	中央公民館開設 駅南口地下自転車駐車場開設
平成11年 (1999)	10月	アメリカ合衆国ワシントン州ロングビュー市 と姉妹都市提携
平成12年 (2000)	1月 5月	和光市ホームページを開設 市制施行30周年記念 2000年 和光市民まつり開催
平成15年 (2003)	4月	和光市・朝霞市・志木市・新座市合併の是非を 問う住民投票を実施し、4市合併を否とする
平成17年 (2005)	4月 9月	総合福祉会館開設 電子申請サービス開始
平成18年 (2006)	6月 7月	新倉ふるさと民家園開設 羽田空港行きリムジンバス運行開始
平成19年 (2007)	4月 5月	新倉高齢者福祉センター開設 総合体育館開設
平成20年 (2008)	2月 6月	和光理研インキュベーションプラザ開設 東京メトロ副都心線開通

平成22年 (2010)	2月 8月	市内循環バス運行開始 市制施行40周年記念写真展開催
平成23年 (2011)	2月 3月	和光市行政経営理念を策定 イメージキャラクター「わこうっち」誕生 
平成24年 (2012)	5月 9月	わこうっちの妹「さつきちゃん」誕生  天皇皇后両陛下下行幸啓
平成25年 (2013)	3月 12月	東京メトロ副都心線・東急東横線・横浜高速鉄道みなと みらい線相互直通運転開始 駅北口土地区画整理事業の起工式
平成26年 (2014)	2月 7月	和光市駅開業80周年 人口8万人突破
平成27年 (2015)	11月 11月	市制施行45周年記念「出土遺物の交流と結」開催 安倍晋三内閣総理大臣が助産院と地域包括支援センタ ーを視察
平成28年 (2016)	4月 11月	下新倉小学校開校 下新倉保育クラブ・児童館開設 下新倉図書館分館開設
平成29年 (2017)	6月 12月	二ホニウム通り記念式典を開催 第10回アジアエアガン選手権大会開催
平成30年 (2018)	6月 10月	東京外かく環状道路三郷南IC~高谷JCTが開通 アーバンアクア公園開設
平成31年/令和元年 (2019)	2月 8月	和光北インター地域土地区画整理事業完成 九都県市合同防災訓練実施
令和2年 (2020)	3月 5月 10月	午玉山遺跡 国史跡指定 新型コロナウイルス感染症対策 市民生活緊急支援プラン実施 和光市制施行50周年
令和3年 (2021)	7~9月 12月	東京2020オリンピック・パラリンピック開催 (陸上自衛隊朝霞訓練場(射撃競技))会場市 広沢複合施設「わびあ」グランドオープン

和光市のあゆみ

和光市のあゆみ

住みたい街! 和光市の イネポイント

Good point



和光市駅南口駅前広場

01 お出かけにとっても便利

市内に通る鉄道は、東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線の3路線。東京都に隣接しているということもあり、都心まで数十分。加えて有楽町線と副都心線は始発駅なので、都内への通勤・通学も楽々です。高速道路も、東京外かく環状道路の和光ICと和光北ICがあり、市内から羽田空港や成田空港への直通バスが運行しています。



東急東横線直通電車



県営和光樹林公園

02 自然や公園が多い

緑や湧水が大切に残されています。県営和光樹林公園をはじめとし、市民の憩いの場になっています。



富澤湧水

03 子育てもシニアライフも充実サポート

安心して出産・育児ができる環境、そして老後もいきいきと年を重ねることができる環境が整っています。



保育事業



介護予防事業

04 国などの研究・研修施設が立地

市内には理化学研究所や税務大学校、司法研修所をはじめ、国などの研究・研修施設が数多くあります。



理化学研究所



税務大学校

05 歴史・文化を感じられる

かつて宿場町として栄えた白子地区をはじめ、市内には歴史を感じる名所がたくさんあります。



国指定史跡 午玉山遺跡の土器



白子宿



新倉ふるさと民家園

和光市の“イネポイント”データ

2022年の穴場だと思う街 ランキング首都圏版2位

(SUUMO住みたい街ランキング2022 関東版より)

婚姻率が高い 6.4 県内1位(県平均4.1)

婚姻率とは、人口1,000人あたりの婚姻数(令和2年埼玉県人口動態概況より)

死亡率が低い 6.4 県内1位(県平均9.9)

死亡率とは、人口1,000人当たりの死亡数(令和2年埼玉県人口動態概況より)

出生率が高い 9.2 県内1位(県平均6.6)

出生率とは、人口1,000人当たりの出生数(令和2年埼玉県人口動態概況より)

市民が思う、市に魅力や誇りを感じるどころ

(市民意識調査(2019年10月))

1位 都心への交通の便がよいこと

2位 和光樹林公園など規模の大きな公園

3位 災害や犯罪が少なく、安心して生活できること

住みたい街!

和光市の
イネポイント

Good point



理化学研究所
日本で唯一の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、数理・情報科学、計算科学、生物学、医科学などに及ぶ広い分野で研究を進めています。

特大Nh路面板



水素プレート



ニホニウム通り



ニホニウムモニュメント

06 ニホニウム通り

和光市にある理化学研究所が平成16年(2004年)に合成した113番元素は、平成28年(2016年)に「nihonium(ニホニウム)」と命名されています。世紀の大発見をきっかけに、市では「科学・技術のまち」としてさまざまな取組をはじめます。

中でも和光市駅から理化学研究所までの歩道をシンボルロードとして整備したニホニウム通りには発見された原子番号113の新元素ニホニウム(Nh)を記念して、原子番号1(H)から118(Og)までのプレートやモニュメントが設置されています。



07 和光市広沢複合施設「わぴあ」

広沢地区にあるわぴあは総合児童センター、市民プール、温浴施設、保健センター、認定こども園や児童発達支援センターで構成されています。わぴあは、和光の「わ」、輪になるの「わ」に、ユートピアや広場・仲間の「ピア」から名付けられ、地域のにぎわいを創出する和光市の新たな交流拠点として、エリアを盛り上げるイベントやマルシェ、起業家講座、講演会などを開催しています。



総合児童センター



市民プール



温浴施設



ツムグ・街・わこう

和光ならではの「もの」がある…

WAKO BRAND

和光市の風土、歴史、素材などを活用したアイデアあふれる商品等や製法、品質、機能等の商品特性に優れたモノを和光市の誇る和光ブランドとして認定し、市内外にPRしています。ふるさと納税の返礼品にも和光ブランド認定商品が登録されています。

認定商品が18品目になりました! (令和4年9月1日現在)

ムギチョコレート



日本で最初の「麦チョコ」。1948年の創業より培われた製造技術や情熱を60年以上受け継ぎ作り上げます。サクッと麦菓子と詰め合わせたレーマンの代名詞とした麦パフとなめらかなミルクチョコレートのハーモニーをお楽しみください。

ルーブリアン



ルーブル美術館を思わせるかのような絵画が描かれた美しい缶に、4種のチョコレート菓子を詰め合わせたレーマンの代名詞ともいえる伝統的チョコレートアソートで、50年以上愛され続けている代表商品です。

王様のマドレーヌ
王様のフィナンシェ



焦がしバターのコクの中にレモンの風味が優しいマドレーヌ。上質なアーモンドパウダーの甘さと濃厚な焦がしバターが絶妙なフィナンシェ。

新倉うどん



仕上げに職人の手で手もみすることによって、独特のちぢれが生まれ、だしやソースがよく絡み、コシがしっかりしていて食べ応えのあるうどんです。

新倉まんじゅう



昔から和光市の農家では、行事やお祝いがある際には、まんじゅうやうどんが各家庭で作られていました。かつての伝統を後世につなげています。

和光サブレ



和光産の人参をたっぷり練りこんだ手作りのサブレ。

WAKKA~ワッカ~



こだわりの国産小麦や厳選した香り高いオリーブオイルなどの自然素材に、フルーツや野菜を組み合わせて焼き上げたアーモンド菓子ワッカ。

いちご



4件の農家で作られた9種類のいちご。時期や季節により、採れるいちごの品種は異なりますがどのいちごも美味しさがつまっています。

ブルーベリージャム



無農薬栽培で育てたブルーベリーを使って、食品添加物や保存料を入れずに作ったジャムです。

「佐介sake」せっけん



内木酒造の日本酒と酒粕を使い、厳選した4種類の天然ハーブのエッセンスシャルオイルを配合した、無添加の石鹸です。

満腹餃子



埼玉県産の小麦粉を使用したもちもちとした皮の中には、三元豚と和光産のキャベツと人参を使った具がたっぷり。味もお腹も満足する一品です。

だしパック



鯛、まいたけをはじめ5種類の国産天然素材を不織布でパックにしました。手軽にサッとだしが取れて、いつものお味噌汁や煮物が抜群においしくなります。

バラ



和光市の気候を活かし、ロックウール培地を使った水耕栽培により高品質のバラを育てています。

おろし金



職人が目立てした刃は、ひとつひとつの高さや角度、間隔が微妙に違って、向きを変えなくてもスムーズにおろすことができます。

エポカル3WAY UVカット帽子



和光市のお母さんたちが子どもたちのために開発したUVカット帽子。つばが前と後ろで分かれていて、自由に形を変えられます。

ピファイン 複合乳酸菌生産物質



独自の培養技術で製造した「乳酸菌生産物質」の発酵物を飲みやすくソフトカプセルに詰めた健康食品です。腸内フローラのバランスを整え、日々の生活をサポートします。

和光市
四季の

見どころ

Wako City four seasons

白子熊野神社
つつじ祭り
MAP | 4図D-2



春

県営和光樹林公園の
桜並木
MAP | 4図B-3



せせらぎ公園の桜
MAP | 4図C-1



いちご狩り



ロードレース大会



白子諏訪神社
夏まつり
MAP | 4図D-3

7月26日の祭に、市指定無形民俗文化財「白子囃子」が奉納されます。



わびあ夏まつり



七区本町まつり



協和会盆踊り大会



ブルーベリー狩り

秋



アグリパーク
のコスモス
MAP | 3図C-2



図書館まつり・
公民館まつり



市民体育祭



長照寺の
大イチョウ
MAP | 3図B-4



市民まつり

市民が一丸となってつくるおまつり。ステージでは合唱や演奏、伝統芸能が披露され、模擬店では100店舗以上の市内団体・企業による販売会や展示会が行われます。農産物共進会は和光産農産物を一挙展示。即売会も行われます。



熊野神社祭

10月第1日曜日、御輿がでます。



下新倉氷川八幡神社
秋祭り

10月中旬に御輿や山車がでます。市指定無形民俗文化財「さら獅子舞」が奉納されます。



新倉氷川八幡神社
新倉ふるさと祭り

10月中旬に、御輿や山車がでます。



冬

新倉
ふるさと民家園
すす払い・餅つき
MAP | 3図A-4



鍋イベント

冬の風物詩「鍋」をテーマにした鍋イベントが開催され、多くの来場者で賑わっています。



幸魂大橋の初日の出
MAP | 全図D-1



消防出初式



白子熊野神社熊手市
MAP | 4図D-2

12月7日に市がたちます。



新倉氷川八幡神社だるま市

元旦の年明けとともに市がたちます。

おいしい和光の

濱松屋

MAP | 1図C-2



牛肉：豚肉=7：3 国産肉にこだわったコスパ〇の逸品！
ハンバーグの肉は、肉塊をお店で荒く挽いてます。赤身と脂の比率や手ごねの力加減にこだわって練り上げたハンバーグは、肉汁と旨味を逃がさず、ふっくら丸く焼きあがる。



パパピニョル

MAP | 1図C-1



物語のあるフランス菓子「クッサンドリヨン」
店内にはお話から飛び出してきたキャラクターがいっぱい！
アーモンドを練り上げた生地で生チョコレートを含み込んだ、濃厚で香り高いクッサン。
こだわりの10種のオリジナルフレーバーが楽しめます。



だんごの美好

MAP | 1図C-3



草餅
年間通じての商品

よもぎの若葉をつき混ぜた餅で餡を包んでいます。
よもぎの良い香りが春を感じさせます。



レーマン

MAP | 1図D-4



麦チョコでおなじみの老舗チョコレートメーカーです。
ギフト商品を含む各種商品を工場直売所にて販売しております。



TOWAKO (十日町地場産センター)

MAP | 1図E-5



十日町産の魚沼コシヒカリを産地直送で、更にご注文後に精米をして、お届けいたします。

新鮮なお米を食べていただけます。



バルーチョ

MAP | 1図D-2



豊洲直送のお魚でアキラパッツァ 1,400円

メはリゾットorパスタで召し上がって下さい。



味を召し上がれ!!



新倉うどん ひろとみ

MAP | 1図B-3



新倉うどんの特長はちぢれとコシの強さ。ちぢれが自家製めんつゆに絡み、弾力あるうどんは歯ごたえ十分です。



大鷹ラーメン

MAP | 4図C-4



愛知産丸鶏を使用した旨味のあるスープともちもちの自家製麺をご堪能下さい。

店内40席ありますので、ご家族様でもごゆっくりできます。



ソウル苑

MAP | 1図A-4



焼き肉と韓国家庭料理を提供

国産A5黒毛和牛や山形・平田牧場の三元豚など極上肉を楽しんでいただけるお店です。
女性にもカジュアルにご利用いただきたいという想いから、インテリアにもこだわっています。お気軽におかけ下さい。

かつをぶし池田屋

MAP | 3図D-4



和食店・蕎麦屋さんなどプロが使用する「かつおぶし」や「昆布」など良質な天然だし素材を小分け販売しております。



365ANNIVERSARY

MAP | 1図E-3



ふわふわもっちりとした生地に特製カスタードクリームを巻き込んだ当店人気のロールケーキ。

季節によって旬のフルーツを使用したロールケーキも販売しております。ぜひ一度召し上がってみてください。



ぷりんクルーズ

MAP | 1図B-4



プリンテイクアウト専門店。こだわりのおいしいプリンに乗せて、多くの人の元へクルーズ!

平飼卵をたっぷり使い、添加物は加えずひとつひとつ手作り。卵の味を感じるなめらかプリンです。ほっと一息つきたいときや、お手土産としてもご利用ください。皆様のご来店をお待ちしております。

おいしい和光の味を召し上がれ!!

おいしい和光の味を召し上がれ!!

Life index

ライフインデックス

戸籍の届け出など
各種登録は市役所まで届け出てください!

誕生

- 妊娠したら37
- 赤ちゃんが生まれたら29
- 健診37
- 予防接種39

育児

- 保育所(園)などを探す41
- 児童手当を受けたい45

教育

- 保育所(園)・幼稚園に入園する41
- 小・中学校に入学する46
- 学童クラブを利用したい43
- 公民館を利用したい67
- 図書館を利用したい67
- スポーツ施設を利用したい71

成人

- 健診・検診を受けたい35
- 国民健康保険36
- 国民年金に加入する36

どうしたらいいの? そんなときに使う

結婚

- 結婚したら29
- 住民登録するには30

壮年

- 健診・検診を受けたい35
- 健康相談をしたい35

お年寄り

- 介護保険について48
- 高齢者福祉について51

生活

- 避難場所を知りたい19
- ごみの出し方57
- 税金について60
- 水道について62

救急医療

日曜・休日当番医

日曜休日の救急医療の確保を図るため、朝霞地区医師会で当番医制により日曜・休日の診療を行っています。

診療時間は10時～16時です。

「広報わこう」に月ごとの当番医が掲載されています。

■市内の指定救急医療機関

名称	所在地	電話
国立病院機構埼玉病院	諏訪2-1	462-1101
坪田和光病院	白子2-12-15	465-5001

小児救急医療実施機関(市内)

小児の救急患者を対象に、休日・夜間に救急医療機関が小児科医を確保し、当番日を定め、治療にあたる小児救急医療支援事業を実施しています。

【実施医療機関】

国立病院機構埼玉病院 ☎462-1101

救急電話相談(#7119)

急な病気やけがに関して、相談員(看護師)が医療機関を受診すべきかどうかをアドバイスします。判断に迷ったときは、気軽にお電話ください。

【相談時間】毎日24時間

【全国共通ダイヤル】

#7119 つながらない時は☎048-824-4199

【内容】

- ・こどもの救急電話相談(対象は中学生まで)
- ・大人の救急電話相談
- ・医療機関案内(子ども・大人に対応しています)

※新型コロナウイルス感染症に関する相談については対応していません。相談窓口については、P17をご覧ください。

埼玉県AI救急相談

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、チャット形式で気軽に相談が可能な埼玉県AI救急相談を、埼玉県医師会や埼玉県看護協会、県内救急医療機関など関係機関の専門家の協力を得て整備しています。



生活に困ったときの相談窓口

仕事や健康、家計、家族のことなど生活全般の相談窓口です。開所時間は毎週月～金曜日9時～17時です。(祝日、年末年始を除く)

- ・和光市暮らし・仕事相談センター すてっぷ
本町20-25 ☎423-5600
wako-soudan@roukyou.gr.jp
- ・和光市暮らし・仕事相談センター すたんど・あっぷ和光
南1-23-1 ☎452-7608
stand-up@wako-shakyo.or.jp

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても他の人に感染させてしまう例があります。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要です。

一人ひとりの基本的感染対策

手洗い・顔洗い	マスクの正しい着用	人と十分な距離を保つ	換気の徹底
密接を避ける	密閉を避ける	密集を避ける	検温・無理せず 自宅療養

受診の目安と電話相談窓口(令和4年4月29日現在)

・国や埼玉県の動向により、下記内容は変更となる場合がありますので最新の情報は市ホームページなどでご確認ください

発熱などの症状がある場合【新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ】

一般的な電話相談

発熱などの症状

【埼玉県指定 診療・検査医療機関】 の連絡先や受付時間などを確認して予約



◀ 埼玉県ホームページ
「診療・検査医療機関」の一覧はこちら

▼ 埼玉県感染症対策課ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

●感染防止のため、受診前に必ず予約の連絡をお願いします

- 連絡の際に以下の項目を聞かれます。あらかじめご準備いただくとスムーズです。
- ・症状(何時から症状があるか、体温など)
 - ・身近に体調の悪い人がいたか(わかる場合にはその人の病名も)
 - ・現在治療中の病気 など

【診療・検査医療機関】を受診

医師の判断で必要に応じて、
新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを実施

ホームページが見られない
お近くの
「埼玉県指定 診療・検査
医療機関」がわからない

埼玉県受診・相談センターに電話

土日祝日も受付
【9:00～17:30】 ☎048-762-8026
●電話でのご相談が難しい方は、FAXをご利用ください。
FAX ☎048-816-5801

▼受診・相談センターがつかない時、上記の時間以外は▼

県民サポートセンターに電話

土日祝日も受付
【24時間】 ☎0570-783-770

- ▶ 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ▶ 医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖などを使って、口や鼻をおさえる)をお願いします。

災害への備え

市が出す避難情報(いつ避難するか判断材料に)

高齢者等避難

避難指示

緊急安全確保

避難に時間を要する方

▶避難を開始してください

高齢の方、障害のある方、乳幼児などその支援者は避難を開始しましょう。

その他の方

▶いつでも避難できるよう準備してください

避難の準備を整え「防災気象情報」や「水位情報」等に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

危険な場所から全員避難!

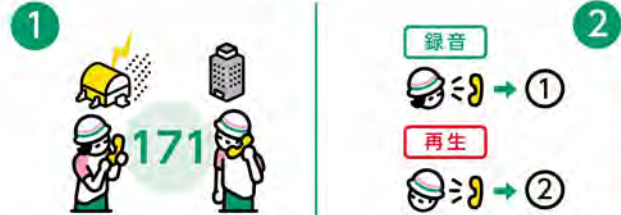
避難場所への避難が危険な場合は「近くの安全な場所」か「自宅内のより安全な場所」へ避難しましょう。

- 想定される浸水が浅い場合、建物の上階への避難や、高層階に留まる屋内安全確保も有効です
- 急激な水位の上昇のおそれがある川沿いの居住者、土砂災害警戒区域等の方は早めの避難をしてください

命を守るための最善の行動をとってください

既に災害が発生している状況です。

災害用伝言ダイヤル「171」の使い方



「171」をダイヤルする。携帯電話や公衆電話でもOK。



録音は「1」を、再生は「2」をダイヤルする。



録音は「自分の番号」、再生は「相手の番号」をダイヤルする。

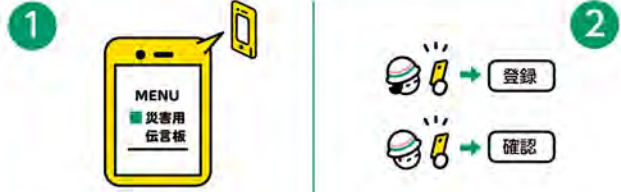


音声ガイダンスにしたがって、伝言を録音または再生する。

録音 する電話番号(固定・IP・携帯・PHSすべての電話番号が登録可)

固定電話は被災地域の市外局番に限ります。また、録音時間は30秒と短いため、あらかじめ録音内容を作成しておくとういでしょう。

災害用伝言板(携帯電話・スマートフォン)の使い方



公式メニューや専用アプリから「災害用伝言板」にアクセスする。



登録は「登録」を、確認は「確認」を選択する。



登録は「状態」とコメントを、確認は「相手の携帯番号」を入力する。



「登録」を押して完了する。確認は登録済の伝言を閲覧する。

スマートフォンの場合、機種によっては専用アプリからのみアクセスできます。あらかじめダウンロードしておきましょう。

SNSは、災害時には安否確認手段としても活用できます。電池切れに備え、充電器を常備しましょう。

家族で決めておく連絡のルール

避難所・避難場所一覧

No.	施設・場所名	住所	連絡先	対象とする異常な現象の種類					地図座標
				洪水	崖崩れ、土石流および地滑り	地震	大規模な火災	内水氾濫	
1	白子小学校	和光市白子3-2-10	048-461-2073	○		○	○	○	4図D-1
2	新倉小学校	和光市新倉2-2-39	048-461-2108	○		○	○	○	3図B-4
3	第三小学校	和光市中央1-1-4	048-461-2322			○	○		1図C-3
4	第四小学校	和光市諏訪3-20	048-461-4855			○	○		4図C-3
5	第五小学校	和光市南1-5-10	048-463-3100			○	○		4図C-4
6	広沢小学校	和光市広沢1-5	048-464-1149			○	○		1図B-5
7	北原小学校	和光市新倉1-5-27	048-461-3374			○	○		2図D-4
8	本町小学校	和光市本町31-17	048-466-0855			○	○		1図A-3
9	下新倉小学校	和光市下新倉5-21-1	048-464-0500			○	○		3図C-3
10	大和中学校	和光市丸山台2-8-8	048-461-2143	○		○	○	○	1図E-3
11	第二中学校	和光市広沢1-4	048-462-1793			○	○		1図B-5
12	第三中学校	和光市南2-2-1	048-461-3306	○		○	○	○	4図C-4
13	総合体育館	和光市広沢3-1	048-462-0107	○		○	○	○	4図B-3
14	中央公民館	和光市中央1-7-27	048-464-1123			○	○		1図C-4
15	南公民館	和光市南2-3-1	048-463-7621			○	○		4図C-4
16	坂下公民館	和光市新倉3-4-18	048-464-5230	○		○	○	○	3図B-4
17	白子コミュニティセンター	和光市白子2-15-51	048-468-1567	○	○	○	○	○	4図D-2
18	白子吹上コミュニティセンター	和光市白子3-8-21	048-465-9196	○	○	○	○	○	3図C-5
19	新倉コミュニティセンター	和光市新倉2-26-1	048-465-5521		○	○	○		3図B-4
20	白子宿地域センター	和光市白子2-20-40	048-465-1477			○	○		4図D-2
21	新倉北地域センター	和光市新倉2-9-10	048-462-5636	○	○	○	○	○	3図A-3
22	本町地域センター	和光市本町3-3	048-464-1338			○	○		1図C-2
23	南地域センター	和光市南1-8-47	048-466-0795		○	○	○		4図C-4
24	向山地域センター	和光市白子1-33-20	048-458-7501		○	○	○		4図D-5
25	総合児童センター	和光市広沢1-5-54	048-465-2525			○	○		4図B-2
26	運動場	和光市南2-2-2	048-467-1335			○	○		4図C-4
27	勤労青少年ホーム	和光市新倉1-20-40	048-465-4841			○	○		2図D-4
28	勤労福祉センター	和光市新倉7-10-7	048-462-7890			○	○		3図B-2
29	新倉児童館	和光市新倉1-38-1	048-463-1679			○	○		3図A-4
30	和光国際高等学校	和光市広沢4-1	048-467-1311			○	○		4図B-3
31	和光高等学校	和光市新倉3-22-1	048-463-1207			○	○		3図C-3
32	県営和光樹林公園	和光市広沢3	—			○	○		4図B-3

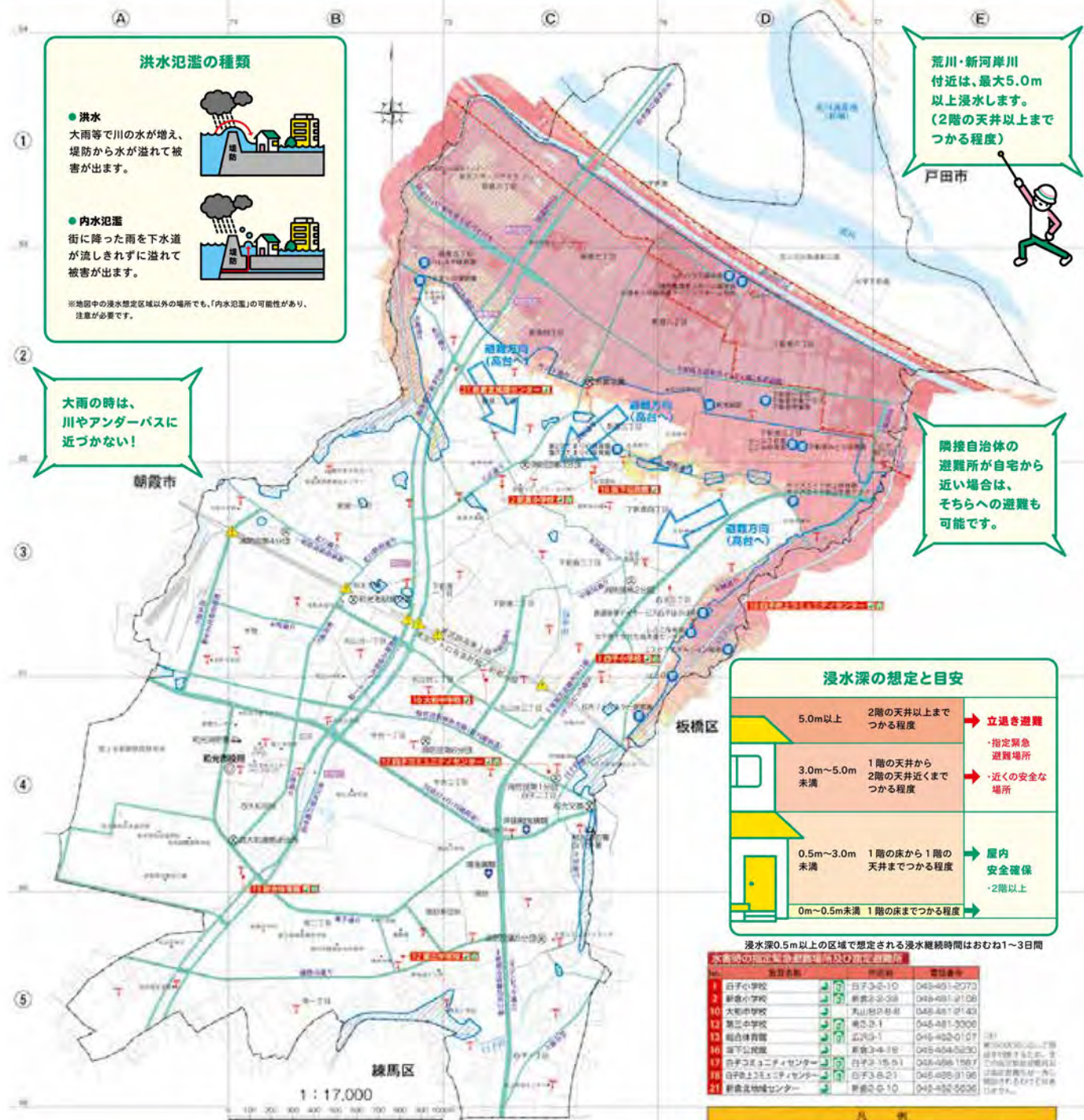
大雨が降ったらどうなるの？ 荒川洪水ハザードマップ

この地図は、1,000年に1回程度の雨で荒川が氾濫した場合に予想される浸水区域や浸水の深さや、避難施設などをまとめたもので、万が一の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つよう作成したものです。

●浸水の範囲と深さは、想定最大規模降雨に伴う洪水により荒川・入間川が氾濫した場合を想定したものです。●想定最大規模降雨(3日間総降雨)荒川流域632mm、入間川流域740mm
●想定条件には、荒川・入間川以外の河川や支川の氾濫、内水氾濫を考慮していないため、浸水を想定していない箇所でも浸水する可能性があります。また、土地利用や下水道整備状況により、浸水範囲や浸水度も変わります。
●この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する可能性があります。あくまで目安であることに留意してください。

UTM座標マップ番号 54SUUE
※UTM座標とは、球面である地球を平面上で表現し、経度・緯度方向のグリッドで分割した、全世界共通の座標です。●縮尺 1:17,000
●発行 令和元年10月(54SUUE 7401 6058)

国土交通省
洪水浸水想定区域図
(平成28年5月30日指定)
をもとに作成



やってみよう

- ①自宅の場所に○をつけよう!
- ②自宅周辺はどのくらい浸水しますか? () m
- ③想定している避難先はどこですか? ()

避難施設のちがいは?

指定緊急避難場所
指定避難所
指定避難所(浸水想定区域外)

凡例

浸水区域(注)	指定緊急避難場所
浸水が0.5m以上の区域	指定避難所
浸水が3.0m~5.0m未満の区域	指定避難所(浸水想定区域外)
浸水が0.5m~3.0m未満の区域	市役所
浸水が0m~0.5m未満の区域	交通
家屋倒壊等氾濫想定区域(注)	市内署・分署・消防団
市界	教育施設
町界	危険箇所(アンダーパス)
防災行政機関	避難所・指定緊急避難場所

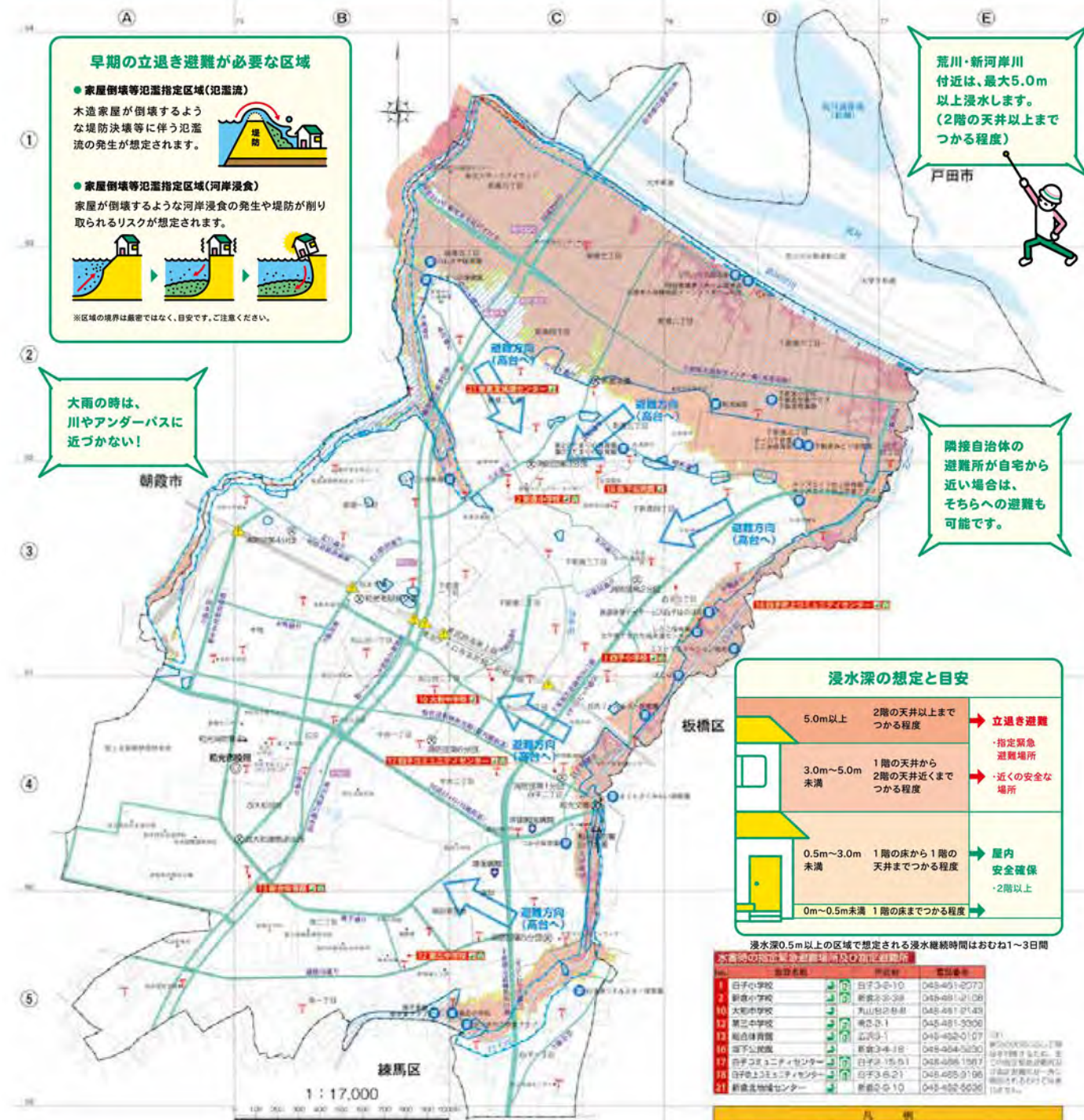
大雨が降ったらどうなるの？ 新河岸川洪水ハザードマップ

この地図は、1,000年に1回程度の雨で新河岸川、黒目川及び市内を流れる支川が氾濫した場合に予想される浸水区域や浸水の深さや、避難施設などをまとめたもので、万が一の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つよう作成したものです。

●浸水の範囲と深さは、想定最大規模降雨に伴う洪水により新河岸川が氾濫した場合を想定したものです。●想定最大規模降雨(2日間総降雨)新河岸川流域746mm
●想定条件には、他の河川の氾濫、内水氾濫を考慮していないため、浸水を想定していない箇所でも浸水する可能性があります。また、土地利用や下水道整備状況により、浸水範囲や浸水度も変わります。
●この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する可能性があります。あくまで目安であることに留意してください。

UTM座標マップ番号 54SUUE
※UTM座標とは、球面である地球を平面上で表現し、経度・緯度方向のグリッドで分割した、全世界共通の座標です。●縮尺 1:17,000
●発行 令和元年10月(54SUUE 7401 6058)

国土交通省
洪水浸水想定区域図
(平成28年5月30日指定)
をもとに作成



やってみよう

- ①自宅の場所に○をつけよう!
- ②自宅周辺はどのくらい浸水しますか? () m
- ③想定している避難先はどこですか? ()

避難施設のちがいは?

指定緊急避難場所
指定避難所
指定避難所(浸水想定区域外)

凡例

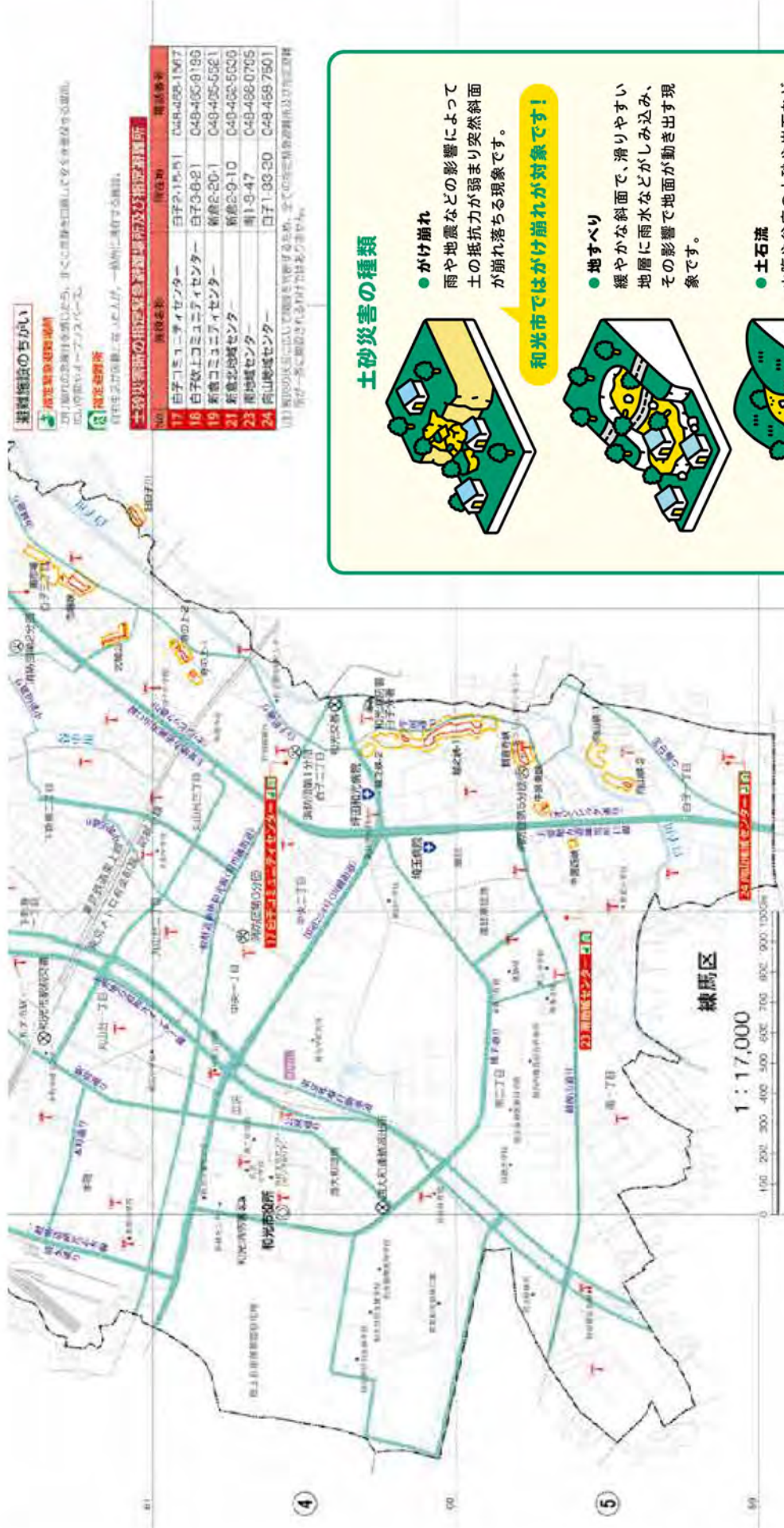
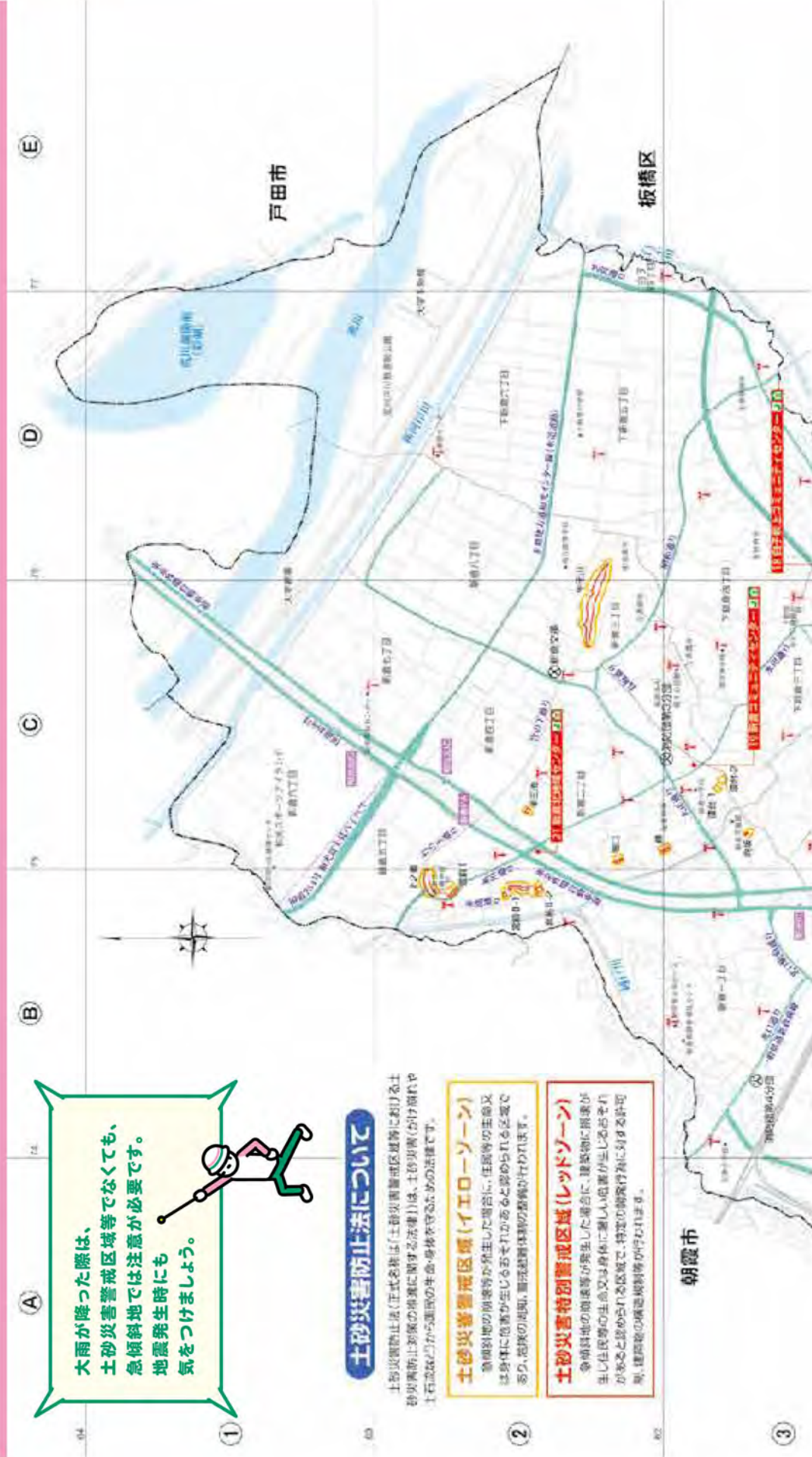
浸水区域(注)	指定緊急避難場所
浸水が0.5m以上の区域	指定避難所
浸水が3.0m~5.0m未満の区域	指定避難所(浸水想定区域外)
浸水が0.5m~3.0m未満の区域	市役所
浸水が0m~0.5m未満の区域	交通
家屋倒壊等氾濫指定区域(注)	市内署・分署・消防団
市界	教育施設
町界	危険箇所(アンダーパス)
防災行政機関	避難所・指定緊急避難場所

大雨が降ったらどうなるの？ 土砂災害ハザードマップ

この地図は、大雨などによる土砂災害の危険がある地域を示したもので、万が一の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つよう作成したものです。

・土砂災害防止法に基づき、平成27年9月24日に、埼玉県により和光市内の一部地域が土砂災害の危険な地域として土砂災害特別警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されました。
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に関するお問い合わせ：埼玉県国土整備部防備課 土砂災害特別警戒区域河川担当 TEL:048-471-4670

UTM座標マップ番号
54SUE
和光市役所 [54SUE 7401 6058]



困ったときは

市民相談

相談はすべて無料。相談者の秘密は堅く守られます。詳しい日時は、広報わこうをご覧ください。

相談名	内容	日時	問い合わせ
暮らし	行政	行政相談委員による国・県・市政、市民生活に関する相談	毎月第2㊿10:00~12:00 市民活動推進課 ☎424-9129
	法律	弁護士による相続や離婚など法律上の相談	月5回 ・変則3回(平日)10:30~15:00 ・第3㊿9:00~12:00 ・第4㊿10:30~15:00 市民活動推進課(要予約) ☎424-9129
	年金・社会保険・労働	社会保険労務士による年金や社会保険、労働に関する相談	毎月第4㊿ 10:00~12:00 市民活動推進課(要予約) ☎424-9129
	消費生活	商品やサービスなど消費生活に関しての苦情や問い合わせの相談	毎週㊿~㊿9:30~12:00 13:00~16:00 消費生活センター (市民活動推進課内) ☎424-9116
	住宅	修理等、市内建設事業者団体による相談	土日・祝日を除く9:00~16:00 産業支援課 ☎424-9114
	人権	差別、いじめなどの様々な人権問題に関する相談	毎月第4㊿10:00~13:00 ・変更あり 総務人権課 ☎424-9094
	女性	女性心理カウンセラーによる女性の様々な悩みについての相談	毎月第2・4㊿11:00~12:00 13:00~16:00 市民活動推進課(要予約) ☎424-9129
	不動産	宅地建物取引士による不動産取引や活用方法等に関する相談	毎月第2㊿10:00~12:00 (公社)埼玉県宅地建物取引業協会県南支部(要予約) ☎468-1717(水曜定休)
子ども	【わこう版ネウボラ】 妊娠・出産・子育てに関する総合相談	妊娠から出産・子育てに関する相談支援を母子保健ケアマネージャー及び子育て支援ケアマネージャーが一貫して実施	日・祝日を除く9:00~17:00 ただし、中央子育て世代包括支援センターの土曜日の開所は第2、第3土曜日のみ 南子育て世代包括支援センター ☎450-4642/450-4706 本町子育て世代包括支援センター ☎460-1915 中央子育て世代包括支援センター(中央統合型地域包括支援センター) ☎468-2312 北子育て世代包括支援センター ☎464-0194/464-0195 北第二子育て世代包括支援センター ☎466-2658
		土日・祝日を除く8:30~17:15	ネウボラ課 ☎424-9087
	子ども教育	子どもの悩み・親の悩みに関する相談	日・祝日を除く9:30~16:30 ・土曜日は12:00まで 教育支援センター ☎466-8341

相談名	内容	日時	問い合わせ
税金	税務	税理士による所得税・相続税など税金に関する相談	毎月第2㊿9:00~12:00 市民活動推進課(要予約) ☎424-9129
	納税	市税納付に関する相談	毎週㊿~㊿8:30~17:15 毎月第3㊿8:30~12:00 毎月第2㊿17:15~19:00 収納課 ☎424-9105
健康	ヘルスアップ相談	健康相談、栄養相談	集団健診の結果説明会と同時開催(予約制) 保健センター ☎465-0311
	こころの相談	精神科医、臨床心理士による相談	月1回(予約制) 保健センター ☎465-0311
仕事	経営・創業	創業、資金調達、経営改善など経営全般に関するもの	土日・祝日を除く9:00~16:00 和光市商工会 ☎464-3552
	勤労青少年	青少年のキャリア形成や仕事、日常生活の悩みについての相談	祝日を除く毎日9:00~16:00 勤労青少年ホーム ☎465-4841
	職業相談紹介	就職支援、求人情報	土日・祝日を除く10:00~17:00 ふるさとハローワーク ☎464-8609

市役所案内

課名	担当名	直通電話番号 (市外局番 048)	主な業務
戸籍住民課	戸籍担当	424-9111	戸籍届出(出生・死亡・婚姻等)、特別永住者事務
	住民担当	424-9112	住民基本台帳事務、転入・転出・転居、住民票、印鑑登録、市民葬儀、パスポート、マイナンバー
地域包括ケア課	福祉政策担当	424-9121	重要な福祉政策の企画・調整、福祉計画等の策定・調整、社会福祉法人等の管理・監督
	包括支援担当	424-9124	相談事案の総合調整、児童相談、民生委員・児童委員、更生保護、日本赤十字社、災害弔慰金、災害見舞金、生活困窮者自立支援事業、生活困窮者住居確保給付金
社会援護課	保護担当	424-9122	生活保護
	障害支援担当	424-9123	障害者計画、障害福祉計画、指定障害福祉サービス事業者、障害者虐待防止
	障害給付担当	424-9123	重度心身障害者医療費、自立支援医療費、障害者手帳
長寿あんしん課	長寿支援担当	424-9138	介護保険サービス提供事業者の指定・監督、高齢者の敬老事業、基盤整備
	介護保険担当	424-9125	介護保険給付、介護保険計画、介護保険の要介護等の認定、高齢者福祉サービス
	地域支援事業担当	424-9138	介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業
	国保医療政策担当	424-9127	国民健康保険(保険証・保険給付)
健康保険医療課	後期高齢者医療担当	424-9151	後期高齢者医療被保険者の資格管理
	保険料年金担当	424-9139	介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金
	母子保健担当	424-9087	母子保健医療、子育て世代包括支援センター、子ども・子育て支援会議、子ども・子育て支援事業計画
保育サポート課	支給認定担当	424-9130	保育所等の利用、無償化に伴う給付
保育施設課	教育保育事業担当	424-9089	保育士等研修、保育所等の運営支援
	施設整備担当	424-9131	教育・保育施設等の整備、延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業の体制整備、児童センター(館)の運営、放課後児童健全育成事業の運営
会計課	事業管理担当	424-9141	保育施設の指導監督
	出納担当	424-9110	支出等の審査、県証紙・収入印紙の販売、現金・財産の管理
ネウボラ課	手当医療担当	424-9140	乳幼児医療費の助成、子ども医療費の助成、ひとり親家庭の医療費の助成、児童手当、児童扶養手当
課税課	諸税担当	424-9101	法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・国民健康保険税の賦課
	住民税担当	424-9102	市県民税の賦課
	資産税担当	424-9103	固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の賦課
収納課	納税管理担当	424-9104	市税等の収納消込み・還付、納税証明、口座振替
	徴収担当	424-9105	市税等の徴収・督促・催告、納税相談、納税指導
	滞納債権整理担当	424-9106	市税等の滞納処分・欠損処分
都市整備課	計画担当	424-9145	都市計画、都市計画審議会、都市計画法に基づく建築行為等の届出等、都市計画道路、地価公示、景観形成、空き家等の相談窓口
	区画整理担当	424-9158	土地区画整理事業、土地区画整理施行区域内の建築行為等の許可
公園みどり課	公園緑地担当	424-9132	公園・緑地等の設計・施工・管理、生産緑地、湧水の保全
道路安全課	道路管理担当	424-9133	市道路線の認定・廃止、道路・橋梁・水路の管理、道路・水路の境界査定、屋外広告物の除去、道路用地の取得及び登記
	工務担当	424-9156	道路・橋梁・水路工事の設計・施工・維持補修、土木災害復旧事業、道路附属物の維持管理、街路事業
	交通安全担当	424-9157	交通安全対策の企画及び推進、交通安全教育、駐車場・放置自転車、交通安全施設の設置及び管理
建築課	審査・住宅担当	424-9134	建築基準法に基づく確認・許可・認定・道路位置指定、違反建築物の是正指導、屋外広告物の許可
	開発指導担当	424-9136	都市計画法に基づく開発許可、まちづくり条例に基づく開発行為等の総合調整

課名	担当名	直通電話番号 (市外局番 048)	主な業務
公共交通政策室	公共交通政策担当	424-9135	市内循環バス、公共交通機関の改善、シェアサイクル
企業経営課	経営担当	463-2152	上下水道事業の企画・調整、上下水道事業の予算・決算、上下水道事業の入札及び契約
	庶務担当		上下水道事業の条例及び規程等、上下水道事業の文書・公印の管理、上下水道事業の職員の給与・服務
水道施設課	給水担当	463-2153	水道管路の維持管理、漏水防止、指定給水装置工事事業者、水質検査
	水道施設担当	463-2154	水道施設の計画・設計及び工事、取水施設及び浄水施設の維持管理
下水道課	下水道業務担当	424-9137	下水道の普及促進、水洗便所を含む排水設備、下水道施設の管理
	下水道施設担当	424-9159	下水道事業の計画及び認可申請、下水道施設工事の設計及び施工
秘書広報課	秘書担当	424-9084	市長・副市長等の秘書、儀式、交際、ほう賞、表彰、市長会
	広報広聴担当	424-9091	広報紙、ホームページ、シティプロモーション、広報掲示板、報道機関、広聴活動
政策課	企画調整担当	424-9086	総合振興計画、行政評価、重要施策、行政会議、市民参加、広域行政
	政策法務担当	424-9085	条例、規則、公告、例規集、行政手続、行政改革、行政組織、職員定数、行政不服審査
財政課	財政担当	424-9100	予算、財政計画、地方交付税、地方債、一時借入金、財政状況
	契約検査担当		入札、契約、工事検査、公有財産検査
資産戦略課	計画推進担当	424-9081	公共施設の整備に係る企画・調整、公有資産の有効活用の推進
	維持管理担当	424-9083	公共施設の適正配置・管理の推進、市有建築物(学校施設を除く)の宮繕工事の監督
総務人権課	庶務・人権担当	424-9094	人権に係る総合調整、同和対策、男女共同参画に関する総合施策の企画及び調整、議会、公印の管理、寄附制度
	管財担当	424-9093	行政区域に関すること、市有財産管理事務の総括、庁舎の管理
	文化交流担当	424-9088	文化行政、国内・国際交流、国際化の推進、市民文化センター、平和
職員課	人事担当	424-9098	職員の人事・試験・配置・給与
	厚生研修担当		職員の研修・共済組合・退職手当・福利厚生・安全衛生・公務災害補償・健康管理
情報推進課	情報システム担当	424-9090	情報化の推進、電子計算機器の管理・運営、情報システムに係る相談、情報セキュリティ
	情報統計担当	424-9092	情報公開制度、個人情報保護制度、文書の保存管理、各種統計調査
危機管理室	危機管理担当	-	危機管理の総合調整、国民保護、防犯活動、暴力排除、防犯灯
	防災担当	-	地域防災計画、防災会議、災害対策本部、防災訓練、防災行政無線、防災倉庫、消防団
教育総務課	教育総務担当	424-9143	教育委員会、規則等の制定・改廃、校用備品の整備・管理、交通指導員
	教育施設担当		学校の施設・設備の整備・管理、教育財産
学校教育課	学務担当	424-9148	児童生徒の入学・転入・転出、就学時健康診断、入学通知、就学援助
	指導担当	424-9149	学校教育の指導、教職員の研修、学校の保健・安全、学校給食、学校用図書、教育相談
生涯学習課	生涯学習担当	424-9150	生涯学習の推進、社会教育施設の管理・運営、人権教育、放課後の児童の居場所づくり事業
	文化財保護担当	424-9119	文化財の調査・保護、市指定文化財、史料の収集・整理
スポーツ青少年課	スポーツ振興担当	424-9117	スポーツ・レクリエーションの推進、スポーツ施設の管理・運営、学校体育施設の開放
	青少年担当	424-9082	青少年健全育成、青少年問題協議会
6階 市民活動推進課	協働推進担当	424-9120	市民活動の推進、市民との協働、コミュニティ協議会、自治会
	コミュニティ担当	424-9113	コミュニティ施設の管理・運営・整備、市民まつり
	相談・消費者担当	424-9129	各種市民相談、行政苦情等の調整、消費者教育、消費者への啓発、消費者団体支援
	消費生活センター	424-9116	消費生活相談

市役所案内

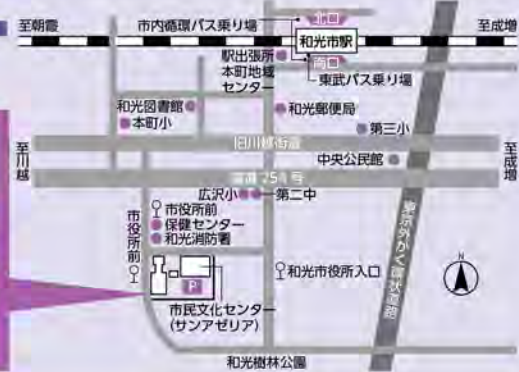
課名	担当名	直通電話番号	主な業務
産業支援課	産業育成支援担当	424-9114	商工業の振興、商工業団体、中小企業の融資、雇用対策、勤労福祉、観光、和光ブランド、イメージキャラクターの推進
	農業振興担当	424-9115	都市農業の振興、農業団体への支援・農業後継者への支援、市民農園、農業資金の融資、観光農園、援農ボランティア
環境課	環境計画担当	424-9118	環境に関わる基本計画等、河川の浄化、自然環境保護、地球温暖化対策、路上喫煙の防止
	環境推進担当		生活環境の保全、犬の登録、狂犬病予防、騒音等公害問題の相談
	資源リサイクル担当	424-9153	一般廃棄物の処理計画・減量、リサイクル、収集・運搬・処理、一般廃棄物処理業の許可、ごみ集積所に関すること
監査委員事務局・公平委員会		424-9154	市政の監査、職員の権利保護
選挙管理委員会事務局		424-9152	選挙執行、選挙管理委員会の運営、選挙啓発
固定資産評価審査委員会		424-9154	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査・決定
農業委員会事務局		424-9115	農業委員会の運営、農地転用の許可申請・届出等の受理、相続税の納税猶予等に係る証明願の受理、農地利用の最適化
和光市ふるさとハローワーク		464-8609	職業相談、職業紹介、就職支援、求人情報

議事堂

課名	担当名	直通電話番号	主な業務
議事課	庶務担当	424-9108	議会広報、議長会、議員の資格・報酬・研修
	議事調査担当		議会・委員会・協議会、議案・請願・陳情、会議録、議会の傍聴

和光市役所

埼玉県和光市広沢1番5号
☎048-464-1111(代表)
【開庁時間】
月～金曜日 8時30分～17時15分
第3土曜日 8時30分～12時
(転出入に関する事務:戸籍住民課、ネウボラ課、保育サポート課、保育施設課、健康保険医療課、収納課)



課名	担当名	直通電話番号	主な業務
保健センター	健康保険医療課 ヘルスサポート担当	465-0311	成人の健(検)診(特定健診、特定保健指導、がん検診、歯周疾患検診)、健康教育、健康相談、栄養相談、ヘルスサポーター養成講座、予防接種、精神保健、わこく健康マイレージ、食育事業など
駅北口 土地区画整理 事業事務所	駅北口 土地区画 整理事業 事務所	450-1602	駅北口土地区画整理事業に係る換地計画・換地処分・建築行為等の許可・保留地の管理
	補償担当		駅北口土地区画整理事業に係る建築物等の移転補償
	工事担当		駅北口土地区画整理事業に係る工事
	駅北口地区 高度利用化 推進室	450-1606	駅北口地区高度利用化
清掃センター	環境課 清掃センター	464-5300	清掃センターの運転管理、ごみの持込み、動物の死体の回収、リサイクル関連施設の管理・運営

住民票・戸籍

戸籍の届出

問合せ 戸籍住民課 ☎424-9111

種類	届出期間	届出地	届出(署名)をする方	届出書のほかに必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	• 父母の本籍地 • 父母の住所地、所在地 • 出生地	• 父母、法定代理人、同居者、出産に立ち会った医師、助産師の順	• 出生証明書 • 母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	• 死亡者の本籍地 • 届出人の住所地、所在地 • 死亡地	• 親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者	• 死亡診断書又は死体検案書
婚姻届	届出により効力を生じる	• 夫、妻の本籍地又は住所地、所在地	• 夫と妻	• 双方の戸籍謄本各1通※ • 届出書に証人(成人)2名の署名
離婚届	(協議)届出により効力を生じる	• 夫婦の本籍地又は住所地、所在地	• 夫と妻	• 戸籍謄本※ • 届出書に証人(成人)2名の署名
	(裁判)調停・和解・請求の認諾成立、又は裁判確定の日から10日以内	• 夫婦の本籍地又は申立人の住所地、所在地	• 申立人	• 戸籍謄本※ • 調停・和解・認諾調書の謄本又は審判書若しくは判決書の謄本と確定証明書
転籍届	届出により効力を生じる	• 転籍者の本籍地、住所地又は所在地、転籍地	• 筆頭者と配偶者(外国人除く)	• 戸籍謄本(同一市区町村内での転籍の場合は不要)

※届出地(和光市)に本籍がある方の戸籍謄本は不要

- そのほか、養子縁組届、養子離縁届、認知届、入籍届などがあります。なお、婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議養子離縁届・任意認知届の届出に来られる方は、本人確認を行いますので運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなどの原本をご持参ください(有効期限内のもの)
- 戸籍届出の受付事務は、閉庁時(土曜日・日曜日・祝日含む)でも、市役所地下1階夜間受付で行っています(住所変更・証明書等の交付はできません)。閉庁時にお預りした書類は翌開庁日に審査の上、戸籍担当から審査結果を連絡します。その際、届出書類に不備・不明な点があるときは、再度来庁していただく場合があります。詳しくは、戸籍住民課戸籍担当にお問い合わせください
- 届出書のほかに必要なものは、一般的な例を掲載しています。届出の内容により、書類を追加でお願いする場合があります
- 出張所では戸籍届出はできません
- 和光市に住居登録をされている方で、上記届により氏名が変更になった方は、開庁時にマイナンバーカードを戸籍住民課にお持ちいただき記載変更の手続きをしてください

住民票・戸籍

住民基本台帳関係届出 問合せ 戸籍住民課☎424-9112

種類	届出時期	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から和光市へ異動してきたとき	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書(前住所地の市区町村発行のもの)※1 マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(いずれも交付を受けている方、転入される方全員分)※2 届出人の本人確認できるもの(原本)※3 国民健康保険証(一部転入で世帯主を変更する場合) 後期高齢者医療負担区分等証明書(県外から転入の後期高齢者医療対象者) 特別永住者証明書、在留カード(外国人住民の場合)
	国外から和光市へ異動してきたとき(日本人住民)	<ul style="list-style-type: none"> パスポート(国外から和光市へ異動してきた全員分) 戸籍の全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍の附票 届出人の本人確認できるもの(原本)※3 国民健康保険証(一部転入で世帯主を変更する場合)
	国外から和光市へ異動してきたとき(外国人住民)	<ul style="list-style-type: none"> 特別永住者証明書・在留カード(国外から和光市へ異動してきた全員分) パスポート(国外から和光市へ異動してきた全員分) 届出人の本人確認できるもの(原本)※3 同一世帯内の世帯主が外国人の場合、本人との続柄を証明する公的な文書及び訳文 国民健康保険証(一部転入で世帯主を変更する場合)
転出届	他の市区町村へ異動するとき	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認できるもの(原本)※3 国民健康保険証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(該当者) 乳幼児医療費受給資格証(受給者) 介護保険被保険者証(該当者) 子ども医療費受給資格証(受給者) マイナンバーカード(交付を受けている方) 住民基本台帳カード(交付を受けている方)
	国外へ異動するとき	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認できるもの(原本)※3 国民健康保険証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(該当者) 乳幼児医療費受給資格証(受給者) 子ども医療費受給資格証(受給者) マイナンバーカード(交付を受けている方) 住民基本台帳カード(交付を受けている方)
転居届	市内で転居のとき	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認できるもの(原本)※3 国民健康保険証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(該当者) 乳幼児医療費受給資格証(受給者) 子ども医療費受給資格証(受給者) 住民基本台帳カード(交付を受けている方) マイナンバーカード(交付を受けている方)
変更届	世帯主の変更、世帯を合併又は分離したとき	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認できるもの(原本)※3 国民健康保険証(加入者) 後期高齢者医療被保険者証(該当者) 乳幼児医療費受給資格証(受給者) 子ども医療費受給資格証(受給者)

- ※1 マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用した転入届の特例の適用を受けて転出された方は、発行されない場合があります
- ※2 代理人の場合、カード継続利用の手続きが行えないため、後日、本人が来庁して手続きをする必要があります
- ※3 届出は、世帯主か当事者本人が行ってください。なお、同一世帯以外の方が届出する場合は、委任状が必要になります。届出の際は、届出本人であることが確認できる運転免許証、パスポート又はマイナンバーカードなどの原本をご持参ください(有効期限内のもの)

[住民基本台帳関係届出の受付]

市役所戸籍住民課で行います。出張所では届出できません。

印鑑登録 問合せ 戸籍住民課☎424-9112

▶登録できる方

和光市に住民登録をしている15歳以上の方

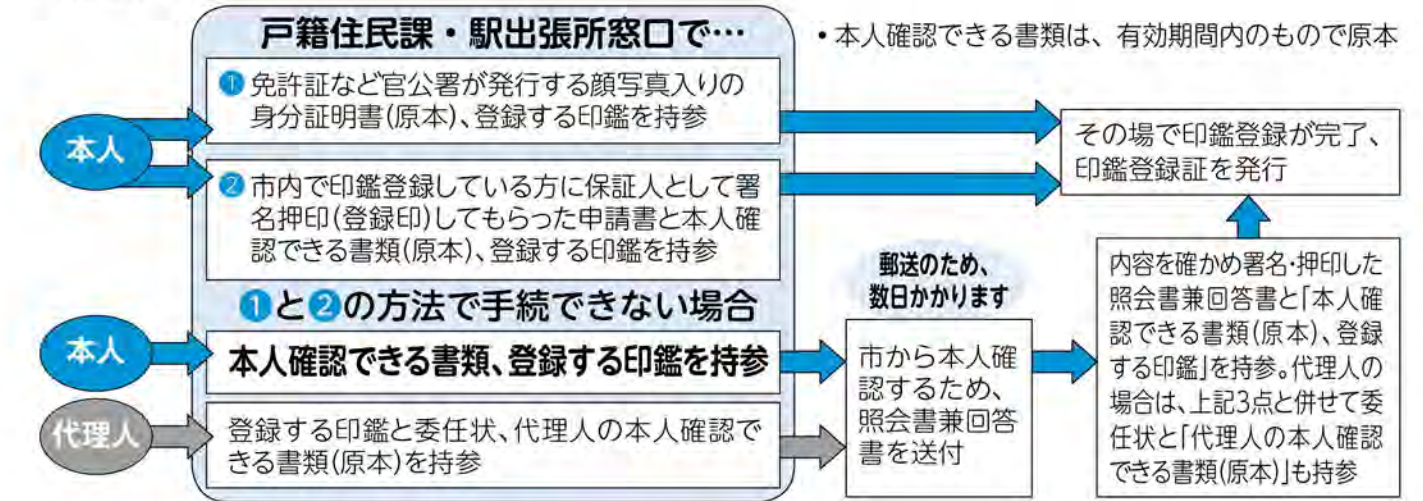
※成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合には、成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人(成年後見人)が同行している場合に限って申請が可能

▶登録できる印鑑

- 印影の大きさが、8mm以上25mm以下で、変形しない材質で縁が欠けていないもの
- 氏名、氏、名、旧氏、通称又は氏名、旧氏、通称の一部を組み合わせたもの

※旧氏や通称で印鑑登録の申請をする場合は、事前に住民票に記載する手続きが必要

■印鑑登録の仕方



戸籍・住民票などの証明 問合せ 戸籍住民課☎424-9111・424-9112

■戸籍に関する証明

- 戸籍の全部事項証明(戸籍謄本) ※ 戸籍に記載されている方全部の写し
 - 戸籍の個人事項証明(戸籍抄本) ※ 戸籍に記載されている方のうち一部の写し
 - 除籍の全部事項証明(除籍謄本) ※ 除かれた戸籍の全部の写し
 - 除籍の個人事項証明(除籍抄本) ※ 除かれた戸籍の一部の写し
 - 除籍・改製原戸籍謄本 ※ 電算化前の戸籍の全部の写し
 - 除籍・改製原戸籍抄本 ※ 電算化前の戸籍の一部の写し
 - 身分証明書 ※ 破産の宣告を受けていないこと等の証明
 - 受理証明書(届出した役所) 出生や婚姻など、戸籍届出が受理されたことの証明
- ※本籍又は除籍、原戸籍が和光市にないと取得できません

■住民基本台帳に関する証明

- 住民票(世帯票) 住民票に記載されている世帯全員の写し
- 住民票(個人票) 住民票に記載されている世帯の一部の写し
- 除住民票 除かれた住民票の写し (平成26年6月20日以降に除かれたもの)
- 戸籍の附票(電算化後の戸籍に限る) 住民登録経過記録 (本籍が和光市にないと取得できません)
- 住民票記載事項証明 住民票に記載されている事項の証明
- 不在住証明 市内に住所がないことの証明

証明書等取得上のご注意

プライバシーの侵害につながるおそれがあるため、基本的には、他人の戸籍関係証明書や住民票の写しなどは交付できません。

本人確認をさせていただきますので、運転免許証、パスポートなどの身分証明書(原本、有効期限内のもの)と印鑑をご持参ください。

▶住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

住民票、戸籍謄本などの写しを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、交付事実の通知を希望する事前登録者に対し、本人にその事実を通知し不正な請求や不正取得を防止することを目的としています。(戸籍住民課及び各出張所窓口、若しくは郵送による登録申込みが可能です。郵送先は戸籍住民課のみになります。)

- 住民票の場合には、本籍記載のものが対象です

戸籍住民課で扱うその他の業務

▶住居番号の付定(住居表示付定)

新築・建替えした場合には、新たに住居番号を付けますので、入居前(玄関部分の完成以降)に届出をしてください。

届出の際には、案内図・配置図・1階平面図をご持参ください。

▶臨時運行許可番号標(仮ナンバー)の貸与

車検を取るための回送など、車検切れの車等を臨時に運行するときは、運行の当日又は前日から臨時運行許可番号標の貸与の申請ができます。自動車検査証、自賠責保険証及び運転免許証(原本)をご持参ください。貸出手数料1回1件につき750円がかかります。

お近くの出張所もご利用ください

住民票、印鑑証明書の取得や市税の納入はお近くの出張所でも取り扱っています。

	駅出張所	牛房出張所	坂下出張所	白子吹上出張所
出張所	本町3-3 ☎467-2446 又は467-2447 (本町地域センター内)	白子2-28-13 ☎465-4978 (牛房コミュニティセンター内)	新倉3-4-18 ☎465-7051 (坂下公民館内)	白子3-8-21 ☎465-9555 (白子吹上コミュニティセンター内)
時利用	日～土曜日・祝日(※1) 8時30分～17時15分	月～金曜日 8時30分～17時15分	月～金曜日 8時30分～17時15分	月～金曜日 8時30分～17時15分
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍の全部・個人事項証明(戸籍謄抄本)・戸籍附票の交付等 ● 戸籍に関する証明(和光市に本籍のある方(※2)) ● 住民票、印鑑登録証明書の交付 ● 交通災害共済の加入申込み ● 本人通知制度登録申込み(窓口受付のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税、介護保険料、保育料及び手数料等の収納 ● 課税証明書(所得証明書)などの交付 ● 駅出張所では、印鑑登録申請ができます ● 牛房出張所、白子吹上出張所では、粗大ごみシールの販売も行っています 		

(※1) 駅出張所の定休日は、4月及び8月の第3土曜日とその翌日、12月29日～1月3日です

(※2) 駅出張所での戸籍関係受理証明書の発行は、土・日・祝日(定休日以外の第3土曜日8時30分～12時を除く)には行えません

▶埋・火葬許可証の交付

死亡届の際申請してください。埋火葬許可証を交付します。

▶墓地の改葬許可証の交付

埋葬した焼骨を他の墓地に改葬するときは、埋葬墓地寺等の管理者に証明印をもらい提出してください。改葬許可証を交付します。

- 証明書の用紙は市役所にあります。

▶市民葬儀

亡くなられた方に礼をつくし、安価な費用で心のこもった葬儀を行うことができるように設けられた制度です。

市が定めた仕様により行った葬儀に対して、市が葬祭費用の一部を負担し、葬儀社に直接支払います。

▶交通災害共済(見舞金制度)

不幸にして交通事故で傷害等を受けたとき、わずかな掛金で見舞金を受け取ることができる埼玉県市町村交通災害共済への加入をお勧めしています。

【年会費】

500円

【共済期間】

4月1日(中途加入はその加入申込みの翌日)から翌年3月31日まで

- 傷害の程度により支払われる見舞金の額が異なります

▶特別永住者証明書の交付等

特別永住者証明書の記載事項の変更届出、更新による交付申請、紛失などによる再交付申請の受付を行っています。届出や申請には、写真やパスポートなどが必要ですので、事前にご相談ください。

- 中長期在留者の在留カードの交付等の窓口は出入国在留管理局です。ご注意ください

マイナンバー制度 問合せ 戸籍住民課☎424-9112

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

▶個人番号の通知

出生等により新たにマイナンバーが付番された方については、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より「個人番号通知書(※)」(マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面)が住民票の所在地に送付されます。

※個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類として使用することはできません

▶通知カード

これまでマイナンバーを通知する際に送付されていた「通知カード(※1)」は、令和2年5月25日に廃止されました。廃止に伴い、通知カードの取り扱いが変わりましたので、ご注意ください。

●通知カード廃止後の取り扱い

- (1) 交付及び再交付は行えません
- (2) 氏名・住所等に変更があった場合、記載事項の変更手続きが行えません

●通知カード廃止後のマイナンバーを証明する書類

- マイナンバーが記載された住民票の写し
 - マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
 - マイナンバーカード(顔写真付きのICカード)
- ※1 通知カードに記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

▶マイナンバーカード(個人番号カード)の申請方法

マイナンバーカードは、自分のマイナンバーを証明するものですが、顔写真付の身分証明書でもあることから、マイナンバーカード1枚で本人確認と個人番号の証明をまとめて行うことができます。

マイナンバーカードの申請は、市役所窓口、オンライン、郵送にて行うことができます。

詳しくは、ホームページ又はマイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)をご覧ください。

▶マイナンバーカードの機能

- ① マイナポータル(※2)へログインできる
- ② e-TAXによる電子申告や電子申請において本人確認、改ざん防止に利用する電子証明書を標準搭載している

③ 各自治体が独自に提供するサービスを利用できる(和光市の独自サービスは現在導入検討中です)

※2 マイナポータルとは、行政機関が個人番号の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるサイトです。

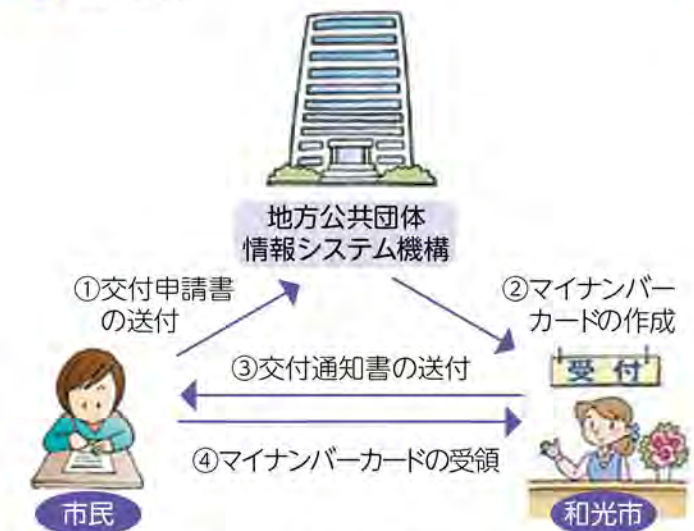
●マイナンバーカードのデザイン



▲おもて面

▲うら面

●手続の流れ



- 住民基本台帳カードをお持ちの方は、平成28年1月以降も、有効期間を過ぎるまで引き続き利用できます。個人番号カードの交付申請をした場合は、交付時に住民基本台帳カードと引き換えでお渡しします(両方持つことはできません)。なお、住民基本台帳カードの新規発行は、平成27年12月末で終了となっております。

パスポート 問合せ 戸籍住民課 ☎424-9112

- ▶ **申請できる方**
 - ・日本国籍をお持ちで和光市に住民登録がある方
 - ・学生や単身赴任などで県外に住民登録をしていて、市内に居所を有する方(居所申請)
- ▶ **受付時間**
 - 【申請】月曜～金曜 9:00～16:30
 - 【交付】月曜～金曜 9:00～17:15
 - 第3土曜 8:30～12:00
 - ・祝日及び年末年始を除く。第3土曜が祝日の場合は交付業務を行います
- ▶ **手数料** (令和4年10月1日現在)

種類	収入印紙	埼玉県収入証紙	合計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年有効旅券(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年有効旅券(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券	4,000円	2,000円	6,000円
増補	2,000円	500円	2,500円

収入印紙・埼玉県収入証紙は、お取り扱い機関でご購入ください。

- ▶ **申請に必要なもの**
 - ・ **一般旅券発給申請書**
市役所及び出張所に用意してあります。(ダウンロード申請書での申請の場合、外務省ホームページにあるWEB入力フォームに入力し、印刷の上、必要事項を記入してお持ちください。(拡大や縮小など印刷仕様の変更はできません。)詳しくは、「パスポート申請書ダウンロード」で検索の上、注意事項をご確認ください。)
 - ・ **戸籍抄本又は戸籍謄本 1通**
6か月以内に発行されたもの(有効期限内のパスポートをお持ちで、氏名・本籍に変更がない場合は省略できます。同一戸籍内のご家族と一緒に申請される場合は戸籍謄本1通で申請できます。)

- ・ **住民票 1通**
居所申請の方のみ
6か月以内に発行されたもの
- ・ **写真 1枚**
縦4.5cm×横3.5cm
6か月以内撮影
無背景、無帽



市役所敷地内に証明写真ボックスが設置してあります。乳幼児の写真は機械での撮影が難しいため、写真屋さんでの撮影をお勧めします。

- ・ **前回取得されたパスポート**
有効旅券をお持ちの方は、有効な旅券を提出しないと申請ができません。なお、失効済の旅券についても、提出が必要です。
- ・ **本人確認書類**
運転免許証、マイナンバーカードなどの写真付身分証明書については1点確認。なお、健康保険証、年金手帳等については2点確認となります。

- ▶ **注意事項**
 - ・パスポートの受取は申請日から数えて6日目以降の交付となります。(土曜日・日曜日・祝日・休日及び年末年始を除く。)
 - ・市役所でパスポートが申請できるようになったため、原則、埼玉県パスポートセンターでの申請はできません
 - ・記載事項変更旅券、査証欄の増補等、その他詳しい内容についてはホームページをご覧ください

成人の保健 問合せ 保健センター ☎424-9128

- ▶ **健診・検診**
生活習慣病の早期発見・早期治療のため各種健診・検診を実施しています。「あなたとあなたの家族のために」定期的に健診・検診を受診しましょう。※印は検診受診日の年齢

健診・検診名	自己負担金	対象者	検査内容
基本的な健診	和光市国保特定健診	40～74歳の和光市国保加入者(※1)	計測・診察・血圧・血液・尿・心電図・眼底(実施可能な医療機関において対象者のみ実施)
		受診日において市内に住所を有する後期高齢者医療制度被保険者	
		40歳以上の生活保護受給者 中国残留邦人等支援受給者	
		※30～39歳	
がん検診他	各健(検)診の自己負担金については、健康ガイド(成人版)又は市ホームページをご覧ください。	※40歳以上の男女	胸部レントゲン・喀痰検査(※5)
		※40歳以上の男女	便潜血検査(2日法)
		※40歳以上の男女	胃部レントゲン検査(バリウム)又は胃内視鏡(個別検診のみ)
		※30～39歳の女性 50歳以上の女性	マンモグラフィ
		※40～49歳の女性(マンモグラフィ2方向撮影)	
		※20歳以上の女性	内診・子宮頸部細胞診 体部細胞診(※6)
		※55歳以上の男性	血液検査(PSA)
		年度末の年齢が40歳以上の男女で今まで肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	B型肝炎抗原検査 C型肝炎抗体検査
		4月1日時点の年齢が40・45・50・55・60・65・70・75・80歳の女性(集団健診の女性限定日のみ実施)	骨密度測定検査(DEXA法)
		4月1日時点の年齢が65・70・73歳の男女(集団健診のみ実施)	DASC21によるスクリーニング検査 必要と認められた方は医師の診察
		40・50・60・70歳(前年度の年齢)の男女、妊婦	口腔内診察 ブラッシング指導など

- (※1)年度中に40歳になる方を含みます。社会保険に加入中の方は、加入している健康保険組合などで特定健診をお受けください。ただし、がん検診等は受けられません
 - (※2)個別健診のみ実施。今年度末の年齢が基準
 - (※3)集団健(検)診のみ実施。年度中に40歳になる方は特定健診の対象となるため含まれません
 - (※4)個別検診のみ実施。昨年度末の年齢が基準
 - (※5)問診の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日の本数×年数)600以上の方にのみ実施
 - (※6)個別検診のみ実施。問診の結果等から医師が必要と認められた方にのみ実施
- 実施時期・申込方法・自己負担金など、詳しくは健康ガイド(成人版)又は市ホームページをご覧ください。

- ▶ **健康ガイド(成人版)の発行**
年1回 6月発行予定
- ▶ **健康相談・健康教室など**
健康についての相談、生活習慣の見直しなどの相談、栄養相談を受けています。
ヘルスアップ相談/電話相談/家庭訪問/健康教室
- ▶ **健康手帳の交付**
血圧や体重などの記録ができ、健康管理に役立ちます。保健センターで配布しています。
- ▶ **高齢者インフルエンザ予防接種**
65歳以上(一部自己負担にて接種)。毎年、秋～冬頃に実施。
- ▶ **高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種**
年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳を迎える生年月日の方(一部自己負担にて接種)
詳しくは市ホームページをご覧ください。
- ▶ **献血事業**
日程(予定):年2回実施(10月、3月)
場所:保健センター
- ▶ **市内医療機関**
「～わこう版～ネウボラガイド(旧保健センターガイド)」又は市ホームページをご覧ください。

精神保健

不安が強い、眠れない、気分がふさぐ、受診を迷っている…など、心の悩みは一人で抱えこまず、お気軽にご相談ください。プライバシーは守られます。

▶こころの相談(保健センター)

精神科医又は臨床心理士が、こころの問題で悩んでいる方やその家族のご相談にのります。(予約制)

国民健康保険

問合せ 健康保険医療課☎424-9127

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除いて、すべての方が国保に加入します。

▶国保に加入する方

- お店などを経営している自営業の方
- 農業や漁業などを営んでいる方
- 退職して職場の健康保険などをやめた方
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない方
- 3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方(医療滞在ビザで入国した方、観光、保養目的の在留資格を持つ方などは除く)

病気、けが、歯の治療、治療上必要なマッサージやはり、出産育児一時金、葬祭費などの給付が受けられます。

次のような場合は保険で診療を受けられません。

- 病気とみなされないもの(健康診断、普通分娩、美容整形など)
- 労災保険の対象となるとき(雇用主が負担すべきもの)
- 国保の給付が制限されるとき(故意の犯罪行為やけんかによるけが)

国民年金

問合せ 健康保険医療課☎424-9139

▶加入が義務付けられている方(強制加入)

【第1号被保険者】市役所で手続

- 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の自営業・学生・無職の方など

【第2号被保険者】勤務先で手続

- 厚生年金の加入者(65歳以上の高齢又は退職を事由とする年金の受給権のある加入者を除く)

【第3号被保険者】配偶者の勤務先で手続

- 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

▶希望により加入できる方(任意加入)

- 日本国内に住所のある方のうち
 - 60歳以上65歳未満の方
 - 65歳以上70歳未満の方(昭和40年4月1日以前の生まれで、高齢基礎年金受給資格期間に満たない方のみ)
- 日本国籍を持ち海外に居住する方のうち
 - 20歳以上65歳未満の方
 - 65歳以上70歳未満の方(昭和40年4月1日以前の生まれで、高齢基礎年金受給資格期間に満たない方のみ)

詳しくは、健康保険医療課保険料年金担当へお問い合わせください。

国民年金基金

国民年金基金制度は国民年金に上乗せして年金を納付することで、将来設計に合わせて上乗せした年金を受け取ることができる制度です。

詳しくは、埼玉県国民年金基金へお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-65-4192

朝霞保健所の保健事業

問合せ 朝霞市青葉台1丁目10番5号

☎048-461-0468

感染症・結核・難病等・精神保健福祉相談等・食品衛生・薬事衛生・環境衛生・狂犬病予防

母子保健

問合せ ネウボラ課☎424-9087

乳幼児健康診査・訪問・相談

▶成長や発達段階の節目に

- 該当児には個別に通知します
- 健診日該当近くに転入した方はお問い合わせください

乳児期:3~4か月児健診、9~10か月児健診

幼児期:1歳6か月児健診、3歳4か月児健診

▶新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問

- 生後4か月までの子どもがいる全ての家庭に助産師等が訪問して育児や母親の健康等の相談を受けます

▶相談

電話相談、来所相談、家庭訪問等による相談を随時受けます。

妊娠・出産・産後の相談/乳児・幼児の相談/育児をする方自身の相談

わこう版ネウボラ

問合せ ネウボラ課☎424-9087

わこう版ネウボラは、保健、医療、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一環として実施します。相談支援となるケアマネジメントと子育て支援サービスを確立します。

詳しくはわこう版ネウボラガイド、ホームページをご覧ください

▶ライフステージ別サービス一覧

	結婚	妊娠	出産	産後・子育て	学童期
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 未婚 • 不妊 • 経済的困窮 	<p>母子健康手帳交付</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相談先がわからない • 地域に知り合いがない • 医療連携が不十分 • 経済的困窮 	<ul style="list-style-type: none"> • 里帰り出産 • 近隣に支援者なし • 出産に伴う母子の健康問題 • 経済的困窮 	<ul style="list-style-type: none"> • 相談先がわからない • 育児方法がわからない • 母子孤立 • 経済的困窮 • 育児負担 • 発育発達に不安がある 	
マネジメント	子育て世代包括支援センター(母子保健ケアマネジャー・子育て支援ケアマネジャー) ・母子健康手帳の交付 ・妊娠・出産・子育てに関する総合相談支援				
サービス一覧	妊婦健康診査	産婦健康診査	新生児聴覚スクリーニング検査	病児・病後児保育事業	わこうっこクラブ
	産前・産後サポート事業(集団支援・通所型)			一時預かり事業	学童クラブ
	・プレパパママ教室		・新米ママ学級		・赤ちゃん学級
			乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)		児童館・児童センター
	ファミサポ産前・産後サポート事業			ファミリー・サポート・センター事業	
				緊急サポートセンター事業	
			家庭訪問型子育て支援事業:ホームスタート		
産前・産後ケア事業(個別対応型支援)		・ショートステイ(宿泊型・日帰り型)			
		・産後ケア訪問			
		・デイケア			
養育支援事業		・新生児一時保育			
		・栄養マネジメント事業			
		・養育支援訪問			

わこう版ネウボラでは、母子健康手帳を地域のネウボラ拠点で交付し、妊娠期から出産・子育てに関する相談支援を母子保健又は子育て支援ケアマネジャーが一貫して行います。

▶ネウボラ拠点(子育て世代包括支援センター)

施設 住所・TEL	担当地区	相談支援者	母子健康手帳交付	未就学児遊び場の有無
南子育て世代包括支援センター (南2-3-3みなみ保育園2階) ☎450-4642/4706	南・白子1・2丁目・諏訪原団地・諏訪	母(※1) 子(※2)	○	○
本町子育て世代包括支援センター (本町31-6) ☎460-1915	本町・新倉・下新倉1丁目	母子	○	○
中央子育て世代包括支援センター (丸山台2-20-15中央統合型地域包括センター) ☎468-2312	中央・丸山台・広沢・西大和団地	母	○	○
北子育て世代包括支援センター (白子3-29-10しらこ保育園3階) ☎464-0194	白子3・4丁目・下新倉2～6丁目	母子	○	○
北第二子育て世代包括支援センター (新倉1-16-22) ☎466-2658	新倉(3丁目を除く)・下新倉1丁目	子	○	○

※1 母:母子保健ケアマネジャー ※2 子:子育て支援ケアマネジャー

▶事業実施拠点

わこう産前・産後ケアセンター (下新倉2-1-25) ☎424-7275	プレパパママ教室・新米ママ教室・各種子育て支援事業を行っています
---	----------------------------------

・詳しくはわこう版ネウボラガイド、ホームページをご覧ください

わこう版ネウボラ事業 産前・産後ケア事業 及び養育支援訪問事業(自己負担あり)

【対象】

妊娠・出産・産後、家族などから十分な支援が受けられない妊産婦と子で、かつ妊産婦に心身の不調又は育児不安等のある和光市民

【利用方法】

- ①各地区の母子保健又は子育て支援ケアマネジャーへ相談
- ②申請書を作成し、担当のケアマネジャーへ申請
- ③書類審査後、決定通知書を市から発行
- ④サービス開始(自己負担額を実施事業者に支払います)

通所型サービス(わこう産前・産後ケアセンター)

▶ショートステイ(1人7日間まで) ※宿泊・日帰り型あり

【対象】退院後～生後12か月

【内容】乳児及びその保護者の心身のケア、助産師等による育児に関する指導等

▶デイケア

【対象】妊娠～生後12か月

【内容】乳児及びその保護者の心身のケア、助産師等による育児及び母体の管理に関する指導、乳児の保護者同士の交流の場の提供等

▶新生児一時保育(1日2人まで)

【対象】生後56日目まで

【内容】原則として生後56日以内の乳児を一時的に保育する

自宅訪問型サービス

▶養育支援訪問(看護型・ヘルパー型)

【対象】妊娠～18歳になる年度中

【内容】乳幼児、児童及びその保護者の居宅を訪問し、育児に対する不安の解消を図るため、育児に関する指導等又は育児、家事等の援助を行う

▶栄養マネジメント

【対象】妊娠～18歳になる年度中

【内容】管理栄養士が乳児及びその保護者に対する栄養指導計画の作成、栄養指導及び調理支援を行う

互助のサービス

(地域の力で子育てを支えるサービス)

▶和光市ファミリー・サポート・センター事業

☎090-6530-0961 (平日9時～16時)

- ・依頼会員と協力会員が行う有償のボランティア活動
- ①ファミサポ産前・産後サポート事業(妊娠～生後56日まで)
- ②ファミリー・サポート・センター事業(生後57日～12歳(小学校在籍まで))

▶ホームスタート事業(家庭訪問子育て支援事業) ※無料

☎080-8807-8462

【対象】妊娠～6歳以下の未就学児がいる家庭

【内容】研修を受けた地域の子育て経験者が、「傾聴」と「協働」を行う家庭訪問型の子育て支援

【費用】無料

定期予防接種(予防)

問合せ 保健センター ☎465-0311

制度改正が続いていますので、毎月発行の「広報わこう」、市ホームページで最新の情報をご確認ください。

▶子どもの定期予防接種(法に基づく予防接種)

【持ち物】母子健康手帳(必須)、予診票、医療機関が指示するもの(住所の確認がとれる保険証など)

【会場】市指定の医療機関
県内の指定医療機関は、市ホームページを参照もしくは保健センターへ問合せください

【費用】無料(公費負担)
ただし、年齢・接種間隔・医療機関などの条件を満たした場合のみ

●予防接種の「心構え」

冊子「予防接種と子どもの健康」をよく読み、予防接種の必要性や副反応について理解し、解らないことは質問しましょう。

①接種当日は必ず保護者が同伴し、子どもの健康状態を詳しく医師に話してください

②母子健康手帳、筆記用具は必ず持参してください

③予診票は責任を持って記入してください

④かぜをひいたり体調の悪いときは、次回にしましょう

■赤ちゃん～小学校入学前まで

各ワクチンごとの接種間隔・スケジュールについては、市ホームページをご参照ください。

予防接種名	受けられる年齢	接種回数	通知の時期
ヒブ(Hib)	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで 《標準的な開始時期》生後2か月	初回…3回 追加…1回	ヒブ、小児用肺炎球菌はそれぞれ異なる接種間隔です。また、接種開始年齢によって、接種回数・間隔が大きく異なります。
小児用肺炎球菌			
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで 《標準的な開始時期》生後2～9か月	3回	生後2か月になる前に通知
ロタ	ロタリックス 生後6～24週 《標準的な開始時期》生後2か月	2回	
	ロタテック 生後6～32週 《標準的な開始時期》生後2か月	3回	
四種混合(百日咳・破傷風・ジフテリア・ポリオ)(DPT-IPV)	1期 生後3か月～7歳6か月に至るまで ※国の分科会において接種対象者を生後2か月以上に拡大する方針が了承されています(令和5年4月1日から施行予定)。最新の情報は市ホームページをご参照ください。	初回…3回、追加…1回	通知はしていません
不活化ポリオ(IPV)(四種混合ワクチン開始以前の対象の方のみ)		初回…3回、追加…1回 生ポリオワクチンは平成24年に廃止	
BCG(結核)	1歳の誕生日の前日まで 《標準的な接種時期》生後5～8か月	1回	4か月児健診通知に同封
水痘	1～3歳の誕生日の前日まで 《標準的な開始時期》1歳～1歳3か月	2回	10か月児健診通知に同封
麻しん風しん(MR)	1期 1～2歳の誕生日の前日まで 《標準的な接種時期》1歳になったらすぐ	1回	10か月児健診通知に同封
	2期 保育園・幼稚園の年長に相当する年度内	1回	該当年度に通知(4月に発送)
日本脳炎	1期 生後6か月～7歳6か月に至るまで 《標準的な接種開始時期》3歳	初回…2回 追加…1回	3歳を迎える月の前月

小学生～20歳未満

各ワクチンごとの接種間隔・スケジュールについては、市ホームページをご参照ください

予防接種名	受けられる年齢	接種回数	通知の時期
二種混合 (破傷風・ジフテリア) (DT)	2期 11～13歳の誕生日の前日まで	1回	小学5年生へ春季に通知
日本脳炎	2期 9～13歳の誕生日の前日まで	1回	9歳を迎える月の前月に通知 令和3年度内に9歳を迎えた方には、10歳を迎える月の前月に通知
日本脳炎(特例措置) 平成17～21年度に勧奨差し控えがあったため、特例措置があります。	【対象者】平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ 【期間】20歳の誕生日の前日まで 母子健康手帳で接種記録をご確認の上、1期初回1回目/初回2回目/1期追加/2期としての接種分のうち、不足している回数分を接種できます。 接種間隔にご注意ください。	3回	高校3年生となる学年の方へ夏季に通知
日本脳炎(特例措置)	【対象者】平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ 【期間】9～13歳の誕生日の前日まで 1期(計3回)の接種と2期の接種のうち、不足している回数分を接種できます。接種間隔にご注意ください。	3回	対象者へは9歳頃に通知が終了しています。
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV)	小学6年～高校1年に相当する年度 女子のみ 《標準的な接種時期》 中学1年に相当する年度 【キャッチアップ接種対象者】 令和4年度:平成9年4月2日～平成18年4月1日生 令和5年度:平成9年4月2日～平成19年4月1日生 令和6年度:平成9年4月2日～平成20年4月1日生 ⇒接種は令和7年3月31日まで	3回 ワクチンの種類によって、接種間隔が異なります。	令和4年度から個別勧奨を再開しました。令和4年度の中学1年～高校1年に相当する学年には通知済みです。 平成9年～17年度生まれの方には令和4年度に通知済

私立幼稚園

問合せ 保育サポート課 ☎424-9130

市補助金(入園料補助)

1月1日から12月31日までの間継続して市に住民登録があり、満3歳児、3・4・5歳児を私立幼稚園(学校教育法の規定による認可幼稚園)等に入園した児童の保護者で前年の所得申告が済んでいる方を対象に支給します(入園年に限る)。

- ・8月以降に各幼稚園から配付される申請書で申請してください

市内には私立幼稚園が4園

▼入園のお問い合わせは各幼稚園へ▼

名称	所在地	電話	地図座標
新倉幼稚園	下新倉2-45-5	466-2080	4図D-1
大和すみれ幼稚園	南1-2-2	462-0370	4図D-4
やまと幼稚園	白子3-12-1	461-6962	3図C-4
小羊幼稚園	本町15-16	463-3174	1図B-3

保育園・小規模保育事業所等

問合せ 保育サポート課 ☎424-9130

児童の保護者が仕事や病気のため、家庭で子どもの保育をすることができないとき、保護者に代わって児童を保育する保育園・小規模保育事業所等は市内に44か所あります。

▶保育の必要性の認定事由

保護者のいずれかが次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、申込みができます。

- ・就労
- ・妊娠
- ・出産後(出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末までの期間)
- ・疾病又は負傷
- ・障害
- ・同居等の親族の常時介護
- ・災害復旧作業
- ・就学
- ・求職活動中
- ・その他、保護者が保育できない事情がある場合

【保育園・小規模保育事業所等の場所】

P.44の保育園・施設マップをご覧ください。

【保育料】

扶養義務者の市町村民税所得割課税額に基づいて計算されます。

【申込み】

必要書類は世帯状況により異なります。詳しくはお問い合わせください。

- ・教育、保育給付支給認定(変更)申請書
- ・特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業所利用申込書
- ・家庭状況票
- ・支給認定及び保育施設の利用に係る確認同意書
- ・その他 保護者の勤務証明書等

■保育園一覧

名称	所在地	電話	定員	地図座標
みなみ保育園	南2-3-3	450-4641	180名	4図C-4
にいくら保育園	新倉1-36-2	463-2002	110名	3図A-4
ほんちょう保育園	本町31-18	465-5200	90名	1図A-3

名称	所在地	電話	定員	地図座標
しらこ保育園	白子3-29-10	464-7400	90名	3図C-5
キッズエイド 和光保育園	本町31-6 C1ハイツ内	460-1068	110名	1図B-3
和光駅前保育園	新倉1-2-67 和光駅前ビル2階	461-2120	20名	1図C-2
下新倉みどり 保育園	下新倉5-13-10	451-6433	60名	3図D-4
ハレルヤ保育園	新倉5-9-92	451-5300	60名	3図A-2
ゆめの木保育園	白子2-14-62	463-8791	90名	1図E-5
あすの木保育園	丸山台3-5-8	465-2177	70名	1図E-4
里仁育舎	下新倉2-34-36	423-7184	60名	1図E-1
諏訪ひかり 保育園	諏訪2-5	423-7614	90名	4図D-4
キッズエイド 吹上保育園	白子3-15-25	423-5071	70名	3図D-4
和光プライム スター保育園	下新倉1-5-15	423-9881	90名	1図D-1
和光どろんこ 保育園	新倉2-4-53	424-3656	90名	3図A-4
中央ひなた 保育園	中央1-1-6	424-8103	69名	1図C-4
ひろさわ保育園	広沢1-2	461-1043	108名	1図B-5
下新倉プライム スター保育園	下新倉1-5-16	485-9188	90名	1図D-1
丸山台プライム スター保育園	丸山台2-28-13	423-7082	80名	1図C-4

事業所内保育事業所

名称	所在地	電話	定員	地図座標
さいたま保育園	和光市諏訪2-1(埼玉病院敷地内)	461-5782	24名 (地域枠)	4図D-3

幼保連携型認定こども園

名称	所在地	電話	定員	地図座標
和光なかよし こども園	和光市広沢1-5-53	458-3960	100名	1図A-5

小規模保育事業所一覧

名称	所在地	電話	定員	地図座標
和光第2エンゼル 保育室	本町19-1 ラ・メール和光1階	458-3514	19名	1図B-4
あそびのてんさい 和光保育園	丸山台1-9-19	467-3085	19名	1図C-3
あそびのてんさい 和光北口保育園	新倉1-2-42	487-9938	19名	1図C-1
保育ルームフェ リーチェ和光園	本町11-3 シンフォニー1階	467-6766	19名	1図B-3
保育ルームフェ リーチェ和光II園	本町5-28 KSビル1階	469-6555	18名	1図B-1
さくらさくみらい 和光	白子2-23-7 第2サンライズビル	450-3939	19名	4図D-2
つかさ保育園 和光市和光園	白子2-24-15 クレール マンション1階	234-9209	19名	4図D-3
メリー★ポピンズ 和光ルーム	下新倉1-1-62 ハイドレインジア 1階	466-0100	19名	1図C-2
和光リトルスター 保育園	白子3-35-7	487-9001	19名	4図E-2
下新倉リトルス ター保育園	下新倉4-12-54	424-5560	19名	3図C-5
ひだまりの保育園	新倉2-17-31	486-9038	19名	3図A-2
第2ひだまりの 保育園	丸山台2-12-13	487-7316	19名	1図E-4
和光市ひなた 保育園	新倉1-10-74	462-8185	19名	1図C-1
わこうちリトル スター保育園	新倉1-2-9 T-Park1階	458-0647	19名	1図C-1
リトルスター保 育園さつきちゃん のおうち	下新倉2-39-24 1階	423-0157	19名	1図E-2
和光エンゼル 保育室	本町12-12 優美ビル1階	465-1463	19名	1図C-3
和光第3エンゼル 保育室	本町12-12 優美ビル2階・3階	424-5351	19名	1図C-3
しらこ北リトル スター保育園	白子3-8-37	487-9904	19名	4図E-1
第3ひだまりの保 育園	新倉3-5-28	487-7388	19名	3図B-4

名称	所在地	電話	定員	地図座標
スピカ☆リトルス ター保育園	下新倉2-9-33	424-4304	19名	1図E-3
シリウス☆リトル スター保育園	白子2-14-38	458-0574	19名	4図D-3
しらこ南リトル スター保育園	白子1-25-1	423-5582	19名	4図D-4
丸山台ひなた 保育園	丸山台 2-11-1-1階	485-7138	19名	1図D-4

一時保育

- みなみ保育園一時保育室 ☎450-4643
- しらこ保育園一時保育室 ☎464-0140
- 諏訪ひかり保育園一時保育 ☎423-7614
- キッズエイド吹上保育園一時保育 ☎424-3133
- わこうちリトルスター保育園一時保育 ☎458-0647
- 和光プライムスター保育園一時保育 ☎423-9881
- 和光どろんこ保育園一時保育 ☎424-3656
- 第2ひだまりの保育園 ☎487-7316
- 和光なかよしこども園 ☎458-3960

- ・利用方法や利用料は施設によって異なります
- ・休日保育は、みなみ保育園一時保育室のみ

学童クラブ 問合せ 保育施設課

【対象】市内在住の小学校に在学する児童又は市内の小
学校に就学する児童

【開所時間】

- 登校日/放課後～18時
- 休校日/8時～18時
- 延長保育19時まで(利用料別途)
- ・長期休業期間における延長保育時間は変更となる可能性
があります

【利用料】世帯の所得に応じて負担(公設のみ)

【申込み】公設学童クラブ

- ・和光市学童クラブ入所申込書
 - ・児童状況表
 - ・保護者の就労証明書等
 - ・通勤・通学の経路
 - ・源泉徴収票又は確定申告書の写し
- 以上の書類を保育施設課へご提出ください。

公設学童クラブ一覧

名称	所在地	電話	定員	地図座標
白子学童クラブ (白子小そば)	白子3-3-40	463-2164	70名	4図E-1

名称	所在地	電話	定員	地図座標
白子第二学童ク ラブ(白子学童ク ラブ隣)	白子3-3-41	462-1881	65名	4図E-1
新倉学童クラブ (新倉児童館2階)	新倉1-38-1	463-1678	80名	3図A-4
中央学童クラブ (第三小敷地内)	中央1-1-4	464-4660	58名	1図C-4
諏訪学童クラブ (第四小敷地内)	諏訪3-20	464-6501	78名	4図C-3
南学童クラブ (南児童館隣接)	南1-5-1	467-5332	70名	4図C-4
さつきのこ学童 クラブ(第五小敷 地内)	南1-5-25	462-1151	60名	4図D-5
南地域センター 学童クラブ(南地 域センター2階)	南1-8-47	466-0796	55名	4図C-4
広沢学童クラブ (広沢小敷地内)	広沢1-5	469-5541	80名	1図B-4
北原学童クラブ (北原小敷地内)	新倉1-5-27	467-5333	80名	2図D-4
さざんか学童 クラブ(北原小 敷地内)	新倉1-5-27	468-2225	60名	2図D-4
本町学童クラブ (本町小学校内)	本町31-17	462-2512	105名	1図A-3
下新倉学童クラブ (下新倉小学校内)	下新倉5-21-1	464-1515	90名	3図C-3

民設学童クラブ一覧

民設学童クラブの利用料等は他の学童クラブと異なり
ます。申込み方法等の詳細は各学童クラブへ直接問い合
わせください。

名称	所在地	電話	定員	地図座標
中央ひなた保 育園(中央ひなた保 育園内)	中央1-1-6	424-8103	22名	1図C-4
ひだまりの学童 クラブ(大和中 そば)	丸山台2-12-13	487-8018	40名	1図E-4

保育園・施設マップ



各種扶助制度

問合せ ネウボラ課 ☎424-9140

▶ 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等に、児童扶養手当が支給されます(所得要件等があります)。

▶ ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等に医療費の自己負担の一部を助成します(所得要件等があります)。

▶ 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、中学校修了(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に児童手当を支給しています(所得要件があります)。

▶ 乳幼児・子どもの医療費助成

保険診療を受けたときの自己負担金を助成します(健康保険組合から給付金等がある場合はこれを除いた額)。

【乳幼児医療の受給対象者】

生まれた日(転入の場合は転入日)から小学校就学前まで

【子ども医療の受給対象者】

小学校就学から中学校修了(15歳の誕生日後の最初の3月31日)まで

- 子ども医療には市税等の完納など、受給要件があります。詳しくはお問い合わせください

母子・父子家庭の自立、生活支援のためのサービス

▶ 母子・父子家庭自立支援給付金事業

自立のための就業支援策で、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等があります。

▶ 各種貸付制度

就学、就職、修学、生活等に係わる資金を低利子又は無利子で貸し付けることのできる制度の相談をお受けします。

▶ 母子・父子自立支援員

現在ひとり親家庭の方やひとり親になることに不安を抱えている方の手続きや生活の相談をお受けしています。

たとえば…

- 子どもの教育資金の貸付について知りたい
- 離婚前後に関係する手続きや生活相談、その後の支援について知りたい
- 収入アップのために資格を取得したい
- 仕事を探しているのだが…

児童センター・児童館

市内には、総合児童センター、下新倉児童館、新倉児童館、南児童館があります。児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操をゆたかにするため、各種事業を催していますので、広報わこうで毎月の事業をご覧ください。

なお、利用時間及び休館日は、変更となる可能性があります。変更となった場合は、広報わこうや市ホームページで公表します。

▶ 総合児童センター

広沢1-5-54 ☎465-2525

キッズスペース・図書コーナー・シアターアリーナ・音楽スタジオ・外広場(ぼうけん広場・わんぱく広場)があります。

【利用時間】

9時~21時
 ただし、小学生以下…夕焼けチャイムまで利用可。保護者同伴で19時まで利用可。

中学生・高校生…19時まで利用可。

一般利用(シアターアリーナ・音楽スタジオ)…19時~21時

【休館日】

第2・4木曜日・年末年始(12月29日~1月3日)

▶ 下新倉児童館

下新倉5-21-1 ☎464-1515

遊戯室・図書コーナー・集会室があります。

【利用時間】

9時30分~17時

【休館日】

毎週火曜日・第3日曜日・年末年始(12月29日~1月3日)

▶ 新倉児童館

新倉1-38-1 ☎463-1679

遊戯室・図書コーナー・外広場があります。

【利用時間】

9時30分~17時

【休館日】

毎週火曜日・第3日曜日・年末年始(12月29日~1月3日)

▶ 南児童館

南1-5-1 ☎467-5627

遊戯室・図書コーナー・外広場があります。

【利用時間】

9時30分~17時

【休館日】

毎週金曜日・第2日曜日・年末年始(12月29日~1月3日)

転入学・転出学

問合せ 学校教育課 ☎424-9148

転入学

戸籍住民課で転入手続

- 教育委員会
- ・転入学手続
 - ・転入学通知書を受領

指定された小・中学校へ

- ・前校の在学証明書、教科用図書給与証明書、転入学通知書を提出し、転入学をする

転出学

戸籍住民課で転出手続

- 教育委員会
- ・転出学手続
 - ・転出学通知書を受領

在籍の小・中学校

- ・転出学通知書を学校へ提出
- ・在学証明書、教科用図書給与証明書を受領

転出

就学時健康診断

翌年の4月1日までに満6歳となる子どもに対して、市では毎年10月から11月にかけて就学時健康診断を実施します。対象となる家庭には通知をしていますが、転出入時期と重なったときは学校教育課へお問い合わせください。

入学通知

小・中学校の1年生となる子どもの保護者に対して、毎年12月末までに入学通知書を発送します。通知書が届かなかったり、内容に誤りがあるときは、学校教育課へご連絡ください。

国・私立の小・中学校に入学する場合

入学予定の小・中学校の入学許可証と和光市立小・中学校の入学通知書を、教育委員会へ提出してください。

学用品・学校給食費等にお困りの時… ご相談ください

経済的な理由で、学用品の購入などに困っている家庭の児童生徒に、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費などを援助する制度があります。

詳しくは、学校教育課又は学校へお問い合わせください。

市内の小・中学校一覧

学校名	住所	電話/FAX	地図座標
白子小学校	白子3-2-10	461-2073/461-2240	4図D-1
新倉小学校	新倉2-2-39	461-2108/461-2144	3図B-4
第三小学校	中央1-1-4	461-2322/461-2535	1図C-3
第四小学校	諏訪3-20	461-4855/461-4895	4図C-3
第五小学校	南1-5-10	463-3100/463-3101	4図C-4
広沢小学校	広沢1-5	464-1149/464-1235	1図B-5
北原小学校	新倉1-5-27	461-3374/461-3393	2図D-4
本町小学校	本町31-17	466-0855/466-0894	1図A-3
下新倉小学校	下新倉5-21-1	464-0500/464-1313	3図C-3
大和中学校	丸山台2-8-8	461-2143/461-2237	1図E-3
第二中学校	広沢1-4	462-1793/462-1890	1図B-5
第三中学校	南2-2-1	461-3306/461-3222	4図C-4

入学準備金を融資します

高等学校、専修学校、短期大学及び大学入学予定者の保護者で、入学準備金の用意が困難な方に入学準備金の融資を行っています。

【貸付金の限度額】

高等学校	50万円
専修学校	100万円
短期大学	
大学	

【申請時期】

9月初旬～1月中旬

融資には条件があります。詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

就学相談

和光市に在住する就学予定者で、教育上特別な支援を必要とすると思われるお子様の就学に関して、心配ごとやお困りごとのある保護者のための相談です。

就学相談では、どのような支援が必要か、どのような就学先が適切か等、お子様の発達段階に応じた支援について保護者と一緒に考えていきます。

和光市教育委員会の委嘱を受けた市内小中学校の校長、教頭、特別支援学級担任及び特別支援教育担当教員、県立特別支援学校教員、関係機関の職員、学識経験者や教育支援センタースタッフが相談に応じます。相談に関しては、秘密を守りますのでご安心ください。

相談を希望する方は、和光市教育支援センター(☎466-8341)へお問い合わせください。

▶主な相談内容

- ・物を見るとき、極端に目を近づけたり、呼びかけに対して気づかない
- ・ことばがはっきりせず聞き取りにくい
- ・手足が自由に動かない、病気がちで身体の発達が著しく遅く、入退院を繰り返すことが多い
- ・同年齢の子と比較して、発達に心配がある
- ・じっとしていることが少なく、落ち着きがない
- ・一斉の指示だけでは動けず、個別の指示が必要である
- ・障害のある子には、どのような教育の機会や場があるのか
- ・特別支援学校や特別支援学級等ではどのような教育が行われているのか

教育相談

教育委員会では、児童・生徒の悩みや保護者の子育てについて、下記のとおり和光市教育支援センターと市内各小中学校の相談室で、教育相談を行っていますのでご活用ください。

▶主な相談内容

小学生・中学生・高校生

勉強のこと、学校生活のこと、友達のこと、いじめのこと、家庭生活のこと、自分のこと

保護者

子育てのこと、子どものいじめや不登校のこと、学校生活・家庭生活のこと

和光市教育支援センター

住所	本町31-17 本町小学校内(2階)
電話	466-8341
相談スタッフ	担当指導主事 1名 センター長 1名 教育相談専門員(臨床心理士・公認心理師) 2名 教育相談担当専門委員(適応指導教室担当) 3名 スクールソーシャルワーカー 1名 発達支援相談員 1名 顧問 1名 非常勤嘱託医 1名
相談日	月曜日～土曜日 (休み:日曜日・祝日・年末年始)
相談時間	9時30分～16時30分 土曜日は12時まで
申込み	電話又は直接訪問
その他	不登校の児童生徒のために、適応指導を行っています。必要に応じて、医師や専門機関をご紹介します。

市内小・中学校の相談室

各相談室	白子小学校	☎461-2073(代表)
	新倉小学校	☎461-2108(代表)
	第三小学校	☎461-2322(代表)
	第四小学校	☎461-4855(代表)
	第五小学校	☎463-3100(代表)
	広沢小学校	☎464-1149(代表)
	北原小学校	☎461-3374(代表)
	本町小学校	☎466-0855(代表)
	下新倉小学校	☎464-0500(代表)
	大和中学校	☎461-1180(相談室)
第二中学校	☎462-2006(相談室)	
第三中学校	☎461-6698(相談室)	
相談スタッフ	小学校相談室:教育相談員 1名 中学校相談室:さわやか相談員 1名 教育相談員 1名 小・中学校:スクールカウンセラー 1名	
相談時間	学校ごとに異なりますので、電話でご確認ください。	

介護保険

問合せ 長寿あんしん課 ☎424-9125

介護予防サービス

要介護・支援認定の申請をして、「要支援」の認定を受けた方が利用できるサービスです。サービス費の1～3割は自己負担となります。

～自宅で利用するサービス～

▶ 介護予防支援

地域包括支援センターの相談員が介護予防ケアプランの作成をします。

▶ 介護予防訪問リハビリテーション

専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的とした短期集中的なリハビリテーションなどを行います。

▶ 介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問して、介護予防を目的とした入浴の介助などを行います。

▶ 介護予防訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

▶ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

～施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス～

▶ 介護予防通所リハビリテーション

医療機関や介護保険施設などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のためのリハビリテーションなどを受けます。

▶ 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けます。

▶ 介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や看護及び機能訓練などを受けます。

～生活環境を整えるサービス～

▶ 介護予防福祉用具貸与

介護予防に役立つ福祉用具を一定期間借りられます。

▶ 特定介護予防福祉用具販売

排せつや入浴など貸与になじまない福祉用具の中で介護予防に役立つ福祉用具が費用の1割(所得に応じて2～3割)で購入できます。

・自分にあった用具を購入するために指定事業所の福祉用具専門相談員、地域包括支援センター、長寿あんしん課の窓口にご相談ください

▶ 介護予防住宅改修

介護予防に役立つ住宅改修をした場合に、改修費用を支給します。事前に、地域包括支援センターに相談の上、長寿あんしん課の窓口申請して審査を受けてください。1人あたり20万円(そのうち、費用の1～3割は自己負担)を限度額とします。

～施設に入居している方が利用するサービス～

▶ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設入居者が介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話などを受けます。

～地域密着型サービス～

▶ 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が日帰りで、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

▶ 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

▶ 介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の状況や希望に応じて、小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを組み合わせ、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

居宅サービス

要介護、支援認定の申請をして、「要介護」の認定を受けた方が利用できるサービスです。サービス費の1～3割は自己負担となります。

～自宅で利用するサービス～

▶ 居宅介護支援

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護サービスの利用計画を作成します。

▶ 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。

▶ 訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。

▶ 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問して、入浴サービスを行います。

▶ 訪問リハビリテーション

専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

▶ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

～施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス～

▶ 通所介護(デイサービス)

日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

▶ 通所リハビリテーション(デイケア)

医療機関や介護保険施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。

▶ 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けます。

▶ 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練を受けます。

～生活環境を整えるサービス～

▶ 福祉用具貸与

貸出料の1割(所得に応じて2～3割)を負担して13種類の福祉用具が借りられます。貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。また、要介護度により利用が制限される場合があります。

▶ 特定福祉用具販売

排せつや入浴など貸与になじまない福祉用具が費用の1割(所得に応じて2～3割)で購入できます。

・自分にあった用具を購入するために指定事業所の福祉用具専門相談員、ケアマネジャー、長寿あんしん課の窓口にご相談ください

▶ 居宅介護住宅改修

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、改修費用を支給します。事前に、ケアマネジャーに相談の上、長寿あんしん課の窓口申請して審査を受けてください。1人あたり20万円(そのうち、費用の1～3割は自己負担)を限度額とします。

～施設に入居している方が利用するサービス～

▶ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設入居者が、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。

～地域密着型サービス～

▶ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が日帰りで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

▶ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けられます。

▶ 地域密着型通所介護

通所介護のうち定員18名以下の小規模なデイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。

▶ 小規模多機能型居宅介護

利用者の状況や希望に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

▶地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29名以下の小規模な有料老人ホームなどの地域密着型特定施設入居者が、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。

▶地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や利用者からの連絡によって、ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。また、必要に応じ訪問看護も行います。

▶看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や看護、機能訓練などを受けます。

▶夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回や利用者からの連絡によって、ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

施設サービス

▶介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介護や健康管理などを受けます。(要介護3以上の人が入所できます)

▶介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方が入所して、看護、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けます。

▶介護医療院

病状が安定し、長期間療養が必要な方が入所して医療と介護を一体的に受けます。

地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

心身の状態の悪化防止・改善を行うことで、生活機能の維持や向上を図り、地域で安心して生活を送ることができるようになる事業です。

▶介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

要支援者・総合事業対象者(基本チェックリスト等によりサービスが必要と判断された方)

【内容】

- ・訪問型サービスA
介護予防を基本として、ホームヘルパーが援助を行い、高齢者の自立支援を図ります。
- ・訪問型サービスC
ホームヘルパーの訪問の他、管理栄養士や歯科衛生士が訪問し、食の自立支援や口腔機能の向上の援助をしていきます。
- ・通所型サービスA
通所介護事業所等で地域包括支援センターが作成するケアプランに基づき、生活機能の向上を図ります。
- ・通所型サービスC
生活機能の向上を目的に3～6か月の短期間に運動器の機能向上や栄養改善プログラムを実施します。
- ・その他の生活支援サービス
栄養改善を目的とした栄養指導や、配食等を実施します。

▶一般介護予防事業

閉じこもり予防のためサロンや、運動や栄養・口腔、認知症予防のための各種講座を実施し、市民の皆様の健康づくりを支援します。

【主な一般介護予防事業 うえるかむ事業】

介護予防のための高齢者の方の集いの場です。公民館や地域密着型サービス事業所の地域交流室などで実施しています。

- ・本町小学校(福祉交流室)
- ・南公民館
- ・わここの丘
- ・和光ホーム
- ・サポートセンター広沢
- ・ケアハウス桜の里
- ・リーシェガーデン和光
- ・ひかりのさと
- ・ミアヘルサオアシス和光
- ・わここの翔裕館(地域交流施設ひまわり)

高齢者福祉

問合せ 長寿あんしん課 ☎424-9138

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で、その方らしい生活を送っていただくために必要な支援を行うことを目的に設置された保険者(長寿あんしん課)から委託された高齢者の相談窓口です。

▶業務内容

- ・介護予防のケアマネジメント
- ・総合相談支援、権利擁護
- ・包括的、継続的ケアマネジメント

▶地域包括支援センター一覧

南地域包括支援センター	
場所	南1-23-1(総合福祉会館2階)
電話	450-2500
FAX	450-2501
地域	白子1丁目、白子2丁目1～14・23・24の一部(和光パークファミリア以外)・25～28番、諏訪、諏訪原団地、広沢2番、南1・2丁目

中央地域包括支援センター	
場所	本町15-35 2階
電話	475-9016
FAX	468-3770
地域	本町(全域)

中央第二地域包括支援センター	
場所	丸山台2-20-15
電話	468-2312
FAX	468-2315
地域	中央1・2丁目、西大和団地、広沢1・3・4番、丸山台1～3丁目、白子2丁目24番の一部(和光パークファミリア)

北地域包括支援センター	
場所	新倉2-5-12
電話	458-5120
FAX	458-5121
地域	新倉1～8丁目、下新倉1丁目

北第二地域包括支援センター	
場所	下新倉5-10-70
電話	450-0591
FAX	450-0592
地域	下新倉2～6丁目、白子2丁目15～22番、白子3・4丁目

介護予防拠点

介護予防拠点は、住み慣れたまちで元気に自立した生活が送れるように、健康づくり、仲間づくりなどが行える施設です。筋力アップのための運動や認知症予防のための脳トレのほか、栄養改善や口腔ケアに関する相談など各拠点で多彩なプログラムを提供しています。

▶介護予防拠点一覧

まちかど健康相談室	
場所	広沢1-2コンフォール和光西大和
電話	080-5913-6797

まちかど健康広場	
場所	本町23-32グッドラックビル1階
電話	424-5420

まちかど健康空間	
場所	丸山台2-11-21ウェルシア2階
電話	462-3030

まちかどピテクス和光	
場所	南1-27-35
電話	070-6514-6253

健康ステーションまちかど元気あっぷ	
場所	南1-9-25
電話	485-8859

市町村特別給付

▶高齢者栄養改善サービス費助成事業

【対象】

要介護・要支援認定者

【内容】

市の指定基準による配食事業者等により配食や栄養指導を提供します。年間365日にわたり、昼食・夕食の提供が可能です。1食1,000円を限度(市助成6割・自己負担4割)に、普通食・刻み食・カロリー食等の提供、安否確認を行います。また、管理栄養士による栄養指導と調理等の自立支援を行います。

▶紙おむつ等購入費助成事業

【対象】

要介護・要支援認定者

【内容】

市の指定基準による紙おむつ事業者により提供します。アセスメントにより、フラット型・パッド・パンツ型を組み合わせ、デリバリー体制で提供します。1か月の限度額は10,000円(自己負担1割、所得に応じて2～3割)です。また、消臭スプレーやからだふき等を居宅介護用品として、1か月の限度額3,000円(自己負担1割、所得に応じて2～3割)で、紙おむつと一緒に配送します。

▶高齢者地域送迎サービス費助成事業

【内容】

市の指定基準による送迎サービス事業者により提供します。原則的に要介護2以上を対象とし、自宅と病院等との間の送迎利用に要する費用の一部を助成します。1か月の限度額は45,000円で、利用料の9割(所得に応じて7～8割)を市が助成(1時間まで6,000円・以降10分増すごとに900円追加・待機30分ごとに2,000円)します。

住宅改修支援事業

【対象】

要介護・要支援認定者

【内容】

対象の方が居住する住宅をより安全な生活が送れるように改修する際に、その費用のうち40万円(自己負担分を含む)を限度額として助成し、高齢者の自立支援を図ります。事前に担当のケアマネジャー又は、地域包括支援センターに相談の上、長寿あんしん課の窓口に申請して審査を受けてください。所得に応じて1～3割の自己負担があります。

保健福祉事業

介護保険被保険者の健康増進と保険料の納付還元を目的とし、以下の事業を実施しています。

▶日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上の被保険者に介護予防に関する健康調査を実施し、回答者に健康及び日常生活への個別アドバイスを送付します。また、調査結果から心身の機能低下がみられ介護予防が必要と思われる方には市が実施する介護予防事業への参加についてご案内します。

▶健康増進浴場施設利用補助

65歳以上の被保険者と、要介護認定を受けた方を日常的に介護している家族(20歳以上で、要介護認定を受けている被保険者と同一世帯の方に限る)に、市が指定する健康増進浴場施設の利用補助券を交付します。なお、介護保険料の滞納のある場合は交付できません。

介護保険利用料助成

【対象】

介護保険料段階第1～第3段階の方、第4段階(ご本人が住民税非課税で世帯の住民税課税者の前年の合計所得金額が145万円以下)の方

【内容】

低所得対策として、介護保険料段階に応じて介護保険利用者負担分の一部を助成します。

グループホーム等入居家賃助成

【対象】

市の介護保険事業計画に基づく市内のグループホーム等に入居されている低所得者

【内容】

入居家賃に対して、1か月の上限は35,000円で、所得段階に応じて一定率(30%～50%)を助成します。

高齢者支援住宅家賃助成

【対象】

市内に3年以上住所を有し、かつ、市が定める基準に該当する方で、市が指定した高齢者支援住宅に入居している方

【内容】

1か月の家賃の上限を10万円とし、その一部を助成します。

その他のサービス

▶訪問理容出張費助成

要介護認定の日常生活自立度がランクB1(1日の大半をベッドで過ごす)以上の高齢者が自宅で調髪するための理容出張費助成券を年間1～6枚交付します。

▶高齢者入浴券

65歳以上で自宅に入浴設備がない高齢者に、公衆浴場の入浴基本料金の補助券を年間5～64枚交付します。

▶100歳長寿者慶祝

市内に3年以上お住まいの100歳を迎える高齢者に慶祝品を贈呈します。

▶市内最高齢者男女慶祝

市内の最高齢者男女それぞれへ慶祝品を贈呈します。

生きいきクラブ(老人クラブ)

生きいきクラブは、高齢者の生きがいや健康づくり、社会参加を進める組織として、市内の各地域にクラブがあり、学習、レクリエーション、社会奉仕などの自主的な活動が活発に行われています。興味のある方は、長寿あんしん課へお問い合わせください。

朝霞地区シルバー人材センター(和光事務所)

豊かな人生経験や社会経験を活かし、健康で仕事をする意欲をお持ちの方、シルバー人材センターで活躍してみませんか。お仕事をされたい方(原則60歳以上)を常時受付しております。

また、お仕事を依頼したい方もお気軽にご相談ください。

【主な仕事内容】

施設管理、交通指導員、屋内外清掃、工場内軽作業、植木の手入れ、除草作業、生活支援作業など。その他、相談に応じます。

【問合せ】

公益社団法人
朝霞地区シルバー人材センター
☎465-0339

障害者福祉

問合せ 社会援護課 ☎424-9123

相談窓口 障害福祉

身体障害者福祉・知的障害者福祉・障害児福祉・精神障害者福祉の総合相談窓口です。

身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に基づく各種の支援を受けるためには、身体障害者手帳が必要となります。

【対象】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性)、内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓)に永続する障害のある方

【内容】

障害の程度により1級(重度)から6級(軽度)に認定されます。

▶新規交付申請

次の書類を添えて申請してください。

- ・診断書(所定の診断書で、身体障害者福祉法により指定を受けた医師の診断によるもの)

▶内容変更の手続

手帳の交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続をしてください。

変更の内容	必要なもの
氏名、住所の変更	手帳
手帳の紛失、破損	手帳・写真 (紛失の場合は写真)
障害の程度、障害名の変更	手帳・診断書

▶手帳の返還

障害を有しなくなったとき、本人が死亡したときは手帳・印鑑をご持参の上、返還してください。

療育手帳の交付

知的障害者に対する各種の支援を受けやすくするための制度です。

【対象】

児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンターで、心身の発達、日常生活・行動、知的能力、社会性などを心理、社会、医学的に診断し知的障害と判定された方

【内容】

その程度により、④(最重度) A(重度) B(中度) C(軽度)に認定されます。

▶新規交付申請

申請には、次のものがが必要です。
 ・母子健康手帳などの本人の成育歴に関するもの

▶内容変更の手続

手帳の交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続をしてください。

変更の内容	必要なもの
氏名、住所の変更	手帳
手帳の紛失、破損	手帳・写真 (紛失の場合は写真)
再判定の手続	手帳

▶手帳の返還

障害を有しなくなったとき、県外に転出したとき、本人が死亡したときは手帳・印鑑をご持参の上、返還してください。

精神障害者保健福祉手帳の交付

【対象】

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病・発達障害及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があり、初診から6か月経っている方。

【内容】

障害の程度によって1～3級に認定されます。

▶交付申請

診断書又は年金給付を受けていることを証明する書類の写し(年金証書(精神障害を支給事由とする年金)・年金払込通知書)。

▶内容変更の手続

手帳の交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続をしてください。

変更の内容	必要なもの
氏名、住所の変更	手帳
手帳の紛失、破損	手帳・写真 (紛失の場合は写真)
障害の程度、障害名の変更	手帳・診断書

▶手帳の返還

障害を有しなくなったとき、県外に転出したとき、本人が死亡したときは手帳・印鑑をご持参の上、返還してください。

診断書料の補助

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に必要となる医師の診断書に係る費用を補助します。

【申請に必要なもの】

文書料が記載された領収書、本人名義の普通預金口座
【補助金】
 実費(限度額3,000円)

障害者福祉各種支援

問合せ 社会援護課 ☎424-9123

障害の部位や程度により、次の支援が受けられます。

日常生活の支援

- ・障害福祉サービス※
 - ・日常生活用具の給付・貸与
 - ・栄養改善サービス
 - ・居室改善整備費の助成
 - ・短期入所 入浴サービス 移動支援事業
 - ・補装具の交付・修理
 - ・生活サポートサービス
- ※平成29年4月から難病患者の方も障害福祉サービス等の対象となっています

行動範囲の拡大

- ・福祉タクシー利用券の交付
- ・自動車燃料費の補助
- ・自動車運転免許取得費の補助
- ・自動車改造費の補助
- ・手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣依頼
- ・補助犬の給付
- ・視覚障害者ガイドヘルパーの派遣

医療

種類	担当
自立支援医療(育成医療)の給付	社会援護課
自立支援医療(更生・精神通院医療)の給付	社会援護課
精神障害者通院医療費の助成	社会援護課
重度心身障害者医療費の助成	社会援護課
指定難病医療費の給付	保健所
先天性血液凝固因子欠乏症等医療費の給付	保健所
結核医療費の公費負担	保健所

年金・手当

種類	担当
国民年金法による障害基礎年金	健康保険医療課
厚生年金法による障害年金	社会保険事務所
特別児童扶養手当	社会援護課
児童扶養手当	ネウボラ課
特別障害者手当	社会援護課
障害児福祉手当	社会援護課
福祉手当	社会援護課
在宅重度心身障害者手当	社会援護課
難病患者入院見舞金の支給	社会援護課
心身障害者扶養共済制度	社会援護課

地域生活支援センター

心身に障害のある方及びその家庭のさまざまな相談や、日常生活に必要な支援を行います。

【業務内容】

- ・生活支援相談や専門機関の紹介
- ・福祉に関する情報提供
- ・福祉サービスの利用援助
- ・福祉サービス等利用計画の作成

【地域生活支援センター一覧】

和光市南地域生活支援センター(総合福祉会館内)	
場所	和光市南1-23-1(総合福祉会館2階)
電話	048-452-7602
FAX	048-452-7603

和光市中央地域生活支援センター	
場所	和光市丸山台2-20-15
電話	048-468-2312
FAX	048-468-2315

和光市北地域生活支援センターひなげし	
場所	和光市本町28-8(地域医療支援センター3階)
電話	048-464-7505
FAX	048-464-7506

総合福祉会館(ゆめあい和光)

問合せ 南1-23-1 ☎452-7600 ☎452-7601

〈1階〉

▶生活介護施設(ゆめちか)

☎452-7100 ☎452-7101

利用者の目的に応じ、日常生活の基礎的な訓練、創作的活動のほか、入浴や食事の提供を行います。

【利用時間】9時～16時

【休館日】日曜日・祝日及び年末年始

▶就労継続支援B型施設(すまいる工房)

☎452-7102 ☎452-7103

18歳以上の将来就労を希望する知的障害者に、就労支援及び生活指導をし、自立に必要な支援を行います。

【利用時間】9時～16時

【休業日】土、日曜日・祝日及び年末年始

〈2階〉

▶高齢者福祉センター(ゆうゆう)

☎452-7106 ㊟452-7107

地域の高齢者が交流できる施設(老人福祉センター的機能)と、介護保険法に基づく居宅サービス「通所介護」という2つの機能を持っています。

地域の介護予防の拠点として利用していただき、人と出会い、学び、仲間となり活動し、元気であり続けられるようなサービスを提供します。

【利用時間】9時～16時

入浴は10時～15時(受付は14時30分まで)

【休館日】日曜日・祝日及び年末年始

無料で送迎バスの運行を行っています

【対象】市内在住の60歳以上

【料金】無料(ただし、講座等の内容によって材料費等がかかる場合があります)

【利用手続】利用者登録(利用者カード発行)をします。身分証明書(健康保険証、運転免許証など)をご持参ください

▶通所介護(49ページを参照)

▶就労継続支援B型施設 精神障害者(ワンステップ)

☎452-7108 ㊟452-7109

主に精神障害者を対象に就労支援及び生活指導をし、自立した日常生活ができるよう支援を行います。

【利用時間】10時～16時

【休業日】土・日曜日・祝日及び年末年始

▶南地域生活支援センター(55ページを参照)

▶南地域包括支援センター(51ページを参照)

▶和光市暮らし・仕事相談センター

すたんどあっぷ和光

☎452-7608 ㊟465-7001

暮らし・家計のことでお困りの方に対して、家計収入全体の改善を図りつつ、月々の収支の調整、負債の整理や返済方法の対応検討、生活福祉資金の利用の検討等の支援を行っています。

【利用時間】9時～17時

【休業日】土・日曜日・祝日及び年末年始

〈3階〉

▶地域福祉センター

☎452-7600 ㊟452-7601

障害者の方や地域の方の相互交流や自主的活動の拠点として、自治活動又は福祉活動等の場を提供することにより、コミュニティの形成及び福祉の増進を図ることを目的とした施設で、地域の活動やサークル等の学習にご利用いただけます。

【利用時間】9時～21時30分

【休館日】年末年始

新倉高齢者福祉センター(歩楽里)

問合せ 新倉1-20-39 ☎465-3800

地域の高齢者が交流できる施設(老人福祉センター的機能)と、介護保険法に基づく地域密着型サービス「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という2つの機能を持った施設です。

▶高齢者福祉センター

介護予防を基本とした交流・講座・サークル活動などを通じ、高齢者の方々に、いつまでも住み慣れた地域で、自立した活動的な生活を送っていただくための支援を行うことを目的とした施設です。

【利用時間】9時～16時

入浴は10時～15時(受付は14時30分まで)

【休館日】日曜日・祝日・年末年始

無料で送迎バスの運行を行っています

【対象】市内に在住の60歳以上

【料金】無料(ただし、講座等の内容によって材料費等がかかる場合があります)

【施設内容】会議室(多目的スペース)、浴室、囲碁・将棋室、大広間など

【利用手続】利用者登録(利用者カードの発行)をします。身分証明書(健康保険証、運転免許証など)をご持参ください。

▶介護予防小規模多機能型居宅介護(48ページを参照)

その他

▶生活介護施設(さつき苑)

下新倉1-3-5

☎466-3457 ㊟466-8281(電話兼)

知的障害のある方を対象に身体機能の向上に必要な援助や創作活動と作業の機会を提供、その他に関する相談やアドバイスを行います。

【利用時間】9時～16時

【休業日】土・日曜日・祝日及び年末年始

▶障害者就労支援センター(社会援護課障害支援担当)

広沢1-5(市役所1F)

☎424-9126 ㊟466-1473

身体、知的、精神的な障害のある方の就労機会の拡大と就労継続に関する支援を行います。

【利用時間】9時～17時15分

【休業日】土・日曜日・祝日及び年末年始

▶和光市暮らし・仕事相談センター すてっぴ

本町20-25 パルテール和光101

☎423-5600 ㊟423-5662

暮らしや仕事のことでお困りの方に対して、家計改善を図りつつ、就労支援を行っています。

【利用時間】9時～17時

【休業日】土・日曜日・祝日及び年末年始

リサイクルとごみ処理 問合せ 環境課 ☎424-9153

リサイクル事業

▶リサイクル活動推進費補助金制度

市民による資源の集団回収の実績に応じて活動費の補助・助成をしています。

▶リサイクル展示場 (令和5年中に稼働休止予定)

新倉8-17-25 ☎469-3113(土・日曜日のみ)

収集された粗大ごみの中から選別された家具や日用品等、再使用できる不用品を展示し、申込者に無償譲渡します。

【開場時間】10時～15時

【休業日】祝日、第3土曜日、年末年始

清掃センター

下新倉6-17-1 ☎464-5300

【ごみの持込み】

清掃センターへ自分の車等で直接搬入し、処理申請します。ルールどおり分別してから搬入してください。

【日時】月～金曜日 8時30分～12時、13時～16時

土曜日 8時30分～12時(家庭ごみのみ)

(日曜、祝日、年末年始は除く)

【対象】市内在住者、市内事業所(一般廃棄物のみ)

・住所が確認できるものをお持ちください。

【費用】(家庭ごみ)60円/10kg (事業ごみ)220円/10kg

【持ち込むことができないごみ】

家電リサイクル法対象物(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、消火器、建築廃材、タイル、コンクリート、ブロック、レンガ、ホイール、タイヤ、マフラー等自動車部品、オイル、バイク、バッテリー、浴槽、ピアノ、畳、物置、洗面台、流し台、ペンキ、農薬等薬品類、プロパンガスボンベ、土、砂、石材、塗料、据え置き型金庫など

・購入店、取扱店に引き取ってもらうか、専門業者に依頼してください。



ごみ減量・リサイクル推進キャラクター「クリーンクル」



ごみ集積所

ごみ集積所は、使う方が責任を持って管理をするようお願いしています。協力して使用してください。

▶ごみ集積所の設置・変更

【受付場所】市役所6階環境課

【必要書類】ごみ集積所の位置図、ごみ集積所設置・変更・廃止届出書(市ホームページ又は窓口にあります)

- ・1世帯のみで設置することはできません。
- ・病気や障害があり、ごみ集積所までごみを出しに行くことが困難な方は、地域包括ケア課へご相談ください。
- ・ごみ集積所の設置には条件がありますので、事前に環境課へ問い合わせください。

▶ごみ集積所の資材

ごみ集積所に必要な備品(ペットボトル用ネット、缶・びん用コンテナ、カラスよけネット、看板)を配布しています。

【配布場所】清掃センター、市役所6階環境課

ごみの出し方

「資源とごみの分け方・出し方」(58ページ)のとおり分別して、地区ごとに決められた曜日の朝8時30分までに、地域の集積所に出してください。できるだけ多くのごみをリサイクルするためにご協力をお願いします。

- 前日や夜間にごみを出すと、不審火やカラスの被害の原因となります
- “資源とごみの分け方・出し方”のパンフレットは、市役所(総合案内等)及び出張所のほか、各地区の市施設窓口に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます

ごみ・リサイクル

資源とごみの分け方・出し方 問合せ 環境課 ☎424-9153

プラスチック	 透明・半透明の袋	チューブ類 ポリ袋・レジ袋 緩衝材類(発泡スチロール)など ボトル類(ペットボトルは除く) カップ・パック類 トレー類 その他 ・おもちゃ・洗面器・歯ブラシ ・植木鉢・シート・カセットテープ ・ビデオテープ・CD・DVD
資源	 緑のネット	ペットマークがついているもの ・飲料 ・酒類 ・しょうゆ ・食酢など PET キャップとラベルははずしてプラスチックへ軽くゆすぐ できるだけつぶす 汚れがとれないものは燃やすごみへ
ごみ	 はこ	びん・缶(中に商品が入っていたびん・缶だけ) ▶中を洗う ▶びんはキャップをはずす ▶袋に入れずに直接箱へ ※スプレー缶などは有害ごみとして出してください びん用 缶用
紙・布	 ひも	新聞紙 段ボール 紙パック 布類 雑誌・雑紙 紙袋・包装紙・菓子箱など 洗う▶切り開く 乾かす▶まとめる 透明な袋に入れる 雨の日は出せません
燃やさないごみ	 透明・半透明の袋	刃物など鋭利なものは紙に包むなどし内容を明記 中身を使い切れない場合は明記 蛍光灯などは購入時のケースが透明袋に入れる 燃やさないごみ(せともの・ガラス・金属類・小型家電製品など) 有害ごみ(乾電池・水銀体温計・蛍光灯・スプレー缶・ライターなど) 有害ごみはそれぞれ透明袋で
燃やすごみ	 透明・半透明の袋	生ごみ 革・ゴム 草・木くず 汚れているプラスチック紙くず等 ※紙袋、包装紙、菓子箱などは「紙資源」に出してください 50cm以下 5cm 30cm その他 ・アルミホイル ・アルミ箔 ・リサイクルできない紙 ・ぬいぐるみ ・座布団・枕 ・使い捨てカイロなど

●収集日の当日朝8時30分までに、分別して出してください。(収集時間は交通事情等で変動します)
●地区ごとの収集日(曜日)や詳しい分け方・出し方は、パンフレット「資源とごみの分け方・出し方」又は、市ホームページをご覧ください。

ごみ集積所に出せないもの	拠点回収するもの	詳しい内容は上記パンフレット又は、問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ ●事業ごみ ●一時多量ごみ ●犬・猫などの死体 ●処理困難ごみ ●家電リサイクル4品目 	<ul style="list-style-type: none"> ●乾電池 ●インクカートリッジ 	

粗大ごみの出し方

粗大ごみとは、縦24cm・横24cm・高さ35cmを超える(一斗缶大におさまらない)ものをいいます。
収集を申し込むか、清掃センターへ直接お持ち込みください。

▶収集を申し込む方法

予約後すぐの収集はできません。時期によっては1ヶ月ほど待ついただくこともあります。申込みをする前に粗大ごみの大きさを「縦×横×高さ」を測ってください。

【①申込み】

- 電話で申請
電話番号:048-461-1577(市委託業者/株勤労衛生)
受付時間:8時30分~17時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- 電子申請
市ホームページから申請できます。



電子申請のページURL

【②申込み時に収集日・収集場所・料金・受付番号をお聞きください】

収集日:月~金曜日(祝日・年末年始は除く)
点数:1回につき5点まで(6点を超える場合は翌週収集)
収集場所:基本的に、集合住宅はごみ集積所、戸建ては玄関先になります。

【③料金支払い方法】

粗大ごみシール取扱店等でシールを購入するかまたは粗大ごみ処理手数料納付券取扱店で納付券を購入してください。



【④粗大ごみの出し方】

粗大ごみシールまたは粗大ごみ処理手数料納付券を粗大ごみに貼り付け、収集日当日朝8時30分までに指定された収集場所に出してください。

■粗大ごみ戸別収集料金

品目にはないものは別表の計算方式になります。

種目	品目	手数料(円)	別表(左記品目以外)	
			縦、横及び高さの3辺の長さの合計	手数料(円)
家庭用品	掃除機	500	260cm未満のもの	500
	電子レンジ	500		
	扇風機	500		
	布団	500	260cm以上 380cm未満のもの	1,000
	椅子	500		
	カーペット	500		
	ベビーカー	500		
	ゴルフクラブ(5本まで)	500	380cm以上 のもの	1,500

粗大ごみシール取扱店一覧表

粗大ごみシール取扱店等	住所	電話
1 富澤屋酒店	白子1-4-8	464-4579
2 富澤薬局	白子2-15-60	461-2031
3 米安商店	白子2-22-26	461-2027
4 和光市牛房出張所	白子2-28-13	465-4978
5 ヤマザキショップいいた白子店	白子3-7-1	463-5318
6 大森商店	白子3-19-5	461-1561
7 ファミリーマート和光白子三丁目店	白子3-20-10	458-4060
8 ファミリーマート和光南一丁目店	南1-14-19	450-1533
9 ヤマザキショップ和光柳下店	南1-20-1	461-1683
10 ローソンスリーエフ和光南店	南1-21-38	469-3911
11 ファミリーマート和光西大和団地店	西大和団地2666-2	451-0500
12 和光市役所6階環境課	広沢1-5	424-9153
13 セブンイレブン和光下新倉店	下新倉2-27-25	466-7171
14 ミニストップ和光オリンピック通り店	下新倉3-22-45	468-8770
15 リカアショップ河村屋	下新倉4-20-2	462-0269
16 柳屋商店	下新倉5-6-55	461-1262
17 ローソン和光病院前店	下新倉5-19-35	468-5677
18 和光市清掃センター	下新倉6-17-1	464-5300
19 セブンイレブン和光丸山台店	丸山台2-13-11	465-6742
20 ミニストップ和光下新倉店	丸山台3-15-12-103	466-6926
21 ファミリーマート和光中央店	中央1-1-30	452-7317
22 ローソンスリーエフ和光市駅前店	本町1-1	460-1041
23 並木商店	本町17-3	461-2112
24 ローソン和光本町店	本町25-21	467-5116
25 セブンイレブン和光新倉店	新倉1-8-59	466-3211
26 石田商事金物店	新倉2-5-12	462-0617
27 ホワイト急便新倉店	新倉2-29-23	466-5001
28 セブンイレブン和光新倉8丁目店	新倉8-1-1	468-8988
29 和光市白子吹上出張所	白子3-8-21	465-9555
30 ファミリーマート和光諏訪店	白子2-9-11	452-7010

■粗大ごみ処理手数料納付券取扱店

1 マルチコピー機が設置されている全国のセブンイレブン店舗

■宅配便を利用したパソコンと小型家電の回収

環境省認定事業者と協定を締結し、使用済パソコン等の小型家電リサイクルを行っています。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となります。

- タブレット端末もパソコン本体に含みます
- ブラウン管のパソコンモニターは、処理料が別途かかります

- ①リネットジャパンのホームページから申込み
リネットジャパン <http://www.renet.jp/>
- ②ダンボール箱等に回収品を梱包
・縦+横+高さの合計が140cm以内
・重量が20kg以下
- ③指定された日に、佐川急便が回収します

問合せ 課税課 ☎424-9101・収納課 ☎424-9105

市税の種類

和光市で課税している税は、次のとおりです。



- 普通税とは、税金の使用目的が特に定められていない税金
- 目的税とは、税金の使用目的が特定されている税金

▶ 個人住民税(市民税・県民税)

1月1日(賦課期日)現在、市内に在住し、前年中の所得が一定額以上あった方及び市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方で、市内に住所を有しない方も課税されます。

▶ 法人市民税

市内に事務所又は事業所を有する法人、市内に事務所又は事業所は有さないが寮等を有する法人等に課税されます。

▶ 固定資産税

1月1日(賦課期日)現在、市内に土地、家屋及び償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有する方に課税されます。

▶ 軽自動車税(種別割)

4月1日(賦課期日)現在において、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

▶ 市たばこ税

たばこの製造業者・特定販売業者又は卸売販売業者が、たばこを市内の小売店に売り渡すときの製造たばこに課税されます。

▶ 特別土地保有税

平成15年4月1日以降は課税停止措置がとられています。

▶ 都市計画税

1月1日(賦課期日)現在、市街化区域内に土地及び家屋を所有する方に課税されます。

都市計画税は都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用にあてられます。

▶ 国民健康保険税

国民健康保険税は、加入期間、所得、世帯状況に応じて課税され、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、その世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。

国民健康保険は、病気やけがをした場合の経済的負担が少しでも軽くすむように、加入者が国民健康保険税を負担し、医療機関にかかったときの医療費に充てるという相互扶助を目的としています。

▶ 入湯税

鉱泉浴場における入場に対し、入場客に課税されます。

市税に関する証明と閲覧

市税の住民税決定証明書(課税証明書・所得証明書)や納税証明書等の発行及び固定資産税課税台帳等の閲覧を必要とする方は、本人又は同居する親族が直接窓口へお越しください。(代理人の場合は、委任状が必要になります。)

なお、住民税決定証明書(課税証明書・所得証明書)及び納税証明書の発行は、市役所出張所(駅・白子吹上・坂下・牛房)でも、請求することができます。土・日・祝日は一部発行できない証明もあります。(固定資産税については、納税証明書のみの発行になります。)

証明書の種類	窓口	申請に必要なもの	手数料
住民税決定証明書 (課税証明書・所得証明書)	課税課	本人又は同居の親族が申請する場合 ・申請者の身分証明書(公的機関が発行したもの。運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等) 上記以外の方(代理人)が申請する場合 ・本人からの委任状 ・代理人の身分証明書(公的機関が発行したもの。運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等) 法人名義の場合 ・代表者印又は代表者印の押印のある委任状 ・申請者(代理人の場合は代理人)の身分証明書(公的機関が発行したもの。運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等)	300円 (軽自動車税の継続検査用の納税証明書は無料です。)
非課税証明書			
営業証明書 ※			
土地・家屋の課税台帳の閲覧【名寄帳】 ※			
公課証明書 ※			
評価証明書 ※	収納課		
納税証明書			
住宅用家屋証明書 ※	課税課	必要書類は、用件ごとに異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。	1,300円

※市役所でのみの発行となります。出張所では発行できません。証明書は、郵送でも申請することができます。詳しくは担当にお問い合わせください。

納税 口座振替制度

口座振替で、納め忘れなし

納税は便利で安全な口座振替をご利用ください。この制度は、納税者が指定した税金を、それぞれの納期ごとに口座から振り替えるものです。納付書が不要のためエコにもつながります。

コンビニで納税

税金の納付はコンビニでもOK!コンビニエンスストアで「24時間」「いつでも」納付できます。ご利用ください。

スマートフォンで納税

「PayJ」「モバイルレジ」「LINE Pay」「PayPay」「au Pay」「d払い」「Jcoin」の利用により、スマートフォンから市税等を納付することができます。ご利用ください。(使用可能アプリは随時追加予定です。最新の情報は市HPでご確認ください。)

各種税金相談

課税課・収納課では、市税などに関するいろいろな相談に応じています。お気軽にご相談ください。

水道 問合せ 企業経営課 ☎463-2152
水道施設課 ☎463-2153

水道についてのお問い合わせ

- 水道の使用開始・中止、名義変更、料金に関する窓口
委託会社 第一環境(株) ☎462-0222
企業経営課 ☎463-2151
(水道料金のお支払いは、口座振替が便利です。)
- 漏水・水道工事・水質に関する窓口
水道施設課 ☎463-2153

給水装置の新設、改造などの工事は市の指定給水装置工事事業者で

給水工事の新設、改造、修理などの工事は、必ず市の指定工事事業者へ申込みの上、工事を行ってください。

工事費は、個人負担になります。メーターの新設、口径増大の申込みには、水道利用加入金を指定工事事業者を通じて納入してください。

指定工事事業者以外が行った工事は、市の給水条例に基づき、給水停止の対象となりますのでご注意ください。

次の場合は必ずお届けください

使用開始及び中止、使用者異動は5日前までに

▶ 水が漏れていたなら

漏水は、料金に影響するばかりでなく、貴重な水の無駄づかいになりますので、指定工事業者に連絡し、修理をしてください。

能率の良いメーター検針のためにご協力を

水道料金算出の基準となる検針は、2か月に一度各戸のメーターを読み取り、使用水量を記入した「使用水量のお知らせ」をお渡ししています。検針は、料金計算のための大切な作業です。次の点にご協力ください。

- メーターボックスの上に物を置かない
- メーターボックスの中は掃除をする
- 家の増改築などでメーターが屋内になってしまうときは、屋外の検針しやすい場所へ移す
- 犬はメーターボックスから離してつなぐ

■ 和光市指定給水装置工事事業者

詳しくは、水道施設課にお問い合わせいただくか、又は市ホームページをご覧ください。

下水道 問合せ 下水道課 ☎424-9137

和光市の下水道は「分流式」です 宅地内雨水は污水管へ流れないように

下水の排除方法は、汚水と雨水を同一の管で排除する合流式下水道と、汚水と雨水を別々の管で排除する分流式下水道があります。和光市の下水道は、分流式下水道です。

台所や浴室、水洗トイレなどで使われた汚水は、公共下水道に流され、終末処理場へ送られ、下水処理施設で浄化し、きれいな水にして河川に放流しています。雨水は河川などに直接放流されます。家の近くにある道路側溝や水路は、公共下水道の污水管ではありません。

公共下水道の処理区域内では 水洗トイレに改造を

公共下水道が整備され、供用を開始した区域でくみ取り便所をご使用の人は、下水道法により3年以内に水洗トイレに改造していただくこととなります。お住まいの地域が供用開始区域内であるかどうかは、下水道課にお問い合わせください。

公共下水道への接続工事は市指定の 下水道工事店で

公共下水道への接続工事をするときは、市が指定する下水道工事店にご相談ください。指定工事店を通じて市役所への手続を行います。

■ 和光市下水道排水設備指定工事店(市内指定工事店のみ)
詳しくは下水道課にお問い合わせいただくか、又は市ホームページをご覧ください。

市内指定工事店	住所	電話
紀和建设工業(株)	下新倉三丁目14番30号	463-2011
(有)榎本設備工業	下新倉三丁目14番65号	466-1915
株HONUA	下新倉四丁目13番23号	202-1983
株イハラ	白子一丁目1番12号	464-1342
(有)優駿設備	白子三丁目26番64号	450-2323
株常進工業	白子三丁目27番37号	463-8967
(有)吉宏之設備工業	白子三丁目33番8号	461-2371
(有)奥山設備工業所	白子三丁目37番26号	461-2327
丸勤商事(株)	中央一丁目6番20号	463-1630
サクラ建設(株)	新倉二丁目17番42号	466-0131
株上原工業	新倉二丁目31番5号	461-1854
栗原設備(株)	新倉七丁目1番29号	461-6855
I-T住設(株)	本町26番19号	464-5390
木下建設(株)和光支店	本町3番2号 ラストイパル302号室	465-4487
和光建設(株)	南一丁目1番29号	463-5717
ipex(株)	南一丁目13番2号	201-1567
(有)小島設備	南一丁目26番11号	461-5755

• なお、和光市以外の指定工事店もございます。詳しくは、下水道課 下水道業務担当(☎048-424-9137)までご連絡ください

下水道使用料

下水道料金は、使用水量に応じた使用料をお支払いいただきます。使用料は水道料金と合わせて2か月ごとに請求します。

▶ 納付方法

戸別訪問による集金は行っていないので、口座振替又は収納取扱金融機関の窓口、収納取扱コンビニエンスストアでお支払いください。

料金の滞納が重なると、給水停止になりますので、期限内にお支払いください。

私道内の排水設備工事

道路位置指定された私道等は、申請に基づいて市が下水道管を布設して、維持管理を行います。また市では、私道に布設されている下水道管で、個人が所有している管について、一定の条件を満たしている場合は、寄付採納を受け付けています。寄付採納した下水道管は、市で維持管理を行います。詳細につきましては、下水道課にお問い合わせください。

ディスポーザについてお願い

市ではディスポーザ単体での使用を認めていません。ただし、下水道や河川などへの影響を考慮し、ディスポーザで破碎された生ゴミを処理槽等で処理し、その処理水だけを流す「ディスポーザ排水処理システム」((公社)日本下水道協会の基準に合っているもの)については、要件を満たしている場合に限り使用を認めています。設置する際には事前に下水道課と協議し、届出が必要です。

建築行為 問合せ 都市整備課 ☎424-9145

土地区画整理区域内の建築物の建築行為等には許可が必要です

市及び組合では、下記のとおり土地区画整理事業を行っています。この区域内で土地の形質の変更、建築物の建築行為等を行おうとする方は、土地区画整理法第76条の規定に基づいて、和光市長に許可申請が必要となりますので事前に各施行者にご相談ください。

和光市駅北口土地区画整理事業	
施行者	和光市
面積	11.3ha
施行期間	平成20年度から令和11年度まで(予定)
事務所	駅北口土地区画整理事業事務所 下新倉1-5-55 ☎450-1602

越後山土地区画整理事業	
施行者	越後山土地区画整理組合
面積	14.8ha
施行期間	平成17年度から令和5年度まで(予定)
事務所	越後山土地区画整理組合事務所 南1-20-34 ☎462-2611

白子三丁目中央土地区画整理事業	
施行者	白子三丁目中央土地区画整理組合
面積	7.0ha
施行期間	平成21年度から令和13年度まで(予定)
事務所	白子三丁目中央土地区画整理組合事務所 白子3-9-92 ☎466-6300

こんなときは届出を

▶一定要件での土地売買等

下表のとおり、一定要件での土地の取引をしたとき又はするときは、国土利用計画法第23条第1項又は公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づく土地売買等の届出が必要です。

適用法令	届出時期	届出要件	面積要件
国土利用計画法	契約後2週間以内	市街化区域内	2,000㎡以上
		市街化調整区域内	5,000㎡以上
		都市計画施設の区域内	100㎡以上
公有地の拡大の推進に関する法律	契約予定日の3週間以上前	道路、公園、河川の予定地等	100㎡以上
		生産緑地地区の区域内	100㎡以上
		市街化区域内	5,000㎡以上

また、一定要件(市内の土地100㎡以上)の土地を行政団体等による買取りを希望するときは、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づく届出をすることができます。

▶地区計画区域内における建築等

下表のとおり、地区計画が定められている区域内の建築物の建築、工作物の建設(垣又は柵の設置を含む)等の行為には、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく行為の届出が必要です。

地区名	面積
和光市駅南口地区	約8.6ha
西大和団地地区	約2.5ha
南一丁目地区	約15.6ha
和光北インター地区	約27.0ha
白子三丁目地区	約7.9ha
和光市駅北口地区	約11.3ha
広沢地区	約9.7ha

▶一定規模以上の建築等

下表のとおり、一定規模以上の建築行為を行う場合は、景観法第16条第1項の規定に基づく行為の届出が必要です。

行為	届出対象行為
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 高さが10mを超えるもの又は建築面積が500平方メートルを超えるものの新築、増築若しくは改築、外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更 イ 面積が1,000平方メートル以上の開発区域内における、それぞれの敷地での建築物の新築
工作物※の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10mを超えるものの新設、増築若しくは改築又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外において行う、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(和光市土砂等のたまり積に関する条例(平成18年条例第28号)第2条第2号に規定するものを除く。)(以下「物件の堆積」という。)であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートルを超え、かつ堆積の高さが1.5mを超えるもの

※工作物とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項各号に掲げる工作物、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物を言います。

▶都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域における建築制限

中央土地区画整理事業及び都市計画道路事業区域内において建築行為をされる場合は、都市計画法第53条第1項の許可を得る必要があります。

道路のことは

問合せ 道路安全課 ☎424-9133

道路の補修及び側溝の清掃、道路照明灯・道路反射鏡の故障等お気づきの点がある場合、また道路構造を変更しようとする場合などは、ご連絡ください。

【国道・県道及び河川について】

埼玉県朝霞県土整備事務所 ☎471-4661(代表)

【市道について】

道路安全課

▶道路・水路に物件の埋設及び設置をするとき

道路・水路に上下水道管、電気・電話ケーブル、ガス管等の埋設又は建築用足場等の設置をするときには、占用許可を受けなければなりません。占用の目的によっては、占用料を徴収する場合や、許可できない場合があります。

▶建物を建築する際の道路・水路の境界を確認するとき

道路・水路と民有地の境界は、道路(水路)管理者との確認同意が必要であり、その際に現地での立会いを行う場合があります。

市内循環バス

問合せ 公共交通政策室 ☎424-9135

市内各公共施設を結ぶ循環バスを運行しています(市役所発着)。

どのバス停からの乗降も自由です。生活の足としてご利用ください。

市内循環バス時刻表・路線図は窓口の他、市内公共施設で配布しています。また、市ホームページでも確認できます。

・12月29日～1月3日は運休します

【運賃】

一律150円(小人80円)

【乗継乗車券】

各コースを乗り継ぐときは、1回に限り無料で乗り継ぎができる乗り継ぎ券を降車時に(当日のみ有効)発行します。ご希望の方は、降車する際に乗務員に申し出てください。

同一コースの往復には使用できません。

▶対象者は無料で循環バスを利用できます*

無料乗車証が必要になりますので、公共交通政策室へ申請してください。

- ①市内在住の70歳以上の方
- ②身体障害者手帳をお持ちの方
- ③療育手帳をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【申請に必要なもの】

- ・写真(縦3cm×横2cm) スナップ写真可
- ・身分を証明(住所・年齢を確認)できるもの
身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は持参してください

※路線バスの乗車には利用できません

公害対策 問合せ 環境課 ☎424-9118

光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報が発令されたときは、無線放送でお知らせするとともに、学校・幼稚園・保育園にも連絡しています。

屋外での激しい運動や不要不急の外出は控えるようお願いいたします。

被害を受けたときは、すぐに洗眼やうがいをし、病状が重いときは医師の治療を受けてください。

PM2.5

PM2.5注意喚起情報が発令されたときは、無線放送でお知らせするとともに、学校・幼稚園・保育園にも連絡しています。屋外での激しい運動や不要不急の外出は控えるようお願いいたします。

公害の苦情・相談は

騒音・振動・悪臭などの公害問題でお困りの際は、環境課にご相談ください。

建築審査・開発指導

問合せ 建築課 ☎424-9134(審査)

☎424-9136(開発指導)

▶建物を新築や増築するとき(審査)

建物及び工作物の新築、増築等の際には必ず建築確認を受けてください。

建物を建築する場合にはその敷地が、幅員4メートル以上の道路に、2メートル以上接しなければなりません。また、建物の用途、建ぺい率、容積率などが決められています。

なお、道路が4メートル未満の場合には、道路中心線から、2メートルの後退が必要になります。後退部分には、門、塀などの築造はできません。

▶開発行為などをするときは申請が必要(開発)

開発行為をしようとする人は、あらかじめ市の許可を受けなければなりません。また、開発行為がなくても敷地面積、建物の高さ、集合住宅等では戸数などの規模によって、「和光市まちづくり条例」に基づいて申請が必要です。

犬の登録 問合せ 環境課 ☎424-9118

犬を飼い始めたら

生後91日以上の子犬を飼い始めたら30日以内に登録してください。登録は生涯1回です。

また、生後91日以上の子犬は毎年1回の狂犬病予防注射が必要です。毎年春に行う集合注射が受けられなかった場合は、動物病院で注射を受け、注射済証明書をもらって環境課まで持参し、注射済票の交付を受けてください。

なお、鑑札(マイクロチップ)と注射済票は、必ず犬に装着してください。犬が迷子になったときに鑑札(マイクロチップ)がついていれば、番号から飼い主を調べることができます。

引っ越しや飼い主が変わったら

他の市町村から転入したり、飼育場所や飼い主が変わったりした場合は登録事項変更届を提出してください。

他の市町村に転出する場合は、転出先の市町村に現在の鑑札を持参して登録事項変更届を提出してください。

飼い犬が亡くなってしまったら

登録を削除しますので、環境課までご連絡ください。

飼い犬が人にけがをさせてしまったら

飼い主は「犬の事故報告書」の提出が義務付けられています。かんでしまった場合は、一刻も早く犬の狂犬病鑑定が必要です。速やかに保健所までご連絡ください。

犬を逃がしてしまったり、迷い犬を保護したら

飼い主は自分で探すとともに、速やかに保健所、警察署、環境課及び迷子動物検索テレホンサービス(☎048-824-2170)までご連絡ください。

消費生活 問合せ 市民活動推進課 ☎424-9129

暮らしのお手伝いをします

毎日の生活を工夫し、安全で豊かなくらしが送れるように、消費生活の施策をすすめています。

暮らしの情報を提供

市ホームページ・チラシ・パンフレットなどで、暮らしに役立ついろいろな情報を提供しています。また、広報わこう「消費者の窓」で相談事例を紹介しています。

▶消費生活講座・おとどけ講座

消費生活に関することを、専門家の講師を招いて行う「消費生活講座」や、地域の団体やグループ等の学習のために講師を派遣して行う「わこう市政学習おとどけ講座」を行っています。

▶消費生活展

毎年市民まつりと同日開催で、市内消費者団体が取り組んできたテーマの展示を行い、暮らしに役立つ様々な情報を提供しています。

消費生活センターに相談を

商品やサービスなど消費生活に関する苦情や問い合わせを専門の消費生活相談員がお受けしています。

お気軽にお電話、ご来訪ください。

[相談例]

- ・電話勧誘や訪問販売で契約したサービスが、説明と違うので困っている
- ・リボ払いの手数料が高額で困っている

消費生活センター ☎424-9116
月～金曜日/9時30分～12時、13時～16時

公民館

公民館は、地域のみなさんの学習とふれあいの場です。社会教育施設として講座等を開催しています。また自主的な学習活動や地域活動にご利用ください。

【利用時間】

9時～21時30分

【休館日】

年末年始及び管理上必要とする日

【利用手続】

部屋を利用するときには、事前に団体登録が必要です。詳しくは、各公民館にお問い合わせください。

▶中央公民館

中央1-7-27 ☎464-1123

体育室・会議室・講義室・美術工作室・和室・音楽室・調理実習室・視聴覚室・図書室・子ども室・団体交流室・ロビー

▶坂下公民館

新倉3-4-18 ☎464-5230

本館 会議室・和室・調理実習室・講堂・図書室
別館 会議室・視聴覚室

▶南公民館

南2-3-1 ☎463-7621

和室・体育室兼講堂・視聴覚室・調理実習室・美術工作室・会議室・図書室・レクリエーション広場

図書館

図書館 本館

問合せ 本町31-1 ☎463-8723

新聞、雑誌、CD・DVD、大きい活字の本、大型絵本、紙芝居、親子で遊べる布の絵本、郷土・行政資料、ビジネスに役立つ本など様々な資料を用意しています。また、毎月楽しいイベントを企画しています。詳しくは広報わこうをご覧ください。

【開館時間】

平日/9時30分～20時
土・日・祝日/9時30分～18時

【休館日】

毎月第2・第4木曜日(祝日は開館し、翌日休館)・12月28日～1月4日
特別図書整理期間

【利用できる方】

- ・市内に居住又は通勤、通学している方
- ・朝霞市、志木市、新座市、板橋区、練馬区、戸田市に居住している方

【利用方法】

利用登録により図書館の利用券の交付を受けてください。貸出しは一人につき、本・雑誌は合計15冊まで、CD・カセット・ビデオテープ・DVDは合計3冊まで、貸出期間は2週間です。

【返却ポスト】

図書館本館・分館、市役所、中央公民館、坂下公民館、南公民館、白子コミュニティセンター、新倉コミュニティセンター、牛房コミュニティセンター、白子吹上コミュニティセンター、総合福祉会館、駅南口自転車駐車場、駅北口土地区画整理事業事務所、新倉北地域センター
・図書館本館は常時(年末年始を除く)、その他の施設は開所時間のみ

【蔵書数】(R4.3月現在)

189,645点

▶障害者サービス

【サービスの種類】

- ①郵送貸出サービス…来館が困難な方に、郵送による図書館資料の貸出しを行うサービスです
- ②対面朗読サービス…読書が困難な方に、音訳者が図書館資料を読むサービスです
- ③デジタイズ再生機等利用サービス…通常の再生機と異なり、デジタイズ図書を読みたい章や段落の冒頭から、自由に再生することができるデジタイズ再生機の貸出しを行うサービスです

【利用できる方】

- ①来館が困難な方のうち、障害者手帳を有している方又は要介護認定を受けている方
- ②来館できる方のうち、視覚による障害、学習障害、上肢又は体幹に障害のある方
- ③視覚による障害、学習障害、上肢又は体幹に障害のある方

下新倉分館

問合せ 下新倉5-21-1 ☎452-6011

【開館時間】9時30分～18時

【休館日】

毎週月曜日・毎月第4木曜日(祝日は開館し、翌日休館)・12月28日～1月4日
特別図書整理期間

【返却ポスト】

分館、児童館、学童クラブ開所時間のみ返却できます。

【蔵書数】(R4.3月現在)

51,558点

公民館図書室

【場所】

中央公民館図書室 中央1-7-27
坂下公民館図書室 新倉3-4-18
南公民館図書室 南2-3-1

【開室時間】

平日9時～17時、土曜13時～17時
・坂下・南／火・土曜日の13時～17時
中央／火・土曜日の13時～14時は図書館と同じ業務を行っています

【予約資料受け取り時間】

9時～21時
予約取り置き期間最終日の受け取り時間は17時までになります。また、指定した館以外での受け取りはできませんのでご注意ください。

【蔵書数】(R4.3月現在)

中央公民館 6,292点
坂下公民館 6,080点
南公民館 5,687点

コミュニティセンター・地域センター

問合せ 市民活動推進課 ☎424-9113

和室、ホール、会議室 目的に合わせてお選びください

わたしたちの住む地域社会をより良くするためには、人々のふれあいや連帯を大切にすることが必要です。生活環境の改善をはじめ、地域社会の様々な分野で自主的な活動を進めていくことで、ふれあいや連携は生まれていきます。

コミュニティセンター・地域センターは、自主的な活動を通じて地域の連携をつくる場として、自由に集い、語り合い、学び、心のふれあいをつくるための施設です。

地域活動の拠点として、コミュニティセンター・地域センターをご活用ください。

【利用時間】

コミュニティセンター／9時～21時30分
地域センター／9時～22時

【休館日】

コミュニティセンター／毎週月曜日、12月29日～1月3日
地域センター／12月29日～1月3日

【料金】

下表参照。
団体登録をすると、使用料金は免除されます。

【予約方法】

各施設で予約をしてください。
営利行為又は商業宣伝を目的とした利用、公益を害するおそれのあるとき、管理上支障のおそれのあるときは、ご利用できません。
詳しくは、各施設又は市民活動推進課へお問い合わせください。

■使用料金表

施設名	定員(名)	使用料金(円)	
		1時間あたり	全日
新倉コミュニティセンター	和室	50	580 6,380
	多目的ホール	50	930 10,230
牛房コミュニティセンター	ホール	80	940 10,340
	広間	50	480 5,280
	会議室	15	170 1,870
	和室	12	160 1,760

施設名	定員(名)	使用料金(円)	
		1時間あたり	全日
白子コミュニティセンター	和室A	60	1,050 11,550
	和室B	20	290 3,190
	会議室	10	160 1,760
	視聴覚室A	50	580 6,380
	視聴覚室B	18	290 3,190
白子吹上コミュニティセンター	調理室	6	190 2,090
	多目的室1	40	450 4,950
	多目的室2	30	370 4,070
	多目的室3	30	350 3,850
多目的室4	25	370 4,070	

施設名	定員(名)	使用料金(円)	
		1時間あたり	全日
白子宿地域センター	多目的室	30	280 3,080
	広間	40	220 2,420
	和室	8	100 1,100
新倉北地域センター	和室1	30	250 2,750
	和室2	30	250 2,750
	会議室	50	440 4,840
本町地域センター	多目的室	60	430 4,730
	和室2	15	130 1,430
	和室3	30	270 2,970
	会議室1	15	140 1,540
南地域センター	会議室2	15	130 1,430
	会議室3	30	270 2,970
	多目的室1	30	220 2,420
	多目的室2	35	230 2,530
向山地域センター	和室1	30	220 2,420
	和室2	35	240 2,640
	会議室	12	120 1,320
	多目的室1	35	230 2,530
向山地域センター	多目的室2	30	210 2,310
	和室1	40	260 2,860
	和室2	40	260 2,860
	会議室	15	140 1,540

新倉コミュニティセンター
新倉2-26-1 ☎465-5521

牛房コミュニティセンター
白子2-28-13 ☎465-5621

白子コミュニティセンター
白子2-15-51 ☎468-1567

白子吹上コミュニティセンター
白子3-8-21 ☎465-9196

白子宿地域センター
白子2-20-40 ☎465-1477

新倉北地域センター
新倉2-9-10 ☎462-5636

本町地域センター
本町3-3 ☎464-1338

南地域センター
南1-8-47 ☎466-0795

向山地域センター
白子1-33-20 ☎458-7501

市民協働推進センター(わこらぼ)
広沢1-5(市役所6階市民活動推進課内)
☎424-9120
☎464-2090

Eメール kyodo@city.wako.lg.jp

市民活動や協働の拠点として、様々な支援を行います。

【主な業務内容】

市民活動団体、地域活動団体等に対し、下記の事業を実施しています。

- ・交流・活性化事業
- ・情報提供事業
- ・活動支援事業
- ・相談・コーディネート事業
- ・啓発・人材育成事業

【交流スペース利用時間】

月～金曜日 9時～17時
(市役所開庁日)

【公式ホームページ @わこらぼ】

<https://www.wakokyodo.net>

「市民活動」や「協働」に関する情報を発信しています。

わこらぼTwitter @wakokyodo

わこらぼFacebook <https://www.facebook.com/wakokyodo>

アクシス(勤労福祉センター)

問合せ 新倉7-10-7 ☎462-7890

勤労者、市民の健康増進と明るい生活を願って設置された、スポーツ施設と地域の交流の場などの多機能を持つ施設です。ぜひお越しください。

【利用時間】10時～21時

【休館日】

毎週月曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館)

【施設内容】

1F/駐車場(37台収容)
2F/アリーナ、フリースペース、ロビー、更衣室など
3F/会議室A・B(定員95名)、和室A・B(定員50名)

施設利用料金

施設名	利用区分	利用料金	利用時間
アリーナ	アマチュアのスポーツ又はレクリエーションの場合	1,290円	10時～21時 (1時間単位)
	その他の場合	1,930円	
会議室A		820円	
会議室B		720円	
和室A		520円	
和室B		370円	

付属設備利用料金

施設名	利用料金	利用時間
アリーナ放送設備一式	1,030円	3時間単位
アリーナポータブルステージ	510円	3時間単位

市外居住者及び営利目的で利用する場合は、別料金になります。

施設の利用は、利用する月の2か月前の月の1日(市内団体以外は2か月前の月の6日)から受け付けます。

勤労青少年ホーム

問合せ 新倉1-20-40 ☎465-4841

働く若い方たちの憩いの場としての公共施設です。

若い皆さんが、趣味や習い事で自己啓発を図りながら、働く者同士が交流し、さらに、世代を越え、地域との交流も行われています。

勤労青少年ホームは、若い皆さんとともに地域住民のためにもあります。就職相談や各種講座も開催しています。気楽にお越しください。

【利用時間】平日/9時～21時 土・日曜日/9時～17時

【休館日】祝日及び年末年始

【対象】働いている青少年で35歳までの方
(空きがあればどなたでも利用できます)

アグリパーク農業体験センター

問合せ 新倉8-10-30 ☎465-1632

農業体験やイベント等、農業を通じた交流の拠点となる施設です。農業者や市民農園利用者の休憩場所としても利用できます。

市民農園の農業相談や、講習会等も行っています。

【利用時間】4月～9月(9時～17時)、10月～3月(9時～16時)

【休館日】毎週月曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館)

【利用料金】無料

【設置施設】休憩施設、トイレ、手洗場、駐車場(28台)、花壇、池(ビオトープ)、広場(簡易バーベキュー場)

▶市民農園

アグリパーク(新倉8丁目)の農地の一部を市民農園として貸し出しています。農機具の貸し出しもあります。

【貸出区画】30㎡ 250区画程度/15㎡ 150区画程度

【利用料金】年間12,000円(30㎡)/年間6,000円(15㎡)

【対象】市内在住・在勤者

スポーツ施設

問合せ スポーツ青少年課☎424-9117

【使用手続】

団体での施設利用は、事前に公共施設予約システムへの登録が必要です。登録の詳細はスポーツ青少年課にお問い合わせください。

団体登録に必要なもの

- ・申請書、団体構成員名簿(書式はホームページでダウンロードできるほか、運動場、総合体育館、和光スポーツアイランドにあります。)
- ・全構成員身分証明書(代表者は原本・それ以外の方は写し可)
- ・市内の団体構成員は、在住・在勤・在学が証明できる公的書類(又はその写し)
- ・庭球場利用団体のみ団体構成員全員の顔写真(縦2.5cm×横2cm、スナップ写真可)

【団体の要件】

体育施設(庭球場を除く)

- ・団体代表者が18歳以上で市在住・在勤・在学の方
- ・10名以上で構成される団体であること
- ・団体構成員の70%が市在住・在勤・在学であること

庭球場施設

- ・団体代表者が18歳以上で市在住・在勤・在学の方
- ・2～4名で構成される団体で、すべての構成員が市在住・在勤・在学であること、もしくは5名以上で構成される団体で、団体構成員の50%が市在住・在勤・在学であること

【予約方法】

市ホームページ(公共施設予約システム)で予約をしてください。

- ・学校施設(主に夜間)、外環花の木ゲートボール場は直接スポーツ青少年課へお問い合わせください
- ・料金や使用時間等変更する場合がありますので市ホームページをご確認ください

【備考】

- ・荒川河川敷運動公園の施設・設備・整備は公園みどり課、貸出・利用方法・登録はスポーツ青少年課にお問い合わせください

▶和光市運動場(原則月曜日休)

南2-2-2 ☎467-1335

施設名	使用時間	利用料金	備考
野球場(硬式不可)	9時～17時	2時間3,520円(市内) 備品等別料金	野球1面 その他
庭球場	9時～21時	1面2時間 1,480円(市内) ナイター照明料 1時間300円	オムニコート 4面
会議室	9時～21時	A 2時間 200円 B 2時間 100円 AB 2時間 300円	45名 20名 80名

市外居住者は2倍の利用料金です。

▶和光市総合体育館(原則第4金曜日休)

広沢3-1 ☎462-0107

施設名	使用時間
メインアリーナ、サブアリーナ、軽スポーツ室、トレーニング室、柔・剣道場、弓道場、ランニングコース、研修・会議室	9時～23時

●専用利用

施設名	利用区分	1時間当たりの利用料金(円)
メインアリーナ	1/3面	1,530
	1/2面	2,300
	2/3面	3,070
	全面	4,610
サブアリーナ	全面	1,920
柔道場	1面	710
剣道場	1面	710
柔剣道場	全面	1,420
弓道場	全面	490
軽スポーツ室	全面	770
研修室	1室(定員20名)	110
会議室	1室(定員27名)	150
研修会議室	全面(定員47名)	260

市外団体は2倍の利用料金です。

原則、利用時間は3時間単位で貸し出します。

ただし、21時からの利用のみ2時間単位で貸し出しします。

●冷暖房設備利用料金(円)

メインアリーナ	1時間ごと	4,180
サブアリーナ	1時間ごと	1,030

●個人利用

施設名	利用区分	1回あたりの利用料金(円)
トレーニング室 (ランニングコース・軽スポーツ室を含む。)	大人	390
ランニングコース	大人	200
	小人	100
メインアリーナ、サブアリーナ、軽スポーツ室	大人	300
	小人	140
柔道場、剣道場、弓道場	大人	200
	小人	100

- ・小人とは、小学校・中学校に在学する方
- ・市内に住所を有する障害者、65歳以上の方は個人利用料金が免除です
- ・個人利用の際は、初回利用時に登録カードを発行します。住所、年齢等のわかる公的な身分証明書(免許証・保険証等)をご用意ください
- ・1回あたりの利用時間はトレーニング室は3時間、それ以外の施設は2時間です
- ・市外居住者は2倍の利用料金です
- ・メインアリーナ、サブアリーナの個人利用については和光市総合体育館にお問い合わせください
- ・室内専用シューズ(柔剣道場、弓道場以外)が必要です

▶和光スポーツアイランド

新倉6-1-10 ☎465-7511(原則第2・4木曜日休)

施設名	使用時間	2時間当たりの利用料金	備考
野球場1面		1面 3,520円	硬式不可
サッカー場2面		1面 3,050円	人工芝1面
		半面 1,520円	クレー1面
庭球場5面	5月～8月 8時～18時	1面 1,480円	オムニコート
フットサル場2面(庭球場3面兼用)	9月～4月 8時～16時	1面 2,230円	人工芝
ソフトボール場2面		1面 2,030円	多目的広場
会議室A・B		1室 200円	A定員15名 B定員10名

- ・市外居住者は2倍の利用料金です。

▶荒川河川敷運動公園

大字下新倉

施設名	使用時間	料金	
野球場(2面)	4月～10月	8時～18時	無料
	11月～3月	8時～16時	

▶国の施設

司法研修所 南2-3-8

税務大学校 南2-3-7

裁判所職員総合研修所 南2-3-5

施設名	使用時間	料金	備考
司法研修所庭球場	土・日・祝日 9時～17時 ただし、10月～3月は15時まで	1面2時間 1,000円	オムニコート
司法研修所グラウンド	日曜日 9時～17時 ただし、10月～3月は15時まで	1面2時間 5,400円	天然芝
裁判所職員総合研修所庭球場	土・日曜日 10時～16時	1面2時間 600円	オムニコート
裁判所職員総合研修所グラウンド	日曜日 10時～16時	1面2時間 4,200円	天然芝
税務大学校庭球場	日曜日 9時～17時 ただし、10月～3月は15時まで	1面2時間 800円	オムニコート
税務大学校グラウンド	日曜日 9時～17時 ただし、10月～3月は15時まで	1面2時間 2,900円	天然芝

▶外環花の木ゲートボール場

新倉2-3450

施設名	使用時間	料金
外環花の木ゲートボール場	9時～17時	無料

市内在住・在勤・在学者で構成された10名以上の団体(代表者は18歳以上)のみ利用できます。

▶学校体育館・校庭

市内在住・在勤・在学者で構成された10名以上の団体(代表者は18歳以上)のみ利用できます。

- ・小学校体育館…平日夜間及び土・日曜日・祝日
- ・小学校校庭…土・日曜日・祝日
- ・広沢小校庭は、夜間も利用できます。使用料は夜間照明料2,240円です。
- ・中学校体育館…全日夜間

▶和光市民プール(原則第2・4木曜日休)

広沢1-5-54 ☎465-2525

施設名	利用料金
25m×7レーン・幼児用プール(9m×10m)	●個人利用料金(1人1回2時間) 大人:400円(超過料金1時間ごと200円) 子ども:200円(超過料金1時間ごと100円) ・3歳未満の個人利用料金は無料です ・和光市内在住の心身障がい者の方及びその介助者の方の個人利用料金は免除されます ・市外居住者は2倍の利用料金です
	●専用利用料金 1コースにつき2時間ごと:4,950円 ・市外居住者は2倍の利用料金です

市民文化センター(サンアゼリア)

問合せ 広沢1-5 ☎468-7771 ☎468-7775

各種コンサート、オペラ、バレエ、演劇、伝統芸能、講演会と幅広く利用できる多目的ホールです。オーケストラ・ピットを備えた客席数1286席の大ホールと客席数229席(可動式)の小ホールがあり、各種の舞台芸術に対応できます。

【利用時間】9時～22時

【休館日】年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、施設管理の都合により臨時休館あり

【予約方法】受付時間/開館日の10時～17時

(1)大・小ホールを利用する場合

利用しようとする月の13か月前の月の初日(市外居住者は12か月前の月の初日)から7日前まで

(2)企画展示室・展示ホールを利用する場合

利用しようとする月の13か月前の月の初日(市外居住者は12か月前の月の初日)から前日まで

(3)リハーサル室・練習室・会議室を利用する場合

利用しようとする月の3か月前の月の初日(市外居住者は2か月前の月の初日)から前日まで

【利用料金】

市民と市外居住者では料金体系が異なります。利用申込み、利用料金など詳しくはお問い合わせください。

和光の歴史と文化財

問合せ 生涯学習課 ☎424-9119

▶国指定文化財

名称	種別	所有者	所在	指定年月日
午王山遺跡	史跡	和光市等	新倉3-2831-1外	令和2年3月10日

▶埼玉県指定文化財

名称	種別	所有者	所在	指定年月日
午王山遺跡出土品	考古資料	和光市	諏訪3-20	平成30年2月27日

▶和光市指定文化財

(指定年月日順)

名称	種別	所有者	所在	指定年月日
弥生式つぼ	考古資料	和光市	広沢1-5	昭和33年11月27日
鰐口	工芸品	東明寺	白子3-14-13	昭和34年7月13日
貝足(鎧兜)	工芸品	柳下家		昭和34年7月13日
富澤家地方文書	古文書	富澤家		昭和34年7月13日
地方文書	古文書	和光市	諏訪3-20	昭和34年7月13日
大いちょう	天然記念物	長照寺	新倉3-3-35	昭和34年7月13日
ささら獅子舞	民俗芸能	下新倉ささら獅子舞保存会		昭和39年4月13日
太鼓	有形民俗文化財	下新倉ささら獅子舞保存会		昭和39年4月13日
五輪塔	歴史資料	壱鑑寺	下新倉4-19-45	昭和44年10月4日
吹上観音百庚申	有形民俗文化財	東明寺	白子3-14-13	昭和44年10月4日
白子囃子	民俗芸能	白子囃子保存会		昭和56年10月1日
旧富岡家住宅	建造物	和光市	下新倉2-33-1	平成15年11月3日
午王山遺跡第一次調査出土板碑群	考古資料	和光市	諏訪3-20	平成19年7月1日
漆台遺跡第1号住居跡出土須恵器円面硯及び伴出遺物	考古資料	和光市	広沢1-5	平成23年4月28日

市内歴史めぐり

文化財を説明する文化財説明看板を現地に設置しています。

▶文化財説明版(おもな見どころ)

午王山(新倉3丁目)／大いちょう(長照寺境内)／うけら庵跡(本町)／吹上貝塚(白子3丁目)／筆塚(地福寺・金泉寺境内)／吹上観音百庚申(東明寺境内)

▶和光市デジタルミュージアム れきたま

歴史を学び、日常的に文化財に親しむ機会を設けるため、和光市デジタルミュージアム歴史の玉手箱「れきたま」を開設しています。

<https://rekitama-wako.jp/>

市内遺跡

市内には、現在43の遺跡が確認されています。旧石器時代から平安時代までの各時代の遺物・遺構が検出され、

中でも新倉3丁目に所在する午王山遺跡は、関東を代表する弥生時代後期の環濠集落として国指定の史跡に指定されています。ほかにも越後山遺跡のヒスイ、花ノ木遺跡の火熨斗、吹上遺跡の帯金具、漆台遺跡の円面硯などの注目すべき遺物が出土しています。

こんなときには届出を

遺跡が埋蔵されている地域(埋蔵文化財包蔵地等)内で、土地の掘削(建築及び土木工事)を行うときは、60日前に文化庁長官へ届出が義務付けられています。遺跡の確認や発掘調査には、相当な期間と費用がかかる場合がありますので、土地の掘削を行うときは、あらかじめ生涯学習課へ相談してください。

発刊書籍

▶歴史

『和光市史』	
通史編上巻/A5判	3,000円
通史編下巻/A5判	3,500円
民俗編全1巻/A5判	3,600円
史料編全3巻/A5判	3,000円～3,600円

▶文化財

『遺跡分布図』/無償頒布	
『埋蔵文化財調査報告書』シリーズ	
/1～63集 有償頒布(一部)	350円
『文化財をたずねて』	350円
『長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷調査報告書』	1,200円
『旧富岡家住宅復元工事報告書』	800円

上記のほか歴史、文化財関係書籍を発行していますので、詳しくは、教育委員会生涯学習課へお問い合わせください。

新倉ふるさと民家園(旧富岡家住宅)

下新倉2-33-1 ☎467-7575

新倉ふるさと民家園では、市指定文化財「旧富岡家住宅」を一般公開しています。旧富岡家住宅はおよそ300年前に創建されたと推定され、埼玉県内の古民家で最古の部類に入る歴史的価値の高い建造物です。

囲炉裏のある主屋に一步足を踏み入ると、新倉地域をはじめ和光の四季折々の暮らしぶりを体感することができます。また、敷地内には庭や池があり、里山の植物や生き物が生息しています。

市民団体「和光市古民家愛好会」により心温まる管理運営がなされています。お気軽にお立ち寄りください。

【開園時間】

4月1日～9月30日:午前9時～午後5時
10月1日～3月31日:午前9時～午後4時30分

【休園日】

水曜日(祝日を除く)、毎月第4木曜日、第4金曜日、年末年始(12月28日～1月4日)

広報 問合せ 秘書広報課☎424-9091

行政情報やまちの話題をお知らせします

▶ 広報紙「広報わこう」

市の情報や市民生活に必要な情報は、広報わこうをご覧ください。「広報わこう」は、毎月1日に発行しています。



▶ マチイロ

「広報わこう」を多くの皆さんに提供できるよう、スマートフォン用アプリ「マチイロ」を導入しました。無料のアプリをダウンロードし登録すると、毎月1日の発行日にお知らせが届き、いつでもどこでも、広報紙を読むことができます。



▶ 声の広報わこう

広報わこうを音読した「声の広報わこう」を市ホームページで聴くことができます。また、目の不自由な方には、デイジー図書(CD)を配布します。



▶ 広報掲示板

催しや募集のお知らせに利用できる広報掲示板は市内に約150か所あります。使用するには、市役所3階秘書広報課で掲示許可を受けてください。掲示物はA3サイズ(420mm×297mm)以下、掲示期間は1か月です。

- ・ 掲示できないもの
 - (1) 営利を目的としたもの
 - (2) 政治、宗教に関するもの
 - (3) 私的なもの

▶ 和光市ホームページ

<http://www.city.wako.lg.jp/>

市に関する最新情報は、ホームページで公開しています。公共施設予約や電子申請などもご利用になれます。



▶ YouTube(和光市チャンネル)

市政や観光・イベント情報などの動画をインターネット配信し、市内外に本市の魅力などをPRします。



▶ twitter(@Wako_City)

イベントや市民参加情報など市の最新情報を発信しています。

また、市内で大規模災害が発生した際に、ツイート文章内に「#和光市災害」を入力すると災害情報を効率的に収集することができます。



▶ LINE(和光市公式アカウント)

LINEでの申請手続や市からのお知らせなどを発信しています。

▶ 友だち登録をお願いします。



▶ TikTok(和光市公式アカウント)

市政やイベント情報など、各種PR動画を配信中です。



広聴 問合せ 秘書広報課☎424-9091

市民の皆さんの声を市政に生かします

▶ 市長への手紙

市に対する意見や要望などをお聞かせください。備え付けの用紙(市長への手紙)にご意見等お書きいただき、提言箱又は、ポストに投函してください。

市長への手紙・提言箱設置場所

市役所、駅出張所、牛房出張所、白子吹上出張所、坂下出張所、新倉コミセン、白子コミセン、新倉高齢者福祉センター、図書館

市長への手紙設置場所

中央公民館、南公民館、坂下公民館、図書館下新倉分館、総合福祉会館、総合体育館、運動場、和光市駅、地下鉄成増駅、西高島平駅、新倉北地域センター、南地域センター、向山地域センター、みなみ保育園、保健センター、新倉高齢者福祉センターほか

▶ 電子メール

市ホームページのお問合せフォームから、意見や要望を市に送ることができます。



▶ 市長と話そう「ふれあい茶“和”会」

市長企画編

市がテーマを設定し、市内各所又はオンラインで市長が皆さんと顔を合わせてお話をさせていただきます。

市民企画編

市内団体、グループなどからの依頼により、市内各所及びオンラインにて、市長が様々なご意見・ご要望をお聞きします。

市民参加のまちづくり

問合せ 政策課☎424-9086

市では、市民・市の機関・市の議会の三者の協働による市民参加のまちづくりを推進するため、平成15年に「和光市市民参加条例」を制定しました。

この条例は、市の施策や事業などについて、市民の皆さんから意見や提案をいただき、住みよいまちづくりに反映させていくための基本的な事項を定めたものです。

市民の皆さんに参加していただく方法として、審議会等の会議、パブリック・コメント、ワークショップなどがあります。また、市民から自発的に提案できる市民政策提案制度があります。

これらの市民参加の方法によって、皆さんの知識や経験、創造性をまちづくりに活かすことができれば、より豊かで、より市民感覚に根ざしたまちづくりの実現が可能になります。皆さんの住むまちを、さらに住みやすくするため、積極的な市政への参加をお待ちしています。なお、市民参加に関する情報は、ホームページや広報紙、市役所1階の行政資料コーナー・図書館・各公民館等にてお知らせしています。

市議会 問合せ 議事課☎424-9108

和光市議会は、市民の代表として選ばれた18人の議員によって構成され、年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会と、必要に応じて臨時会が開かれます。

また、専門的、効率的に審査するために総務環境・文教厚生各常任委員会と議会運営委員会があります。議決された議案は執行機関によって実施されます。

請願・陳情は市民の権利です

請願・陳情は、皆さんの声を直接市政に反映させるための制度です。定例会の招集告示日前日(土・日を含まず)の15時までに提出されたものは、その議会で審議し、その後提出されたものは、次の議会で審議されます。

請願は、紹介議員が必要であり、陳情は必要としません。

議会の公開

▶ 傍聴

本会議、委員会及び全員協議会は、原則公開していません。議場の傍聴席は、一般席44席のほか、記者用、車椅子用等のスペースがあります。

当日の受付で、傍聴できますので、ぜひお越しください。また、手話通訳者や要約筆記者を無料で手配します。ご希望の方は傍聴する日の2週間前までにお申込みください。

児童及び乳幼児と一緒に傍聴できるモニター傍聴室もあります。議事課にご相談ください。

▶ 会議録等の公開

本会議会議録や委員会等の記録は、市役所3階行政資料コーナー、議会図書室、市図書館本館と下新倉分館、各公民館(本会議のみ)で閲覧できます。市議会ホームページでも会議録等の閲覧と、キーワードによる検索ができます。

また、平成23年3月定例会から、本会議や議会報告会を録画したDVDを議事課と市図書館本館の窓口で貸出しています。

▶ 本会議のインターネット配信

本会議のライブ中継及び録画映像をインターネットで配信しています。録画配信は、キーワードによる検索ができます。

▶ 市議会だより

定例会を中心とした市議会の活動状況について、定例会ごとに年4回(2月、5月、8月、11月)「わこう市議会だより」を発行し、広報わこうとともに各家庭にお届けしています。

目の不自由な方のために、CDによる「声のわこう市議会だより」も発行しています。ご希望の方は、議事課へ問い合わせください。市議会ホームページでは、音声データを公開しています。

▶ 議会報告会

皆さんとの情報共有と開かれた議会を目指すため、年2回、議会報告会を開催しています。市の予算と決算の審査内容等を報告するほか、意見交換会を開催しています。日程は決まり次第、市議会ホームページや広報わこう等でお知らせします。

▶ 市議会ホームページ

<http://www.city.wako.lg.jp/home/shigikai.html>

定例会・臨時会・委員会等の開催予定、審議結果、議員報酬、政務活動費収支報告書、議長交際費、市議会のしおりなども公開しています。ぜひご覧ください。

市内医療機関一覧

病院・診療所・医院一覧

(2019年12月現在)

No.	名称	連絡先	住所	地図座標
1	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	462-1101	諏訪2-1	4図D-3
2	菅野病院	464-5111	本町28-3	1図A-3
3	坪田和光病院	465-5001	白子2-12-15	4図D-3
4	和光病院	450-3311	下新倉5-19-7	3図C-3
5	和光リハビリテーション病院	464-6111	中央2-6-75	4図D-3
6	富澤整形外科・内科	468-3456	白子2-15-66	4図D-2
7	西谷医院	461-2226	白子2-22-10	4図D-2
8	門田医院	461-6412	西大和団地1-6-3	4図B-3
9	和光クリニック	468-2115	丸山台1-4-2 2・3F	1図C-3
10	村山皮膚科クリニック	464-5333	丸山台1-4-15 イグチ物産ビル3F	1図C-3
11	わこうキッズえきまえこどもクリニック	466-9816	丸山台1-10-1 MTCビル4F	1図C-2
12	和光駅前皮膚科	450-1102	丸山台1-10-4 4F	1図C-2
13	あさひ第2クリニック	469-4141	丸山台1-10-6 志幸21ビル5F	1図C-2
14	中川眼科	465-1144	本町2-6 レインボープラザ202	1図C-2
15	恵クリニック	464-9893	本町2-6 203	1図C-2
16	和光耳鼻咽喉科	467-0889	丸山台1-10-20 M・Nビルディング2F	1図C-2
17	中川眼科・エキアプレミエ和光	485-9914	本町4-7 エキアプレミエ和光3F	1図C-2

No.	名称	連絡先	住所	地図座標
18	田中医院	461-2060	本町11-1-101	1図B-2
19	和光内科外科診療所	466-2235	本町14-40	1図B-3
20	和光整形外科内科	462-1008	本町22-1 コーポ和光1F	1図B-4
21	和光駅前クリニック	460-3466	新倉1-2-65	1図C-1
22	佐々木眼科医院	467-0071	新倉1-2-66	1図C-1
23	大森耳鼻咽喉科医院	467-3314	新倉1-2-67 和光市駅前ビル3F	1図C-1
24	勝海外科	464-2685	新倉1-11-1	1図C-2
25	宇野小児科医院	465-8888	新倉1-20-20	2図D-4
26	天野医院	468-4055	新倉3-5-40	3図B-4
27	和光小児科クリニック	467-1108	新倉3-8-7	3図C-4
28	オアシス愛生クリニック	423-5966	新倉2-5-49	3図B-4
29	わこう在宅診療所	451-5589	丸山台1-4-3 ヴェルデ和光602	1図C-3
30	恵愛生殖医療医院	485-1185	本町3-13 タウンコートエクセル3F	1図C-2
31	和光のそらクリニック	423-6639	新倉1-12-59	1図D-1
32	和光脳神経外科・内科	424-3870	丸山台2-29-1	1図C-4
33	和光ホームケアクリニック	486-9424	丸山台3-12-12 志幸75MANDARIN和光204	1図E-5

市内医療機関一覧

歯科診療所一覧

(2019年12月現在)

No.	名称	連絡先	住所	地図座標
1	おりい歯科医院	201-1687	白子1-11-7	4図D-5
2	うのき歯科クリニック	469-0180	白子2-6-20 メゾンアンクレ1F	4図D-3
3	あいゆう歯科和光診療所	423-3163	白子3-10-50	3図C-5
4	メリー歯科	466-8143	白子3-28-6	3図C-5
5	相田歯科医院	462-0220	南1-1-59	4図D-4
6	デンタルオフィス松川	461-7676	南1-6-20	4図D-4
7	南大和歯科医院	461-8732	南1-11-50	4図C-4
8	和光おとな子ども歯科	460-4600	下新倉2-10-3 GIRASOLWako1F	1図E-3
9	柴崎歯科医院	466-0604	南1-16-21	4図B-4
10	西大和歯科クリニック	466-5553	本町23-31	1図A-4
11	島田歯科医院	469-1010	丸山台1-4-3 ヴェルデ和光2F	1図C-3
12	和光ファミリー歯科	458-6480	丸山台1-9-3 イトヨーカドー和光店3F	1図C-3
13	和光市歯科	450-7420	丸山台1-10-1 MTCビル6F	1図C-2
14	アルファ矯正歯科クリニック	451-4187	丸山台1-10-4F'SBOX4F	1図C-2
15	歯科タケダクリニック	467-2000	丸山台1-10-5 和光MHビル2F	1図C-2
16	ながほ歯科クリニック	423-0267	丸山台1-11-4 カリプソ1F	1図C-3
17	ひかり歯科クリニック	466-1472	丸山台2-12-6 ロッソパステロ1F	1図E-4

No.	名称	連絡先	住所	地図座標
18	あいゆう歯科和光第二診療所	260-6206	丸山台3-13-1 ヤオコー和光丸山台店2F	1図E-4
19	坪井歯科クリニック	450-6483	本町1-14 鈴木ビル2F	1図C-2
20	笹尾歯科医院	467-7651	本町2-6 レインボープラザ307号	1図C-2
21	オダカ歯科医院	464-8241	本町5-15 山ビル2F	1図C-2
22	なかむら小児歯科医院	465-2009	本町6-9	1図C-2
23	和光市駅前キュア歯科・矯正歯科	485-1605	本町1-13 鈴森駅前ビル1F	1図C-2
24	まほろば歯科	463-5521	本町15-35 大野ビル1F	1図B-3
25	まさき歯科	468-0001	本町20-3	1図B-4
26	シーアイ池田歯科	462-0080	本町31-2-218	1図A-2
27	和光市デンタルオフィス	423-9637	本町4-7 エキアプレミエ和光3F	1図C-2
28	北本歯科医院	463-4115	新倉1-2-67 和光駅前ビル4F	1図C-1
29	小山デンタルクリニック	464-6480	新倉2-25-31	3図B-4
30	中野歯科医院	461-7866	新倉2-26-7	3図B-4
31	あかり訪問歯科クリニック	469-2707	新倉3-8-7 2F	3図C-4
32	第一デンタルクリニック	494-7182	下新倉1-1-50	1図D-2

市内医療機関一覧

処方箋受付薬局一覧

(2019年12月現在)

No.	名称	連絡先	住所	地図座標
1	富沢薬局	461-2031	白子2-15-60	4図D-2
2	パル薬局 白子店	423-7577	白子2-21-13	4図D-2
3	スギ薬局 和光店	451-3833	白子3-17-30	3図D-4
4	あやめ薬局 和光店	468-7900	諏訪3-1	4図D-3
5	あおぞら薬局	468-9867	諏訪4-10	4図D-3
6	日本調剤和光薬局	450-7606	諏訪4-10	4図D-3
7	エミカ薬局	464-1937	諏訪4-11	4図D-3
8	アイリス薬局	452-6237	西大和団地4-1 ベルク和光西大和店テナント1F	4図B-3
9	すみれ薬局	469-1341	下新倉1-1-5	1図C-2
10	さつき薬局	460-3320	丸山台1-1-10 ベルエポック1F	1図C-2
11	ファミリープラザ健康薬局	465-8023	丸山台1-9-3 イトーヨーカドー1F	1図C-3
12	さと薬局 和光店	461-6827	丸山台1-10-18 アントワープ平岡2F	1図C-2
13	ウエルシア薬局 和光丸山台店	458-4089	丸山台2-11-21	1図D-4
14	大和薬局	461-2056	本町1-17	1図C-2

No.	名称	連絡先	住所	地図座標
15	和光薬局	463-7144	本町12-1	1図C-2
16	ドラッグセイムス和光本町薬局	450-1875	本町20-31	1図B-4
17	誠公堂薬局 和光店	458-0348	本町21-26 コンステレーション1F100号室	1図B-4
18	わこう北口薬局	423-7383	新倉1-11-7 1F1号室	1図C-1
19	新倉ニコニコ薬局	450-1585	新倉1-2-64	1図C-1
20	アトム薬局	465-8525	新倉1-20-3	2図D-4
21	日生薬局 和光店	423-0715	新倉2-5-49 日生オアシス和光1F	3図B-4
22	新倉健康薬局	468-7311	新倉3-6-40	3図B-4
23	フローラ薬局 和光店	485-1880	丸山台2-29-1	1図C-4
24	アイランド薬局 和光本町店	451-7551	本町28-7 和光C&Hハイツ1F	1図A-3
25	薬局トモズ 和光店	423-6337	本町3-23	1図C-2
26	薬局トモズシーアイハイツ和光店	483-4761	本町31-1	1図B-2
27	薬局マツモトキヨシ EQUiA PREMIE和光店	468-3744	本町4-7 エキアプレミエ和光1F107	1図C-2



和光市イメージキャラクター
わかこうち さつきちゃん

Map index

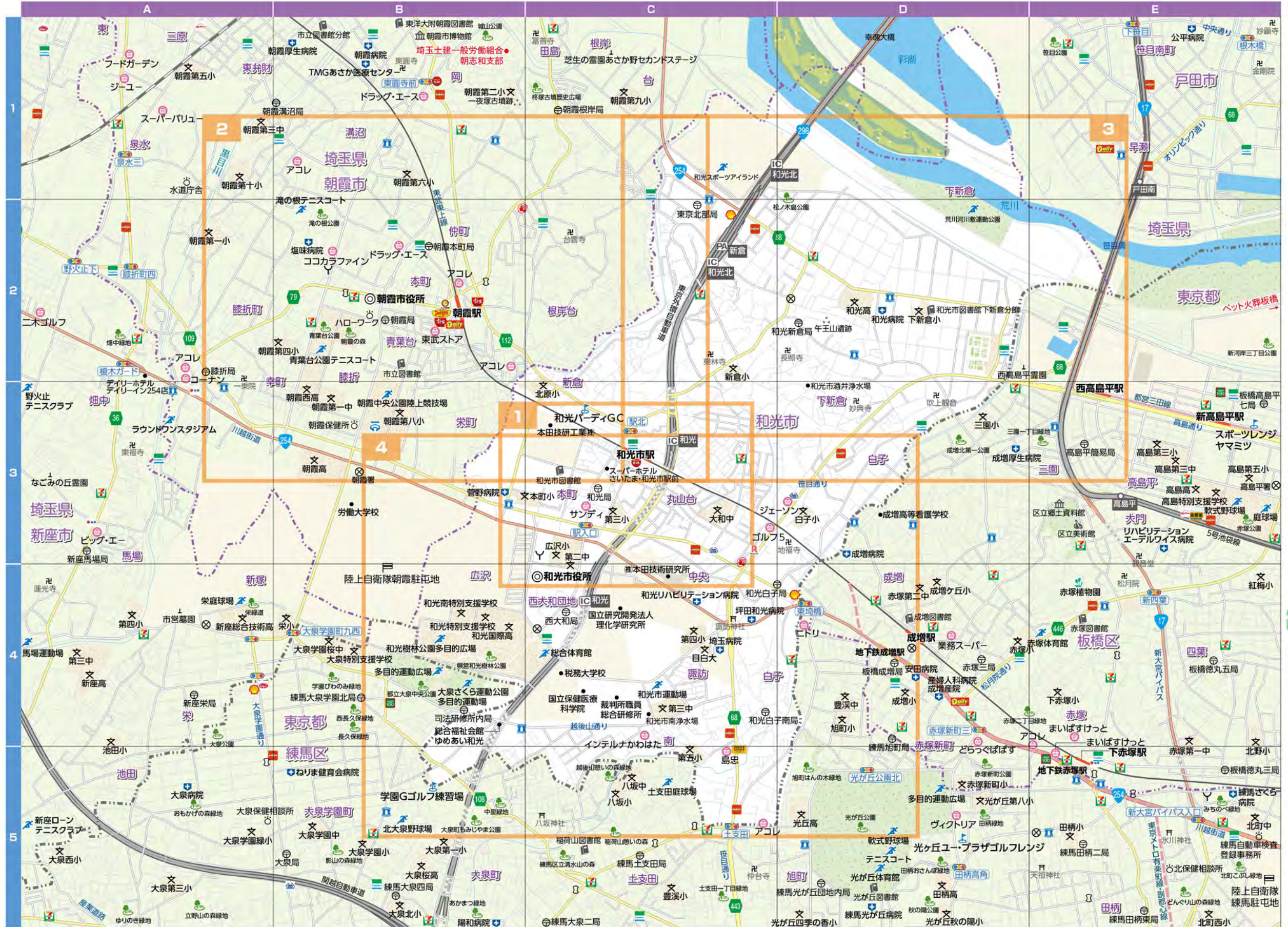
マップインデックス

和光市 全図	86
和光市マップ 1図	88
和光市マップ 2図	90
和光市マップ 3図	92
和光市マップ 4図	94



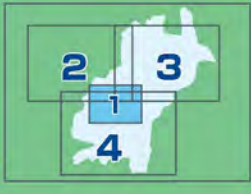
和光市全図

0 250 500m 1/25,000

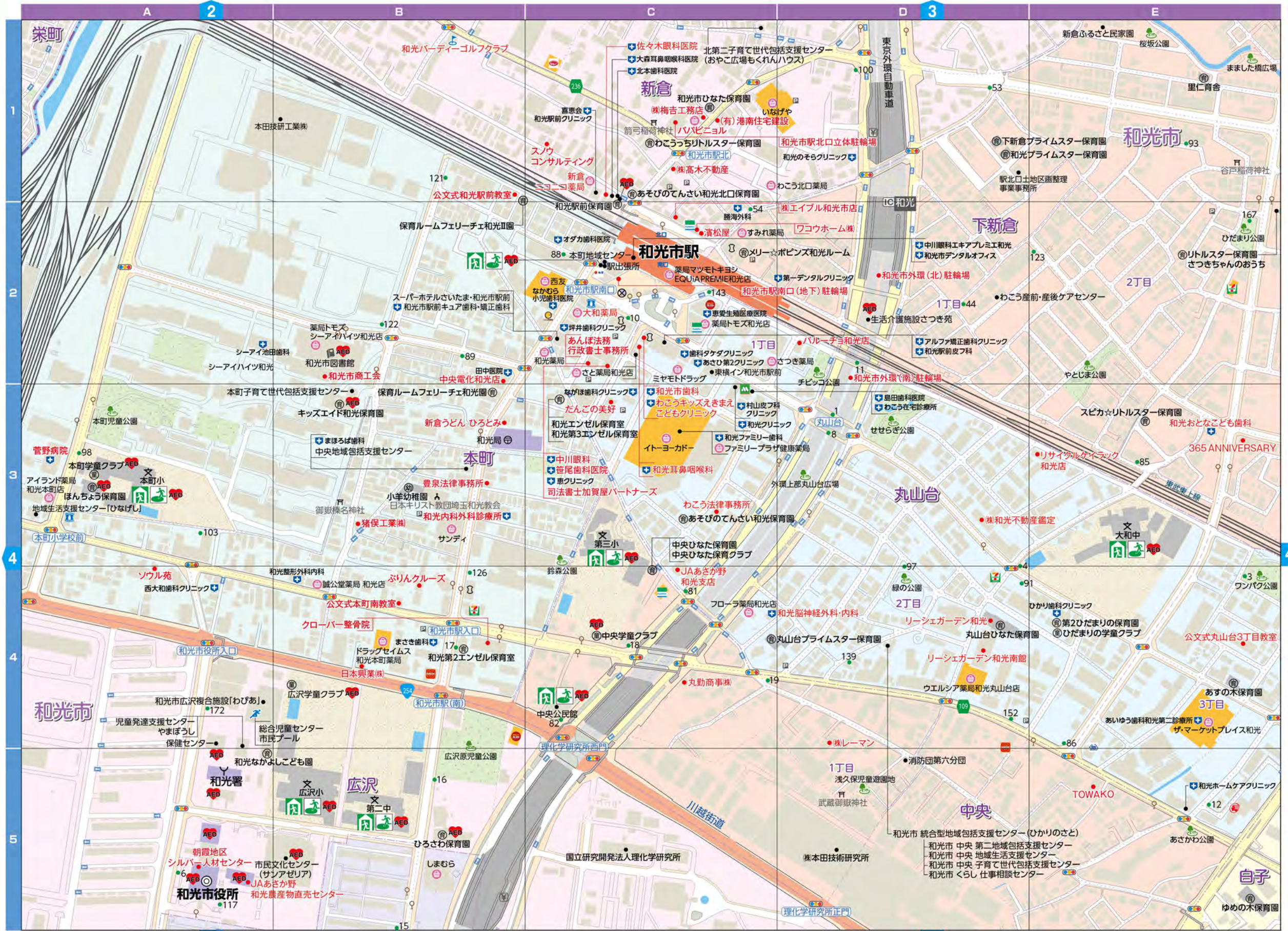


©2023 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

和光市マップ1図



0 50 100m 1/5,000

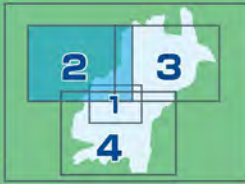


©2023 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

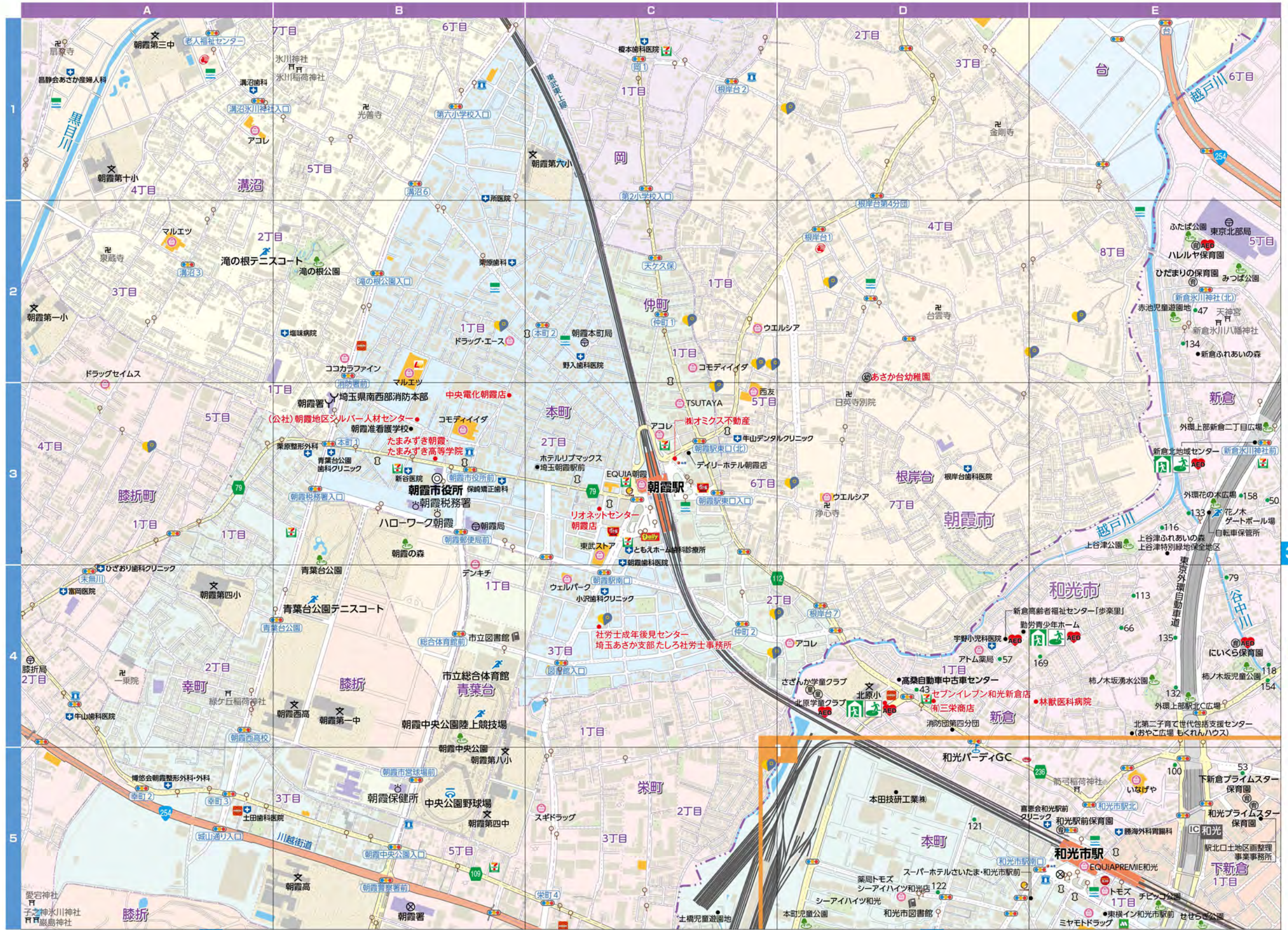
和光市マップ1図

和光市マップ1図

和光市マップ2図



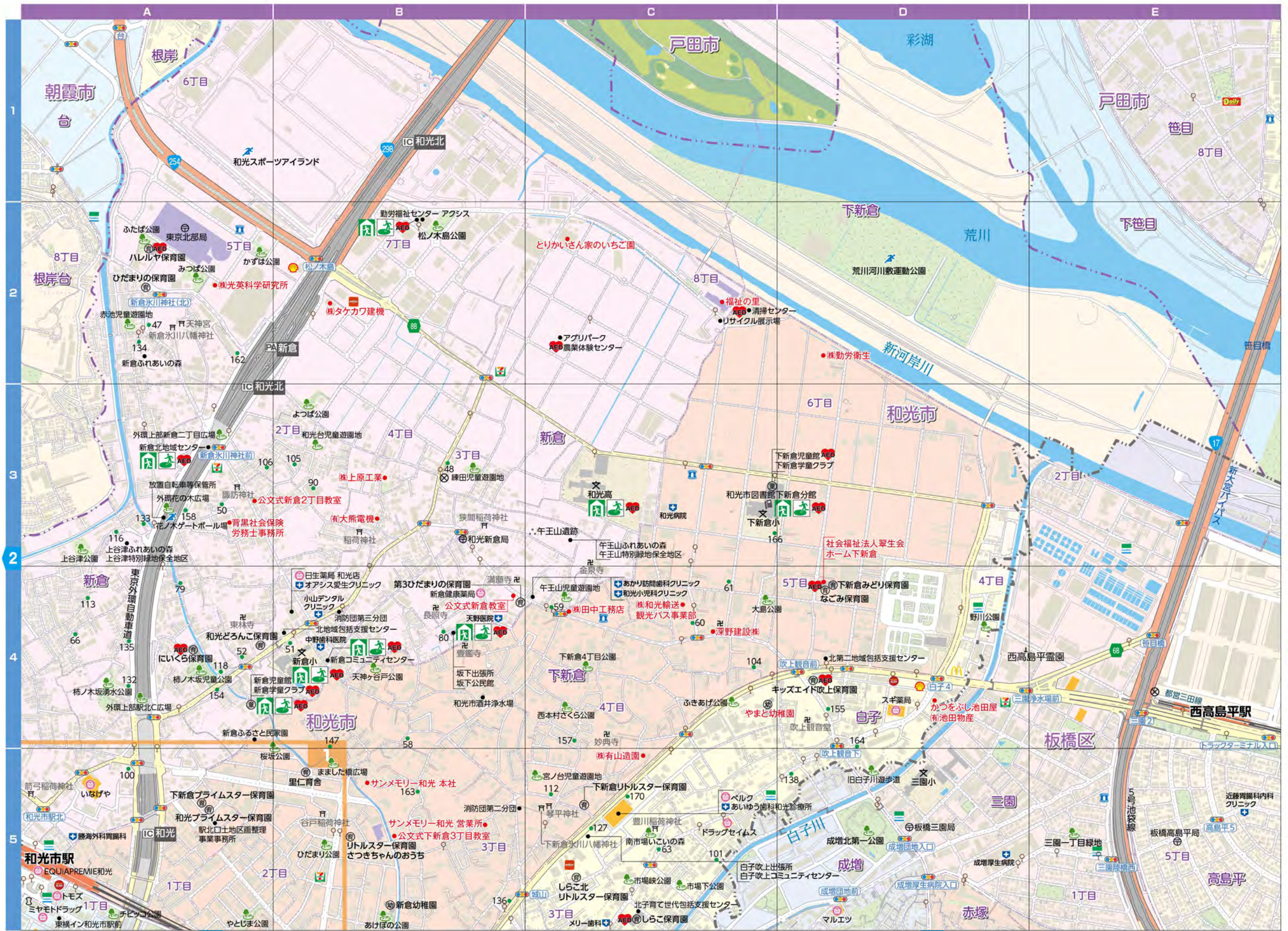
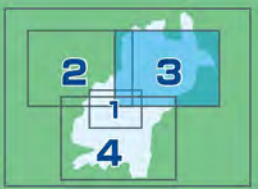
0 100 200m 1/10,000



和光市マップ2図

和光市マップ2図

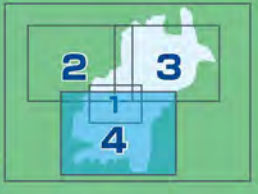
©2023 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.



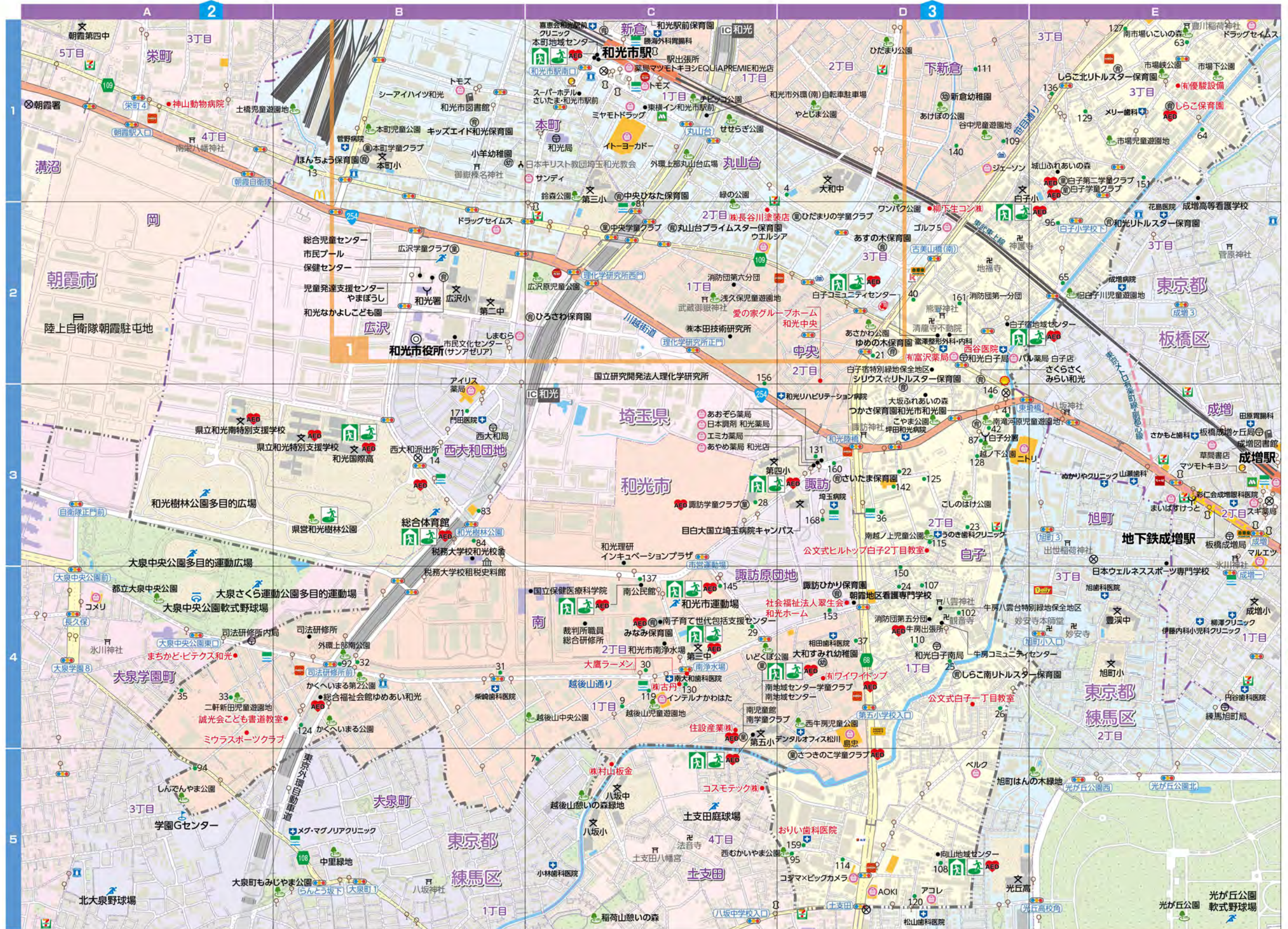
和光市マップ3図

和光市マップ3図

和光市マップ4図



0 100 200m 1/11,000



和光市マップ4図

和光市マップ4図

©2023 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

和光市くらしのガイド2023年度版

2023年3月発行

発行：和光市 株式会社ゼンリン 大宮営業所

- 行政の業務に関するお問い合わせは、和光市役所・各担当課までお問い合わせください。
※掲載内容は、令和5年1月1日現在のものです。発行後、掲載情報に変更がある場合もありますのでご了承ください。
- 広告内容及び地図内容については、株式会社ゼンリンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

和光市 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 TEL 048-464-1111
株式会社ゼンリン 大宮営業所 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2大宮サウスゲート9F TEL 048-767-5758

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 2JHs 293-1163号

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 2JHs 294-525号

「この地図は、和光市長の承認を得て、同市発行の和光市地形図を使用して調製したものです。」(和都票131号)

無断で複写・転載することはご遠慮ください。
著作権者に無断で本誌の全部、または一部を複製
及び転載することは、著作権法により禁止されて
います。

©2023 WAKO CITY

©2023 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

お断り

本文中の地図は弊社2022年5月発行の和光市住宅地
図データをもとに作成しております。作成には細心
の注意を払い編集作業を行っておりますが、デー
タ量は膨大であり日々変化する現状と地図面とが一
致しない場合があります。また、自標名称などは見
易さを優先し正式名称などを一部割愛して表現をし
ております。申し訳ございませんが何卒ご了承頂き
ます様よろしくお断り申し上げます。

